

（仮称）彦根総合運動公園整備基本計画（案）について

平成 36 年開催の第 79 回国民体育大会および第 24 回全国障害者スポーツ大会の開・閉会式および陸上競技の会場となる県立彦根総合運動場を、第 1 種陸上競技場を備えた公園に再整備するための公園整備基本計画（案）【資料 1、資料 2】をとりまとめた。

1 経緯

- ①（仮称）彦根総合運動公園整備基本構想の策定 平成 27 年 3 月
 - ・公園整備の基本的な考え方を整理した。
- ②（仮称）彦根総合運動公園整備計画検討懇話会 平成 27 年 4 月～3 回開催
 - ・各施設の整備概要や課題への対応などを検討した。
- ③地元自治会説明 平成 27 年 5 月～2 回開催
 - ・公園整備の概要などを説明した。

2 今後のスケジュール

- | | |
|------------------|--|
| 平成 27 年 8 月 27 日 | 政策・土木交通通常任委員会に報告 |
| 8 月末 | (仮称) 彦根総合運動公園整備基本計画を策定
→第 79 回国民体育大会滋賀県開催準備委員会に報告 |

(仮称)彦根総合運動公園整備基本計画の概要(案)

基本計画の背景

- 平成27年3月、滋賀県立彦根総合運動場を国体主会場の施設基準を満たす第1種陸上競技場を備えた公園として再整備するため、公園整備の基本的な方向性について外部有識者による公園整備計画検討懇話会等での議論を踏まえ、本県の考え方を(仮称)彦根総合運動公園整備基本構想として整理。
- 公園整備計画の具体化に向け、引き続き公園整備計画検討懇話会等においてご意見をお聞きしながら、基本構想で定めた公園整備の基本的な方向を踏まえ、各施設の整備概要や課題への対策などを検討し、(仮称)彦根総合運動公園整備基本計画を取りまとめた。

公園のイメージ

◆体力・健康づくり、夢育ての場◆多様な主体の交流の場◆歴史・文化などの触れ合いの場

公園整備の基本的な考え方

県民のスポーツ拠点として機能を強化するとともに、世代をこえて人々に長く愛着を持って利用される多様な機能を備えた公園として、彦根城をはじめとする周辺の景観などと調和を図りながら再整備する。

A: 国体開催を契機とした県民のスポーツ拠点としての機能強化

・アーバンリバーサイドの民衆的な遊び場として、市民のスポーツ・康復・レクリエーション活動の拠点となる

・アーバンリバーサイドの民衆的な遊び場として、市民のスポーツ・康復・レクリエーション活動の拠点となる

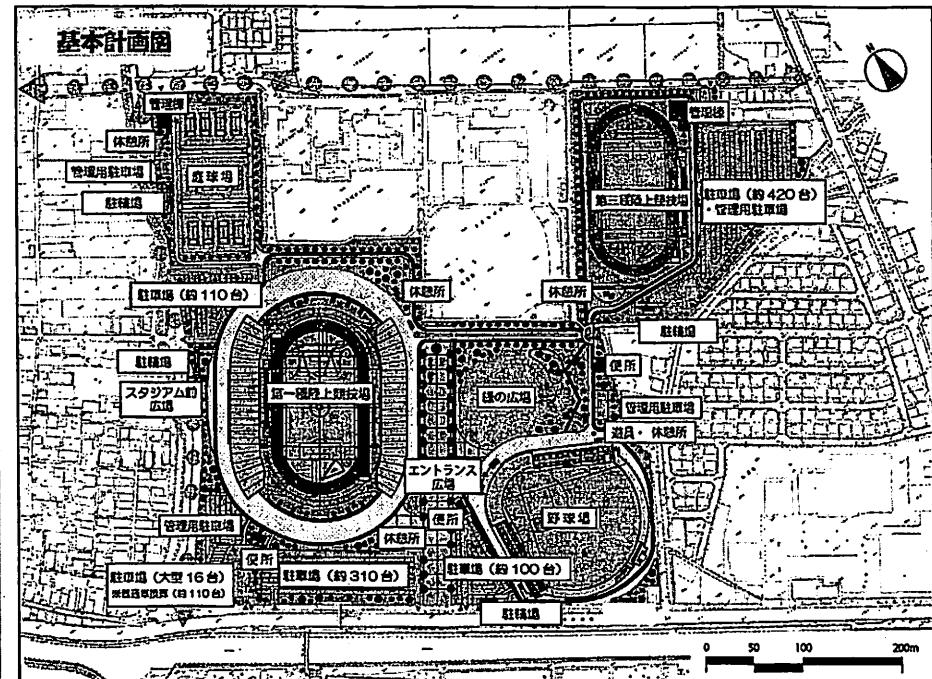
B: 国体開催後も世代をこえて人々に愛着をもって利用される多様な機能を備えた公園整備

・アーバンリバーサイドとして、安全・安心して利用できる魅力づくりを図る公園を整備する。また、防災・防災意識の活性化を図ることによる安心・安全・安心のまちづくりの実現による地域活性化を目指す公園を目指す

C: 彦根城をはじめとする周辺の景観に調和した公園整備

・世界遺産登録を目指す彦根城など歴史的・文化的な資源を調和した公園を目指す。また、公園整備における生環境に配慮した設計計画を取り組む

現有施設敷地(約14ha)に陸接地約8haを加え、全体約22haまで敷地を拡張



基本計画の方向性(1)景観と環境

豊かな緑と自然素材・県産材を用いて落ち着きを感じる公園とするほか、地域の歴史性を反映したデザインとする。

《ユニバーサルデザイン》 車いす利用者用の観覧席スペースの設置、滑りににくい舗装材による園路整備等

《地域活性化》 びわ湖畔材など滋賀県産木材を活用したベンチ等の整備、歴史サインの設置等

《彦根城へのシンボル軸》 エントランス広場は彦根城の景観と調和する並木を整備

《歴史性を踏まえた施設づくり》 周辺景観との整合性や歴史性に配慮した施設設計

《緑化推進》 建物の圧迫感の緩和を図るために緑地緩衝帯の整備、住宅地側の遮蔽機能の強化

《自然素材の活用》 車止めや花壇の石積みへの石材の採用、滋賀県産木材などを活用した四阿(あずまや)等の整備

《防災》 広域陸上輸送拠点等に指定されていることから、大規模災害時の物資輸送車両等に対応できる園路・空間整備

《環境》 再生可能エネルギーや雨水の活用、LED照明による省エネ対策、資源のリユース、環境学習の場として活用

《住環境に配慮した施設設計》 建物の高さ抑制や、光害対策を施した照明器具、防犯に配慮した照明灯の設置等を検討

基本計画の方向性(2)空間構成

《広場》 エントランス広場は公園のシンボルとなるゆとりのある空間を確保する。第1種陸上競技場の正面に待合等の広場を配置する。また、公園中央には緑のゆとりある空間を形成する。

《植栽・導入樹種の方針》 既存樹木の活用、遮蔽機能の強化、観賞・緑陰機能の確保、並木の形成、要注意外来種の排除の観点から公園一帯を植栽する。

《園路》 エントランス広場と第1種陸上競技場の外周部等には幹線園路(幅員6m~15m程度)を配置し、各運動施設間をつなぐ動線を補助幹線園路(幅員2m~3m)とする。管理車両が通行できる管理用道路(幅員3m)を配置するほか、緑豊かな環境の中に散策路やジョギングコースを配置する。

《休養施設ほか》 地場産の素材や木材を用いた休憩所(四阿(あずまや)やバーゴラ)を配置する。また、第1種陸上競技場のバックスタンド下や管理棟に常時開放の便所を整備するほか便所棟を配置する。

基本計画の方向性(3)公園に導入する主な施設の整備水準

O 第1種陸上競技場

①トラック・フィールド: 400m×9レーン、フィールド内はサッカーなど多目的利用可能、②収容人員: 固定席15,000席程度と芝生席を含め20,000人程度収容、③諸室: 観客席下に管理諸室、器具庫、室内走行路等を整備、④施設面積: 約3.8ha、うち建築面積約1.8ha

O 第3種陸上競技場

①トラック・フィールド: 400m×8レーン、フィールド内はサッカーなど多目的利用可能、②付属施設: 管理棟、器具庫を整備、夜間照明灯の設置を検討、③施設面積: 約2.1ha、うち建築面積約0.05ha

O 庭球場

①競技用砂入り人工芝コート12面、②付属施設: 管理棟、スタンド(約1,000人収容)、夜間照明灯を設置、③施設面積: 約1.0ha、建築面積: 約0.1ha

O 駐車場: 約1,100台、O 駐輪場: 約380台

O 野球場(存置)

基本計画の方向性(4)周辺施設との一体利用

○彦根総合運動場は金龜公園(彦根市管理)と一体的に利用されることを踏まえ、今後、運動施設や駐車場など両公園の機能補完による相互活用により一層強化し、利用者の利便性を図る。

基本計画の方向性(5)既存施設の撤去方針

○既存施設の解体・撤去は、平成29年度着手を予定。

(仮印) 長根総合運動公園整備基本計画の概要 (案)

施設整備・管理運営手法等

(1) 施設整備・管理運営手法

民間の資金や技術力を活用できる代表的な手法であるPFI方式等については、当公園での活用は困難であり、公設による施設づくり(*)を着実に進めていくこととし、施設整備後の管理運営にあっては指定管理者制度を適用する。

*公設による施設づくり：公共が自ら資金調達し、設計、建設、維持管理及び運営等の業務について、業務ごとに民間事業者に請負・委託契約として発注する方法

(2) 民間活力導入

民間活力を最大限活用することにより、質の高い公共サービスの提供、集客力の向上を図る。例：指定管理者制度やネーミングライツ制度の導入、設置・管理許可制度等の活用（物販、飲食店舗、第1種陸上競技場内施設の活用、スポーツ教室等の充実など）

(3) 住民参画手法

基本設計や実施設計をはじめ公園整備や管理運営等の各段階において、様々な形で住民等の皆様に参画いただけるよう取り組む。

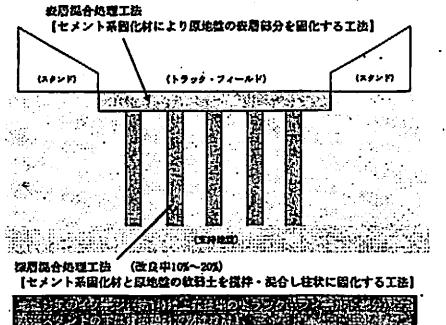
- ・基本構想・基本計画策定時：運動施設利用者団体を対象としたアンケート調査、全県民を対象とした意見募集
 - ・基本設計・実施設計策定時：公園の利用イメージや意見等をお聞きするワークショップ（例：植栽の樹種選定など）
 - ・施設整備時：公園に愛着をもっていただくことや運営にかかわっていただくことなどを目的とした様々なイベント（例：かまどベンチの製作、記念植樹イベントなど）、団体や企業、住民の皆様の寄附による設備や備品の整備の仕組みを検討
 - ・管理運営時：行政と公園管理者、ボランティア組織等が連携した多様なプログラムの実施（例：体験型ワークショップ、フリーマーケット、音楽イベントなど）

公園整備スケジュール

地盤対策の概略検討

- 課題：計画地が軟弱地盤であることから、陸上競技場（第1種、第3種）のトラック・フィールド部分の地盤対策が必要である。

- 対策：深層混合処理工法と表層混合処理工法を組み合わせる工法が適している。なお、陸上競技場の建物部分は建築基礎の設計段階で別途検討。



今後の主要課題

- 景観への配慮：彦根城の世界遺産登録に向けた取り組みにも配慮しながら、景観や眺望への負荷軽減を図ることが重要であり、公園整備にあたっては、本基本計画において設定したデザイン基調に沿い、公園一帯を樹木で覆うとともに、建物の形状やデザイン、色彩などについて十分に検討し進める必要がある。

また、計画地が風致地区内にあり、できるだけ建物の高さを抑える対応が必要であることから、第1種陸上競技場の高さを抑制する方法を検討し課題を整理した。

今後、より具体的に高さを抑制するための検討が必要となる一方で、スタンド屋根の高さを抑制することなどにより、必要な照度等を確保するための照明柱の設置が必要となると、逆に周囲の景観への負担が想定されることから、彦根市と協議を進めつつ総合的に検討する必要がある。

- 周辺交通環境の検討：彦根市が予定している市道拡幅事業との整合を図るとともに、計画地周辺における交通影響を見据えた動線の検討など周辺の住環境や通学等の安全確保に配慮した公園整備が必要となる。彦根市が平成27年度に作成を予定している都市交通マスター プランを踏まえ、公園整備が周辺の道路交通に与える影響を予測・評価するなどし、必要な対策についても関係機関と連携し進めていく。

- 国体開催に向けた計画的な施設整備：先導県事例により、国体開催時には最大で概ね3万人規模の来園者が想定されることから、できるだけ平坦地を多く確保するため、また、事業費の平準化を図るため、国体開催に必要な施設を優先的に整備し、国体後の完成形に向けた施設整備と区分するなど計画的な施設整備についての検討を行う必要がある。

今後の進め方

- 今後、基本設計や建築計画設計等を進めていく過程で、さらに技術的、専門的な検討を行なうとともに、コスト面や法令面等の検討を踏まえ、より具体的な内容に整理していく予定。

(仮称)彦根総合運動公園整備

基本計画（案）

平成27年 月

滋 賀 県

<目 次>

はじめに	P1-1
第1章. 基本構想の整理	P1-2
1-1 基本構想の概要	P1-2
(1) 現況把握	P1-2
(2) 公園整備の基本方針等	P1-6
(3) 検討課題	P1-9
 第2章. 基本計画の検討	P2-1
2-1 計画内容の検討	P2-1
(1) 整備水準の検討	P2-2
(2) 景観・環境の保全と創出に関する検討	P2-11
(3) 空間構成の検討	P2-21
(4) アクセスや動線の検討	P2-24
(5) 諸施設の検討	P2-29
(6) 地盤対策の概略検討	P2-43
(7) 既存施設の撤去方針	P2-46
(8) 周辺施設との一体利用	P2-47
 第3章. 基本計画図の作成	P3-1
3-1 基本計画図	P3-1
(1) プランの検討	P3-1
(2) 基本計画図の作成	P3-2
 第4章. 事業計画の検討	P4-1
4-1 施設整備・管理運営手法の検討	P4-1
(1) 施設整備・管理運営手法の検討	P4-1
(2) 民間活力導入の検討	P4-3
(3) 住民参画手法の検討	P4-7
4-2 事業プログラムの作成	P4-9
(1) 補助制度等の活用	P4-9
(2) 事業スケジュール	P4-10
4-3 今後の課題等	P4-12
(1) 今後の主な課題	P4-12
(2) 今後の進め方	P4-13
 資料	
1. (仮称)彦根総合運動公園整備計画検討懇話会の開催概要	資料-1
2. 先づ県における陸上競技場の施設規模について	資料-2
3. 第1種陸上競技場の設置方向について	資料-3
4. 第1種陸上競技場の高さの概略検討	資料-6
5. 駐車場・駐輪場の必要台数の算定	資料-14
6. 現況植栽について	資料-21
7. 便所1箇所あたりの便器数と面積	資料-22
8. 既存の地質調査資料	資料-23
9. 基本計画プラン比較資料	資料-25
10. 事業手法関連資料	資料-27
11. ネーミングライツ事例	資料-30
12. 住民参画の事例	資料-31

はじめに

第 79 回国民体育大会および第 24 回全国障害者スポーツ大会が平成 36 年（2024 年）に滋賀県で開催されるにあたり、平成 26 年 5 月、第 79 回国民体育大会滋賀県開催準備委員会において、「日常性」「将来性」「地域への貢献」「スポーツの推進」の視点から総合的に評価され、主会場が滋賀県立彦根総合運動場（滋賀県彦根市松原町地先）に決定されました。

現在の彦根総合運動場には第 2 種陸上競技場しかなく、主会場の施設基準を満たす第 1 種陸上競技場を備えた公園として再整備する必要があることから、公園の理念、公園としての機能や整備のイメージ等の公園整備の基本的な方向について、外部有識者等による（仮称）彦根総合運動公園整備計画検討懇話会（以下、「検討懇話会」という。）を設置して、各専門的見地からご意見をお聞きし、また県民意見の募集を行い、平成 27 年 3 月、本県の考え方を（仮称）彦根総合運動公園整備基本構想（以下、「基本構想」という。）として取りまとめました。

公園整備計画の具体化に向け、引き続き検討懇話会等においてご意見をお聞きしながら、基本構想で定めた公園整備の基本的な方向を踏まえ、各施設の整備概要や課題への対策などを検討し、（仮称）彦根総合運動公園整備基本計画を取りまとめました。

第1章 基本構想の整理

1-1 基本構想の概要

先に策定した基本構想の概要を示します。

(1) 現況把握

1) 計画地の概要

県立彦根総合運動場の概要を表1.1に示します。

表 1.1 県立彦根総合運動場の概要

所在地	滋賀県彦根市松原町 3028
敷地面積	約 14ha
都市計画法	用途地域：第1種中高層住居専用地域（建ぺい率：60%/容積率：200%） 彦根城風致地区

2) 立地条件

①周辺の土地利用

- ・ 計画地周辺は、干拓による埋立地に位置しています。
- ・ 計画地東側・西側はともに市道と河川に隣接し、さらに住宅地域が広がっています。
- ・ 計画地南側は彦根港彦根停車場線と旧彦根港湾を挟んで彦根城・金龜公園が立地しています。
- ・ 計画地北側に幼稚園・小学校・高校・市体育館が立地しているほか、農地が広がり、一部宅地が点在しています。

②交通アクセス

- ・ 米原駅から計画地まで約 7.3km、車で約 11 分
- ・ 彦根駅から計画地まで約 1.6km、車で約 4 分、徒歩約 20 分、バス運行本数（平日：6本/日、土日祝日：4本/日）
- ・ 彦根 IC から計画地まで約 2.9km、車で約 7 分

※ 周辺では、国土交通省事業として国道8号の米原バイパス、県都市計画道路事業で原松原線の2路線の整備計画があるほか、彦根市において計画地の北側、西側で2路線の道路整備が検討されています。（P2-25 図2.8 広域アクセス図 参照）

3) 現況施設の概要

彦根総合運動場は、県民の心身の健全な発達とスポーツの普及振興を図る目的で設置され、県内唯一の県立の総合運動施設として、県民のスポーツの拠点となっています。

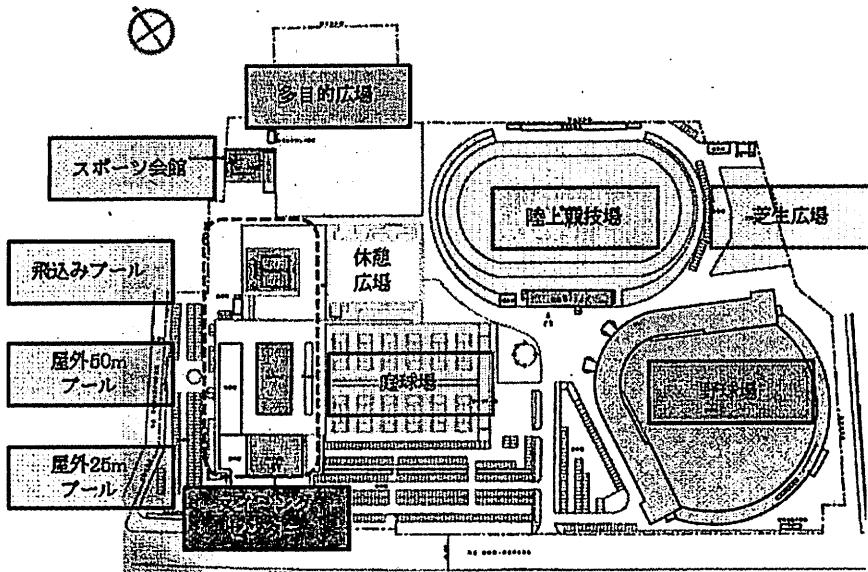


図 1.1 県立彦根総合運動場・施設配置図

各施設の概要は次表のとおりです。

表 1.2 彦根総合運動場・施設概要

施設	概要
陸上競技場	<ul style="list-style-type: none"> 施設規模 : 25,405 m² 第2種公認 400m×8コース、全天候型舗装 6,000人収容 (メインスタンド: 約1,100人、サブスタンド(芝生): 約4,900人)
野球場	<ul style="list-style-type: none"> 施設規模 : 24,688.15 m² グラウンド中堅 122m、両翼 99m 10,000人収容 (内野スタンド: 約6,000人、外野芝生スタンド: 約4,000人)
庭球場	<ul style="list-style-type: none"> 施設規模 : 9,733 m² 競技用砂入り人工芝コート 12面 500人収容
スイミングセンター	<ul style="list-style-type: none"> 施設規模 : 12,195 m² 屋外公認 50m プール 9コース 410人収容 屋外公認 25m プール 7コース 公認飛び込みプール 飛び板 高飛び 5m、7.5m、10m
多目的広場	<ul style="list-style-type: none"> 施設規模 : 14,000 m² 陸上競技場のサブグラウンドおよび各種スポーツ大会、運動会に使用
スポーツ会館	<ul style="list-style-type: none"> 施設規模 : 492.26 m² 宿泊室 : 洋室8室(8人部屋)、和室1室(13人部屋) 食堂(自炊)
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 駐車台数 : 680台
その他	<ul style="list-style-type: none"> 休憩広場、芝生広場、園路、エントランスなど
敷地面積	<ul style="list-style-type: none"> 約 14ha

4) 上位関連計画

計画地およびその周辺地域に関連している滋賀県、彦根市などにおけるまちづくりや防災などに係る諸計画については次のとおりです。

表 1. 3 関連計画の整理

種別	関連計画など	関連計画の概要
都市計画法	①彦根長浜都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (平成 24 年 3 月 滋賀県)	■都市景観形成と保全に関する方針 商業地・工業地・住宅地などの適正な用途確保と配置・誘導を図る目的で、彦根市は、中心商業地に位置づけられている。本都市計画区域は伝統的なまちなみ景観や、豊かな自然・歴史・文化資源を有しており、これらの保全と調和するまちづくりを推進する。
	②彦根市都市計画マスター プラン (平成 19 年 3 月 彦根市)	■土地利用の方針 彦根港、金龜公園および総合運動場周辺地域一体を彦根市の観光・レクリエーション系(ゾーン)の拠点として位置づけ、その利活用を図る。
景観法	③彦根市景観計画 (平成 19 年 6 月 彦根市)	計画地は市街地景観形成ゾーンに属し、一部城下町景観形成地域に入っている。
地域における歴史的風致の維持向上に関する法律	④彦根市歴史的風致維持向上計画 (平成 23 年 3 月 彦根市)	歴史的風致の維持・向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要である区域を重点区域として指定する。 計画地の一部が重点区域に含まれている。
その他	⑤彦根市緑の基本計画 (平成 18 年 3 月 彦根市)	計画地の周辺では、緑の将来像の設定が行われている。
	⑥彦根城世界遺産暫定一覧表記載資産準備状況における計画地の位置づけ (彦根市)	平成 4 年より世界遺産暫定一覧表記載資産となっており、現在も世界遺産登録を目指している構成資産「彦根城」の北側に隣接するかたちで位置している。 世界遺産は、構成資産と緩衝地帯(構成資産の資産価値を保全するために開発を規制する地域)で構成されている。
	⑦滋賀県スポーツ推進計画 (平成 25 年 3 月 滋賀県)	すべての県民が身近にスポーツを楽しみ、自ら進んで参画し、互いに連携・協働することを通じて、幸福で豊かな生活を営むことができる共生社会の実現を目指す。
	⑧滋賀県地域防災計画 (平成 25 年度 滋賀県)	彦根総合運動場に関する防災施設の指定状況 ○滋賀県緊急輸送ネットワーク 計画地は広域陸上輸送拠点に位置づけられている。

		<p>○滋賀県緊急消防援助隊受援計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸上競技場：飛行場外離着陸場 ・彦根総合運動場：宿営可能場所（屋外） ・スポーツ会館：宿営可能場所（屋内） <p>に指定されている。</p>
	<p>⑨彦根市地域防災計画 (平成 25 年度彦根市)</p>	<p>彦根総合運動場に関する防災施設の指定状況</p> <p>○緊急輸送ネットワーク</p> <p>計画地は広域陸上輸送拠点に位置づけられている。</p> <p>○災害用ヘリポート</p> <p>計画地内多目的広場・陸上競技場が指定されている。</p> <p>○一時避難場所</p> <p>計画地内スイミングセンターが指定されている。</p>
	<p>⑩東南海・南海地震応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画 (中央防災会議・平成 19 年 3 月 20 日)</p>	<p>非被災地域から被災地域へ物資を輸送する広域物資拠点に本運動場が指定されており、食料・約 21 万食などが輸送される計画となっている。</p>

上記に関し、「彦根長浜都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は平成 28 年度に、「彦根市都市計画マスターplan」は平成 26 年度・27 年度に見直しが行われ、さらに「彦根市緑の基本計画」も平成 28 年度に見直し予定となっています。

また、新たに「彦根市都市交通マスターplan」が平成 28 年度に策定される予定です。

なお、「東南海・南海地震応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画」については、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」へと見直しがなされ（中央防災会議幹事会・平成 27 年 3 月 30 日）、これにより当該地については、広域物資拠点の対象ではなくなりました。

(2) 公園整備の基本方針等

現在の彦根総合運動場を、第1種陸上競技場等を備えたスポーツ拠点とともに、緑やオープンスペースを活用したレクリエーションなど多様な機能をもち、すべての人々が気軽に利用できる公園として整備するものとし、整備後の（仮称）彦根総合運動公園のイメージと公園整備の基本的な考え方を以下のとおり定めました。

公園のイメージ

◆ 健康・健康づくりの育てる場

広く県民が日常的に気軽にさまざまなスポーツを楽しめ、生涯にわたって体力・健康づくりの場として持続的に活用できるとともに、滋賀の次世代を担う子どもたちや若者たちが、スポーツを「する」「みる」「支える」ことにより、夢を育てる場としても活用できるような公園

◆ 世代・性別・障害の交流の場

世代や性別、障害の有無などを問わず、一人ひとりが思いやりや信頼の心を持って、スポーツを「する」「みる」「支える」といった機会を通じて人と交流することにより、多様な価値観を認め合い、コミュニティの形成や活動の輪が広がり、豊かな生活を営むことができる共生社会の実現へつなげていけるような公園

◆ 歴史・文化などの触れ合いの場

彦根城や琵琶湖に近接している場で、歴史、文化、地形の変遷などの地域特性や自然に触ることにより、一人ひとりが感動や喜びを感じ元気になり、そして、地域のにぎわいへつなげていけるような公園

公園整備の基本的な考え方

県民のスポーツ拠点として機能を強化するとともに、世代をこえて人々に長く愛着を持って利用される多様な機能を備えた公園として、彦根城をはじめとする周辺の景観などを調和を図りながら再整備します。

公園整備の基本的な考え方を踏まえて、次のとおり3つの基本方針と導入施設などを整理しました。

●主な施設：第1種陸上競技場、第3種陸上競技場（第1種陸上競技場の補助競技場）、野球場（現有施設の存置）、駐車場（公園内に分散配置）を整備

- その他施設：例えば、庭球場、多目的広場、芝生スペース、休憩所、ジョギングコース、緑地緩衝帯などの整備について、利用状況や競技団体などの意見・要望を踏まえ検討。
- 現スイミングセンターは他所での整備を検討。スポーツ会館（宿泊施設）は整備しない。

●休憩・交流：地域の人々が日常から気軽に利用できる広場、緑の中の休憩空間などの整備

- レクリエーション、健康づくり：様々な世代の人たちが日常的に安全に利用できる心身の健康づくりの場、自然や季節を体感できる散策路・ジョギングコースなどの空間を整備
- 防災：大規模災害時の広域陸上輸送拠点・広域物資拠点※などの役割を果たすための搬出入スペースを確保するなど、非常時の防災拠点となるよう整備
- 環境：間伐材等の利用、再生可能エネルギーの活用、保水性舗装や雨水貯留など、環境に配慮した施設整備とともに、これらの取組を通して美しい環境デザインを備えた学びの場となるような施設を整備
- ユニバーサルデザイン：段差のない園路や緩やかで無理のない勾配の採用、車いす使用者や乳幼児連れの人などが利用できるトイレの設置など、すべての人が安全に安心して利用できる公園として整備
- 地域活性化：地域資源の利用による地域の活性化、周辺観光地や歴史などの情報発信

●彦根城へのシンボル軸：「国宝彦根城」を正面にしたシンボル軸の形成

- 歴史性を踏まえた施設づくり：城下町や宿場町の伝統、旧松原内湖や百間橋などの歴史的背景を踏まえた次世代につながる地域の誇りとなるよう施設整備に配慮
- 緑化推進：陸上競技場などの圧迫感や、生活環境への影響の緩和のため、植樹による緑化に配慮
- 自然素材の活用：滋賀県産木材などの自然素材・地域資源を活用し、地域の風土に調和した施設を整備
- 住環境に配慮した施設設計：施設整備に伴う騒音、振動などによる周辺の生活環境への影響を最小化、安全で住みよいまちづくりの観点を踏まえ関係機関と協議

※「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(H27.3.30)への見直しにより、「広域物資拠点」の対象ではなくなりました。

公園整備の基本的な考え方・基本方針を踏まえて、現有施設敷地（約 14ha）に隣接地約 8ha を加え、全体約 22ha まで敷地を拡張し、施設配置図（ゾーニング図）案を次のとおり作成しました。



(3) 検討課題

基本構想で整理した検討課題に対する県の考え方を次のとおり整理しました。本基本計画では、これらについてさらに検討を加えて計画の策定を行います。

表 1.4 基本計画の検討課題

No	検討課題	検討課題に関する考え方	検討箇所
1	導入施設の種類	・多様な競技・スポーツに活用いただける総合運動公園として、野球場、第1種陸上競技場、第3種陸上競技場のほかに、庭球場等を整備するよう検討する。	2-1(1) 整備水準
2	第1種陸上競技場の規模や仕様	・国体後の利用を見据えた適正な規模での施設整備を進める。 ・規模や形状、高さ、その他設備等について、引き続き計画・設計を進める。	2-1(1) 整備水準
3	第3種陸上競技場の人工芝設置	・日本陸上競技連盟の規程に従い、天然芝で整備する。	2-1(1) 整備水準
4	夜間照明の設置（災害時、防犯性の確保）	・第1種陸上競技場は、日本陸上競技連盟の基準に従い、夜間照明設備を設置する。 ・陸上競技場を含め公園内の夜間照明については、スポーツ利用のほか災害時対応や防犯の観点からも整備を検討する。	2-1(1) 整備水準
5	彦根城の景観との調和	・彦根城や住宅地など周辺地域からの景観や彦根市景観計画における眺望景観、周辺生活環境等への影響に配慮するとともに、公園利用者の自然との触れ合いなども考慮して、公園内の緑化を推進する。	2-1(2) 景観・環境
6	環境への配慮	・環境への配慮課題として、再生可能エネルギーの活用のほか、雨水を貯水してトイレの洗浄や芝への散水などに利用することを検討する。 ・その他、下水再生水の利用についても関係機関と連携し検討する。	2-1(2) 景観・環境
7	運動施設の配置	・第1種陸上競技場については、滋賀県陸上競技協会等のご意見を伺い、風向・日照等を考慮し配置する。 ・他の施設も含め、施設の配置については、公園計画・設計においてさらに検討する。	2-1(3) 空間構成
8	周辺道路の安全確保	・交通安全確保の観点から、駐車場等の公園施設の配置にも配慮する。	2-1(3) 空間構成

No	検討課題	検討課題に関する考え方	検討箇所
9	公共交通アクセスの向上	・公園計画・設計において、利用者の交通手段についても検討を加え、施設整備を進める。	2-1(4) アクセス・動線
10	地盤対策	・軟弱地盤対策については、詳細な調査を実施のうえ、対応策について検討する。	2-1(6) 地盤対策
11	工事期間中の大会運営	・工事期間中の各種大会運営への影響を考慮し、現在、利用されている各スポーツ団体等とも協議のうえ工事を実施する。	2-1(7) 撤去方針
12	地域経済等への貢献	・国体開催を契機に、周辺の地域経済の活性化につながるよう、彦根市とも連携を図りながら施設整備に取り組む。	2-1(8) 周辺施設との一体利用
13	駐車場の彦根城との兼用	・駐車場の有効な利用方法について、彦根市とも協議しながら検討する。	2-1(8) 周辺施設との一体利用
14	企業との連携の取組	・施設の整備や管理運営の面で民間のノウハウや創意工夫の活用について検討する。	4-1(1)(2) 整備・管理運営手法
15	住民参画と地域づくり	・国体終了後のまちづくりにつながるよう、地域に親しまれる公園づくりに向けた住民参画のあり方について検討する。	4-1(3) 住民参画手法

第2章 基本計画の検討

2-1 計画内容の検討

基本構想における、導入を検討する主な運動施設などの検討状況は次のとおりです。

表 2.1 基本構想における主な運動施設などの検討状況

施設	概要
1) 第1種陸上競技場	<ul style="list-style-type: none"> ・400m×9 レーン ・サッカー、ラグビーなどとして活用できる多目的利用が可能な第1種公認陸上競技場 ・収容人数は、15,000人～20,000人収容（想定） ・施設規模は、先催県の2万人程度収容の第1種陸上競技場の規模を参考にします。 ・風向を考慮して施設の長軸を南北方向（敷地南側の県道に対して垂直に配置）とし、西日を考慮してメインスタンドは西側に配置します。
2) 第3種陸上競技場	<ul style="list-style-type: none"> ・400m×8 レーン ・第1種陸上競技場の補助競技場（練習やウォーミングアップ）として利用 ・トラック内のフィールドは、サッカーなどに利用できる仕様 ・施設規模は、先催県の第3種陸上競技場の規模を参考にします。
3)野球場	<ul style="list-style-type: none"> ・存置する。
4)駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・従前の駐車可能台数を参考にします。 (参考：現況の駐車場) <ul style="list-style-type: none"> ・常設駐車場：680台 ・大会時などは、多目的広場を臨時駐車場として活用（約400台）
5)庭球場	<ul style="list-style-type: none"> ・利用状況や指定管理者、団体利用者の意見・要望などを踏まえ整備について検討します。 (参考：現況の庭球場) <ul style="list-style-type: none"> ・競技用砂入り人工芝コート：12面 ・スタンド収容人数：500人
6)多目的広場	<ul style="list-style-type: none"> ・利用状況や指定管理者、団体利用者の意見・要望などを踏まえ整備について検討します。 (参考：現況の多目的広場) <ul style="list-style-type: none"> ・約100m×約140m（約1.4ha）

(1) 整備水準の検討

基本構想を踏まえ、各施設の整備水準について検討しました。

1) 第1種陸上競技場

第1種陸上競技場の規模・規格等については、日本陸上競技連盟の基準に準拠し、必要に応じて他競技の基準や事例等を参考に、次のとおりとします。

【整備内容】

① トラック・フィールド

400m×9 レーン、フィールド内はサッカーなど多目的利用可能

② 収容人員

固定席は 15,000 席程度

芝生席を含め 20,000 人程度収容

③ 諸室

観客席下に管理諸室、器具庫、室内走行路等を整備

④ 面積

施設面積 約 3.8ha

建築面積 約 1.8ha

⑤ 施設の高さ（概略検討）

計画地は風致地区内にあるため、「彦根市風致地区内における建築等の規制に関する条例」（以下、「彦根市風致条例」という。）に基づき、一般的に、許可を要する行為の対象となる建築物の高さの基準は15m以下とされていますが、県が行う公園整備に関しては、彦根市風致条例では許可を要しないこととされており、また、都市公園法による都市公園事業の場合は条例の適用除外となります。

しかしながら、彦根市における都市計画への適合の観点等から、彦根城などの歴史的・文化的な景観に調和した建築物として、第1種陸上競技場の高さを低く抑えるための概略の検討を行いました。（P資料-6）

今後、彦根市と連携しながら、さらに詳細な技術的検討を進めていくこととします。

⑥主な施設計画と諸室

主な施設計画と諸室は次のとおりです。

表 2.2 第1種陸上競技場・主な施設計画

区分	規格・仕様	日本陸上競技連盟の基準	日本サッカー協会のガイドライン※3
走路	<ul style="list-style-type: none"> 400m × 9 レーン※1 レーンの幅 1.22m 全天候舗装 	<ul style="list-style-type: none"> 直走路：8 レーン又は 9 レーン レーンの幅 1.22m 曲走路：同上 全天候舗装 	
フィールド	跳躍競技施設	<ul style="list-style-type: none"> 走幅跳：6 カ所 三段跳：8 カ所※2 (女子用含む) 棒高跳：6 カ所 走高跳：6 カ所※2 	<ul style="list-style-type: none"> 走幅跳：6 カ所以上 三段跳：6 カ所以上 棒高跳：6 カ所以上 走高跳：表示なし
	投げ競技施設	<ul style="list-style-type: none"> 砲丸投：3 カ所※2 やり投げ：2 カ所※2 円盤投・ハンマー投：2 カ所 	<ul style="list-style-type: none"> 砲丸投は芝生に投げきするサークル 2 カ所以上、円盤投・ハンマー投は 2 カ所とし、兼用型でよい(砲丸投のサークルとの兼用不可) やり投げ：表示なし
障害物競争設備	水濠をレーンの内側または外側に設置	水濠をレーンの内側または外側に設置	
インフィールド	天然芝	天然芝	天然芝
夜間照明設備	<ul style="list-style-type: none"> 高さ 1.00m で 1,500 Lx 以上 高さ 1.22m で フィニッシュラインは 1,500Lx 以上 屋根先端への照明設備の設置を想定 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ 1.22m で平均照度 1,000Lx 高さ 1.22m でフィニッシュラインは 1,500Lx 以上 	<ul style="list-style-type: none"> フィールドから 1 m の高さで 1,500 Lx 以上
電光掲示板	大型映像装置の設置を検討	電光掲示板の設置が望ましい	<ul style="list-style-type: none"> J1：大型映像装置を設置すること J2：電光掲示板を設置すること
監視カメラ	監視用カラーテレビカメラの設置 (12 カ所は必須)	大規模競技会用に 12 カ所設置	<ul style="list-style-type: none"> スタジアムの内外、すべての進入路等に監視用カラーテレビカメラの設置
収容人員	<ul style="list-style-type: none"> 20,000 人程度 (芝生席含む) 固定席は 15,000 席程度で屋根付き 	<ul style="list-style-type: none"> 15,000 人以上 (芝生席含む) 少なくともメインスタンドは 7,000 人程度で屋根付き 	<ul style="list-style-type: none"> (新設の場合) ※4 J1：20,000 人～40,000 人 J2：15,000 人～20,000 人

※1：新設の場合は 9 レーンとなる（基準には、既存施設への対応のため、「又は 8 コース」の表記がある）

※2：大会運営等を行う県陸協との調整により数量を決定する。ここでは一般的に採用されている施設数とした

※3：(公財)日本サッカー協会発行のスタジアム標準 (J1、J2 仕様) を参照

※4：芝生席はカウントしない

スタンド下部等に設ける諸室は、日本陸上競技連盟の仕様と日本サッカー協会のスタジアム標準に定める以下の仕様に準拠し、整備内容や配置等については建築計画設計の過程で関係団体等との協議によって決定します。

表 2.3 第1種陸上競技場・主要諸室

区分	日本陸上競技連盟の基準	日本サッカー協会のガイドライン
更衣室	・300人以上収容し得ること	・最小規模各150m ² を、メインスタンド側に、2室以上、4室推奨
雨天走路	・メインかバックスタンド側に必要 ・舗装材は競技場と同一	
用器具庫	・2ヵ所以上で、合計500m ² 以上 ※多目的競技用は別途必要	・競技備品用倉庫、売店倉庫、警備備品用倉庫等
浴場またはシャワー室	・男女各2ヵ所以上	・チーム更衣室内に設置
メインカメラ		・メインスタンド中央、観客がカメラに入らない位置でフィールド全体が見渡されること。 ・カメラポジション毎に2×3m程度が必要
放送室	・スタンド上層部に設置	・場内放送システムを有する運営本部室、記録室(最小規模18m ²)を設置
指令室		
電光掲示板操作室		
写真判定室		
情報処理室	・スタンド下層部に設置	
コピー室		
医務室		・最小規模50m ²
ドーピング検査室		・最小規模36m ² のドーピングコントロール室を設置
ウェイト・トレーニング室		
記者席	・大規模競技会の運営上、記者席はファニッシュライン上方に仮設でもよいが設置、電話、モニター等を設置	・記者席、中継用実況放送室、記者室、記者会見室、ミックスゾーン(200m ² 以上)を設置
休憩	・役員、補助員等の休憩の場を確保	
監督室		・チーム用の更衣室に隣接する場所に2室、最小規模24m ²
VIPエリア		・メインスタンド中央、フィールドより高い位置、フィールド全体を支障なく完全に見渡すこと
ウォームアップエリア		・チーム用の更衣室付近、最小規模各100m ² 、屋外・屋内問わないが、張芝(人工芝可)を要する
マッチ・コーディネーション・ミーティング室		・チーム更衣室と審判更衣室の近く、審判更衣室に直接アクセスできる場所、最小規模24m ²
審判更衣室		・メインスタンド側、最小規模24m ² 、2室推奨
ポールペーソン更衣室等		・ポールペーソン更衣室のほか、ボランティア、マスコット、演出関係の出演者等の控室を設置
コンコース		・トイレ、売店などを設置

⑦各競技種目の施設配置（案）

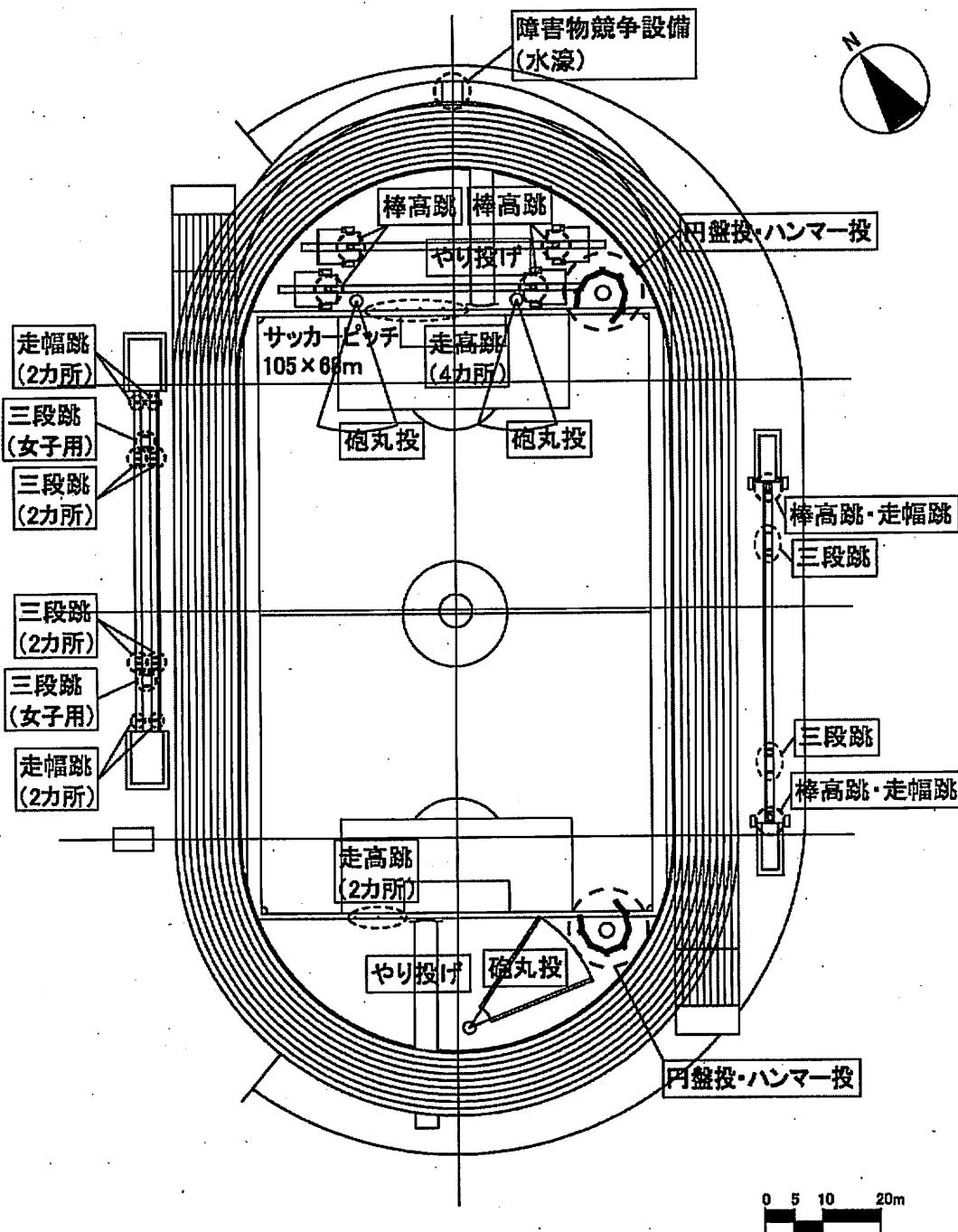
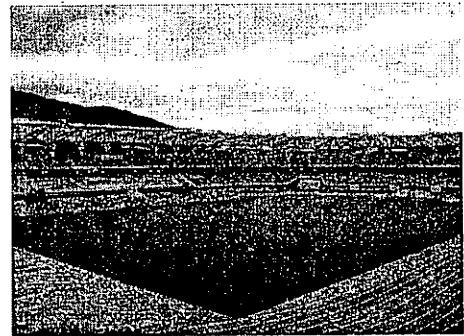


図 2.1 第1種陸上競技場レイアウト（案）



第1種陸上競技場
(事例1)



第1種陸上競技場
(事例2)

2) 第3種陸上競技場

第3種陸上競技場の規模・規格等については、日本陸上競技連盟の基準に準拠し、必要に応じて他の事例等を参考にします。

【整備内容】

① トラック・フィールド

400m×8レーン、フィールド内はサッカーなど多目的利用可能

② 付属施設

管理棟および器具庫を整備

③ 面積

施設面積 約2.1ha

建築面積 約0.05ha

④ 主な施設計画

主な施設計画は次のとおり

表 2.4 第3種陸上競技場・主な施設計画

区分	規格・仕様	日本陸上競技連盟の基準
走路	<ul style="list-style-type: none"> ・400m×8レーン ・レーンの幅: 1.22m ・全天候舗装 	<ul style="list-style-type: none"> ・直走路: 8レーン ・曲走路: 6レーン以上 ・全天候舗装
フィールド	<ul style="list-style-type: none"> ・走幅跳: 4カ所※1 ・三段跳: 6カ所(女子用含む)※1 ・棒高跳: 3カ所※1 ・走高跳: 2カ所※1 	・各1カ所以上
	<ul style="list-style-type: none"> ・砲丸投: 1カ所 ・やり投げ: 1カ所 ・円盤投・ハンマー投兼用: 1カ所 	・各1カ所以上、ただし、円盤投・ハンマー投サークルは兼用してよい
	・無し	・無くても可
	・天然芝	・天然芝
補助競技場	・無し	
収容人員	・観覧スペース確保	・相当数
トレーニング場	・無し	
雨天走路	・無し	・無くても可
用器具庫	・用器具庫を設置	・あることが望ましい
更衣室	・管理室、更衣室・便所(男女)	・あることが望ましい
浴場またはシャワールーム		
夜間照明設備	・設置を検討※2	

※1: 大会運営等を行う県陸協との調整により数量を決定する。ここでは一般的に採用されている施設数とした

※2: 第3種陸上競技場の夜間照明については、周辺環境への影響などを考慮したうえで必要性・必要照度などについて検討を行う。

⑤各競技種目の施設配置（案）

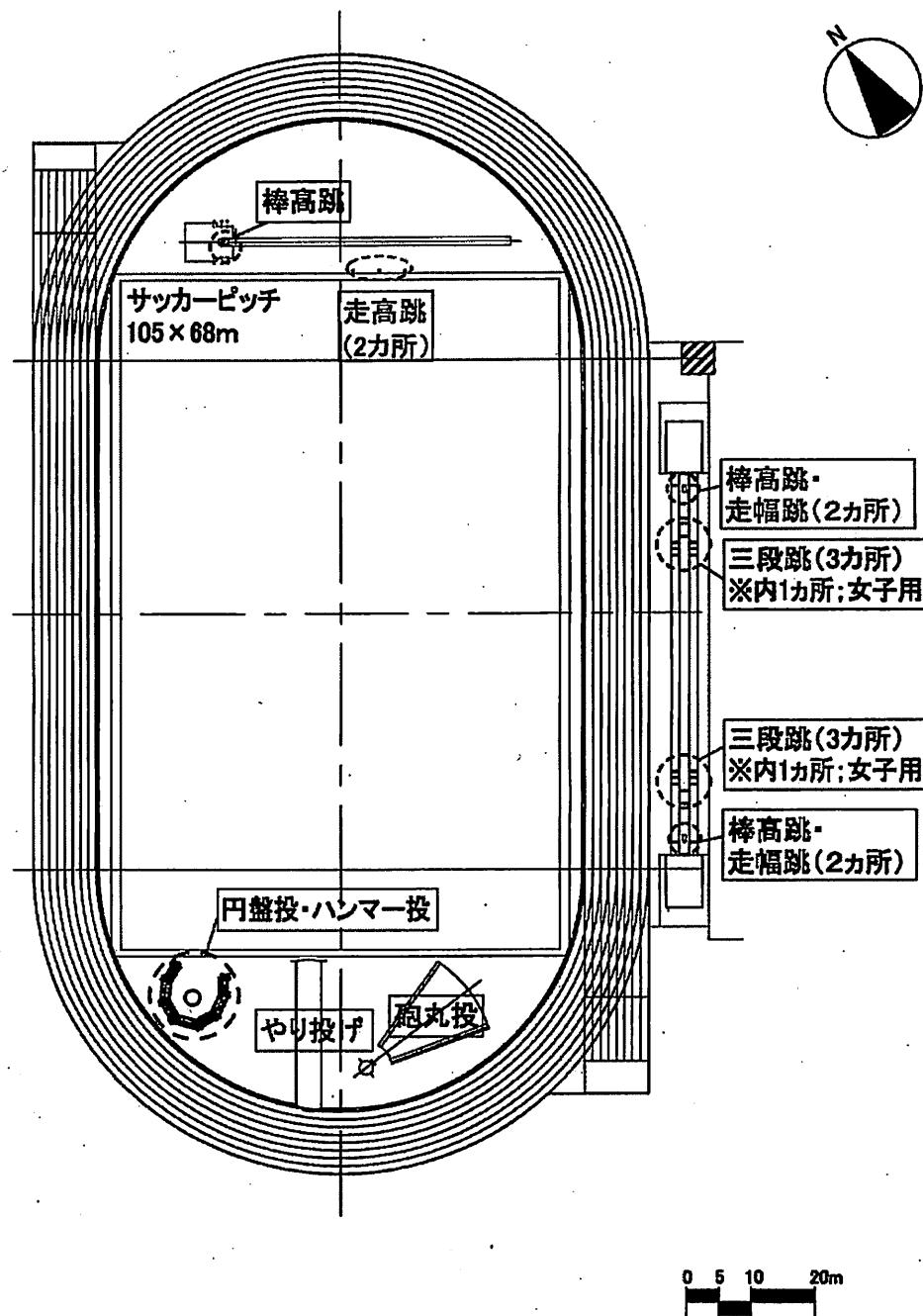
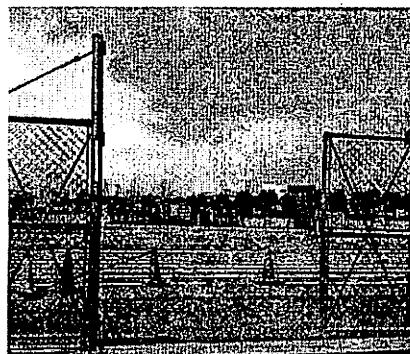


図2.2 第3種陸上競技場レイアウト（案）



第3種陸上競技場
(事例1)



第3種陸上競技場
(事例2)

3) 野球場

野球場は存置します。

4) 駐車場・駐輪場

駐車場は「都市公園利用実態調査 (財)公園緑地管理財団 (H19年度)」のデータをもとに必要駐車台数を算出し (P資料-14)、園内に分散配置します。

【整備内容】

①必要駐車台数 約 1,100 台

②必要面積 約 3.3ha

なお、整備台数を超える駐車が見込まれる場合には、近隣の駐車可能スペースの活用や交通手段の制限などによる対応を検討します。

駐輪場についても同様に必要駐輪台数を算出し、園内に分散配置します。

【整備内容】

①必要駐輪台数 約 380 台

②必要面積 約 0.1ha

5) 庭球場

庭球場については、特に県域以上の公式大会の利用が多いことや、競技団体にアンケート調査を行った結果から、大会運営の継続や競技力の向上、体力や健康づくりのため、現有施設と同規模程度で整備します。

また、観客スタンドについては、現有施設は片側に偏っており、通路部分で両チームが混在して応援しているという状況であり、スポーツを「みる」といった観点から、応援スペースを拡大して、観客スタンドの充実を図ります。

【整備内容】

①テニスコート

競技用砂入り人工芝コート 12面

②付属施設

管理棟 (更衣室、便所、倉庫等含む)

観客スタンド (約 1,000 人収容)

照明設備

③面積

施設面積 約 1.0ha

建築面積 約 0.1ha

④施設の配置

テニスコートの規格は、「屋外体育施設の建設指針」(公益財団法人日本体育施設協会発刊)に準拠し、施設の配置を検討しました。

【テニスコート1面あたりの規格】

●ダブルスコート：縦23.770m×横10.970m

(※シングルスコート：縦23.770m×横8.230m)

【コート周りのスペース】

下表から、庭球場のコート周りのスペースは、ベースラインから後方に8m、サイドラインの外側横に6m、コートのサイドラインの間隔は5mとします。

表2.5 コート周りのスペース比較

種目	●硬式テニス		●ソフトテニス
	《公式試合》	《主要な公式試合》 (ラインアンパイラを 配置する場合)	
ベースライン 後方	6.4m以上	8m以上	8m以上
サイドライン 横	3.66m以上 (※コート間隔 3.66 m以上)	5m以上	6m以上 (※コート間隔 5m 以上)

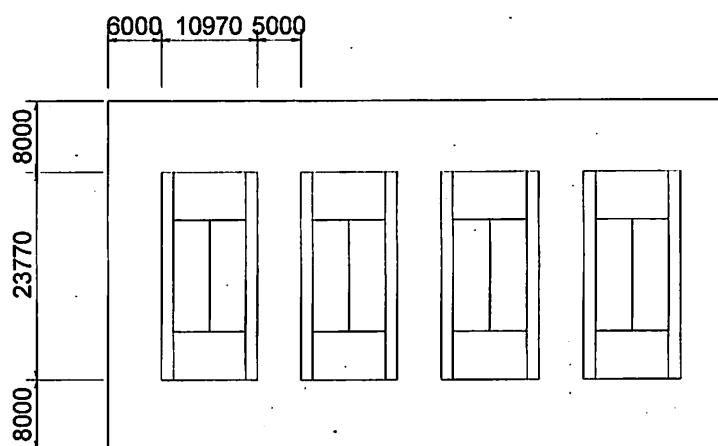


図2.3 コート周りのスペース

本公園におけるテニスコートの配置（12面）は次のとおりです。

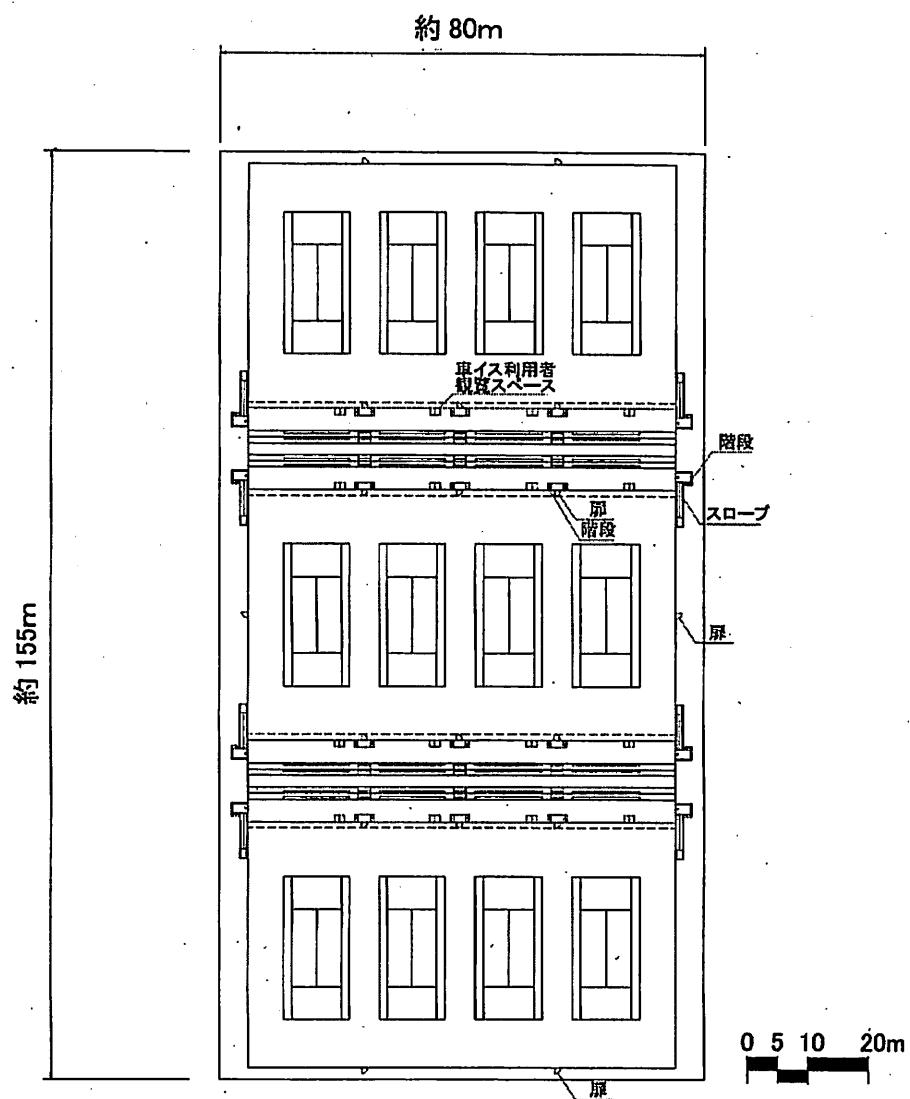


図 2.4 庭球場レイアウト（案）

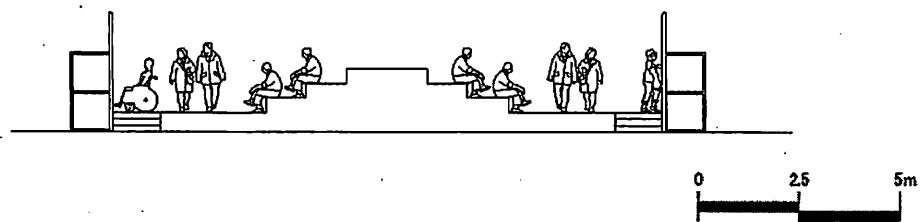


図 2.5 庭球場観客スタンド断面図イメージ
※観客スタンドの屋根整備は今後検討する。

(2) 景観・環境の保全と創出に関する検討

1) デザイン基調

基本構想で定めた公園整備の基本方針の中から、デザインについて定めたものを踏まえ、基本計画では、公園全体のデザイン性の統一などに配慮しながら、デザイン基調の検討を行いました。

公園整備の基本方針～デザイン～

(2) [基本方針(B)]

自然開けた空間を保つことで人々に愛着をもって利用される多目的公園を目指す

4) 環境

- 環境に配慮した取組を通して、美しい環境デザインを備えた人々の学びの場となるような施設づくりに努めます。

(3) [基本方針(C)]

彦根城を守りめどする周辺の景観に調和した公園整備

2) 歴史性を踏まえた施設づくり

- 城下町や宿場町の町並み、史跡や社寺など歴史と伝統が現代まで継承されてきたことを踏まえ、次世代につながる地域の誇りとなるような施設づくりに配慮します。
- 公園敷地の周辺一帯は旧松原内湖であり、時代とともに地形や景観が大きく様変わりしてきたことを踏まえ、郷土になじみ深い木々、草木などの植栽や百間橋などをモチーフに取り入れるなどして、この地一帯が内湖であったことがイメージできるよう施設づくりに活かします。

4) 自然素材の活用

- 滋賀県産木材など自然素材・地域資源を活用して地域の風土などに調和した施設をつくります。
- 公園を訪れた人びとが自然のぬくもりや自然の大切さを感じることができるような空間をつくります。

基本方針では、デザインの方向性として、「環境」や「歴史性」、「自然素材」などを取り上げています。また、本公園の周辺には、彦根城や金龜公園の豊かな緑、堀や水路、琵琶湖の水辺空間、農地の緑の景観や既成市街地があります。



西側大黒川沿いの緑の景観



東側大洞川沿い緑の景観



運動場エントランスから望む彦根城

彦根城など周辺の歴史的・文化的な景観に調和する公園づくりに向けて、景観の要素や素材、デザインの基本的な考え方について以下に整理しました。

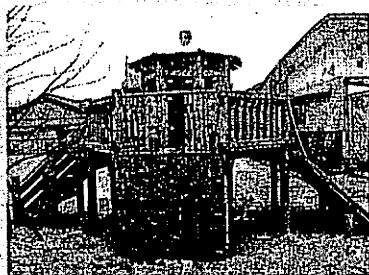
《公園全体のデザイン基調》

～豊かな緑と自然素材を用いた、落ち着きを感じる公園デザイン～

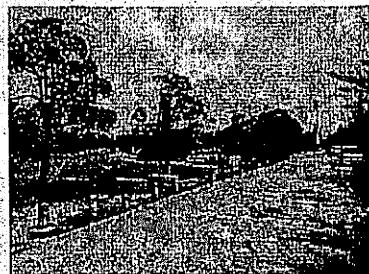
- ・彦根市のシンボルである彦根城と調和する緑豊かで、統一感のある公園空間とするために、緑量の確保やデザインのルール化(色彩・素材・舗装パターンなど)の他、旧松原内湖に架橋されていた百間橋など地域の歴史性を反映したデザイン基調とします。また、素材は、あたたかみのある落ち着いた空間となるよう滋賀県産木材の使用に努めます。

<デザインのルール化>

- ①色彩：緑と自然素材（木・石）に調和するアースカラーワークとし、舗装はグレー系と茶系、構造物等の施設は目立たない茶系の色合いを基本とします。
- ②舗装素材・カラー：緑の景観に調和し落ち着きのあるグレー系と茶系の保水性や透水性のあるブロック舗装、土系舗装を基本とします。
- ③舗装パターン：エントランス広場は、公園全体のスケール感を表現する広がりのある大きなグリッド（格子状）の舗装パターン、その他の小規模な広場についてはヒューマンスケールを感じるデザイン（小さなグリッド、ストライプ、ランダムパターンなど）の舗装パターンとして区別します。
- ④施設への自然素材の活用：県産木材の活用（ベンチ、サイン、四阿（あずまや）や遊具の支柱）、石製の車止めや花壇などを活用します。
- ⑤植栽の工夫：植栽帯にアンジュレーション（起伏）やマウンドアップ（土壘）をもうけるなどの工夫により、自然な環境のイメージ形成と変化のある景観づくりを行い、同時に、緑視率の向上を図ります。



木製遊具



石製・車止め
(金龟公園 彦根HP)



百間橋
(彦根市立図書館所蔵写真)

【デザイン基調の展開イメージ】

- ・彦根城へのシンボル軸とそれを強調する広がりのある景観形成を行うエントランス空間、憩いとゆとりを感じる公園の中央付近の広場づくり、気軽に園内で安らぎを感じができる緑に包まれ、紅葉や花木等により四季を感じることができる各運動施設周辺の広場、さらに、これらの空間に配置される施設（ベンチやサイン、遊具等）には県産材等を活用した自然のあたたかさを感じるデザインとします。
- ・また、旧松原内湖に架橋されていた百間橋をモチーフとしたボードデッキ（木製舗装）により地域の歴史をデザインに展開します。

2) 景観の保全と創出

基本構想で定めた公園整備の基本方針の中から、景観の保全と創出に関する事項を抽出し、これを踏まえて具体化に向けた施設の計画内容を検討しました。

公園整備の基本方針 ~景観の保全と創出~

② (基本方針B)

「国際競争力を活かして人々に喜びをもたらす利用される多様な機能を備えた、スマートな公園空間」

5) ユニバーサルデザイン

- ①ユニバーサルデザインを取り入れることにより、すべての人が安全に安心して公園を利用できるような施設整備に配慮します。
- ④公園内の案内表示は、その内容、表示方法、色彩に配慮するとともに、絵文字の使用や、外国語・ふりがな併記など、だれにとってもわかりやすいものにします。

6) 地域活性化

- ①地域の産品などの地域資源を利用して地域の活性化を検討します。
- ②公園利用者が施設利用後に彦根城をはじめ、城下町、伝統ある町並みを見学する動機付けとなるように、案内サインの工夫など、周辺の観光地や歴史などの情報の発信について検討します。

(G) (基本方針C)

「彦根城をはじめとする周辺の景観に調和した公園空間」

1) 彦根城のシンボル軸

- ①公園内に、滋賀県を代表する歴史文化資源、観光資源でもある国宝彦根城を正面にし、並木を配置してシンボル軸を形成します。
- ②彦根城をはじめ滋賀の魅力を全国に発信し、魅力あるまちづくりに向けて、賑わいを作り出します。

2) 歴史性を踏まえた施設づくり

- ①城下町や宿場町の町並み、史跡や社寺など歴史と伝統が現代まで継承されてきたことを踏まえ、次世代につながる地域の誇りとなるような施設づくりに配慮します。
- ②公園敷地の周辺一帯は旧松原内湖であり、時代とともに地形や景観が大きく様変わりしてきたことを踏まえ、郷土になじみ深い木々、草木などの植栽や百間橋などをモチーフに取り入れるなどして、この地一帯が内湖であったことがイメージできるよう施設づくりに活かします。

3) 緑化推進

- ①陸上競技場の周囲に高木を植樹し、建物からの圧迫感の緩和や景観保全に配慮します。

4) 自然素材の活用

- ①滋賀県産木材など自然素材・地域資源を活用して地域の風土などに調和した施設をつくります。
- ②公園を訪れた人びとが自然のぬくもりや自然の大切さを感じることができるような空間をつくります。

【デザイン基調に沿った景観の保全と創出】

緑豊かな彦根城や周辺の田園景観と調和し、百間橋の歴史性等に配慮したデザイン基調の設定を行い、周辺景観と調和する景観の創出を図ります。

《公園全体のデザイン基調》（再掲）

～豊かな緑と自然素材を用いた、落ち着きを感じる公園デザイン～

彦根市のシンボルである彦根城と調和する緑豊かで、統一感のある公園空間とするために、緑量の確保やデザインのルール化(色彩・素材・舗装パターンなど)の他、旧松原内湖に架橋されていた百間橋など地域の歴史性を反映したデザイン基調とします。また、素材は、あたたかみのある落ち着いた空間となるよう滋賀県産木材の使用に努めます。

基本構想の基本方針と公園全体のデザイン基調から、景観の保全と創出に向けて、次のとおり取り組みます。

【ユニバーサルデザイン】

ユニバーサルデザインに配慮し、すべての人が安全に安心して公園を利用できるように「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（平成24年3月 国土交通省）」や「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例 施設整備マニュアル（滋賀県）」に準拠して、次の考え方をもとに施設整備を進めます。

- 園路：車いすでも滑りにくく、排水性の高い舗装材を活用します。
- 駐車場：各駐車場には、車いす使用者駐車施設を各駐車場の出入り口付近など、園路等へのアクセスが便利な場所に配置します。
- サイン：車いす利用者や子どもが見やすい表示板の高さ設定や外国語の併記、触知型サインの設置など、すべての人に適切に情報提供を行うことのできるサイン整備を行います。
- ベンチ：園路沿いや小広場などに設置するベンチについては、高齢者が立ち上がりやすいように肘付きにするなど、すべての人が利用しやすいデザインとするとともに、適宜、ベンチの横に車いす利用者スペースを設けるなど、車いす利用者が来園しやすい施設整備を進めます。
- 運動施設：第1種陸上競技場および庭球場の観覧席には、車いす利用者用のスペースを確保し、アプローチ用のスロープ等を整備します。
また、第1種陸上競技場の観覧席については、メインスタンドとバックスタンドとが自由に行き来できる構造となるよう検討します。
- 便所等：車いす利用者等の利用に対応した多目的便所やおむつ交換台等を備えた便所、授乳室等の設置により、高齢者や障害者、子ども連れの来園者等が安心して快適に利用できる施設整備を進めます。

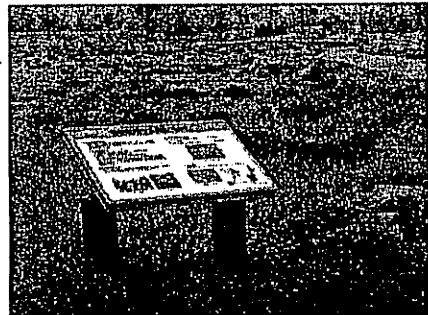
●花壇：滞留者が多いと考えられる広場付近などの植栽帯や花壇などは、車いす利用者も触れられるような高さに設定します。

【地域活性化】

地域の产品として、びわ湖材※など滋賀県産木材を活用したベンチや遊具等の施設整備を図ります。また、地域活動の一環として、木製ベンチ等の製作を住民参画のもと行うなど、地域の交流や公園への愛着の醸成などに努めます。また、工業製品は県内製品を優先的に活用することとします。

また、第1種陸上競技場内には、地域の観光資源等を情報発信するための紹介コーナーなどを設けるほか、公園内には、歴史の学びの場となる歴史サインやビワイチ（琵琶湖一周）にかかるサイクルスタンドや休憩所の設置などを通じて、滋賀の魅力発信や観光への貢献に資する公園整備を行います。

※びわ湖材：合法性が確認できる滋賀県内の森林から伐採された原木と、その原木を滋賀県内で加工した製材品等の木材のことです。合法性とは、森林関係の法令に適合した伐採であることを指します。（滋賀県「びわ湖材产地証明制度要綱」より）



子どもにも見やすいサインを設置し、歴史等の学びの場づくり

【彦根城へのシンボル軸】

エントランス広場の並木は、四季を演出し、来園者を迎えます。また、並木のアイストップは彦根城とするため、並木の樹種は彦根城の景観と調和する樹木とすることにより、一体感を演出するとともに緑陰機能をあわせて持つように計画します。併せて、彦根城から公園を見たときには周辺地域が有する景観とも調和するよう整備します。

また、ゆとりのあるエントランス広場は、フリーマーケットや音楽などのイベントスペースとして利用の自由度の高い空間とします。
並木の樹種：ソメイヨシノ、ケヤキなど

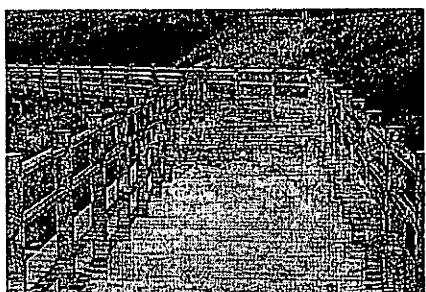


エントランス広場から彦根城を望むイメージ

【歴史性を踏まえた施設づくり】

旧松原内湖にかかっていた百間橋をモチーフにしたボードデッキ（木製舗装）を園路に設けるなど、歴史性を取り入れた公園整備を進めます。また、歴史サインの設置など、子どもたちの学びの場となる広場づくりとします。

彦根城の景観や城下町の町並みなど、公園周辺には



ボードデッキのイメージ

歴史的景観が現代に継承されています。

本公園も次世代につながる地域の誇りとなるよう施設づくりを進めるため、管理棟や便所などの建築施設には、周辺景観との整合性を図るようにグレー系や茶系での歴史性に配慮したシンプルなデザインとします。

【緑化推進】

周辺の住環境や学校施設に配慮するとともに、第1種陸上競技場の建物の圧迫感の緩和を図るために、敷地外周には、緑地緩衝帯を整備します。

- 野球場周辺の緑地緩衝帯については、住宅地側の遮蔽機能の強化を図ります。
- 第1種陸上競技場周辺の緑地緩衝帯については、緑地帯内でのマウンドアップ（土壘）等により圧迫感の軽減を図るとともに景観の変化を演出します。



緑地緩衝帯のイメージ

【自然素材の活用】

周辺の田園景観や彦根城・金龜公園の緑の景観に調和し、来園者が木のぬくもりや石の風合いから地域の風土を感じられるよう自然素材を活用した施設整備を進めます。

- 施設インテリア、ベンチ、サイン、四阿（あずまや）：施設インテリアやベンチの座面、サイン・四阿の支柱のほか遊具などに間伐材やびわ湖材など滋賀県産木材を活用します。
- 車止め、花壇の石積み：石の風合いは緑の景観のほか、城下町や彦根城の歴史的景観など地域の風土に調和するため、車止めや花壇にエージング（経年変化）効果が期待できる石材を活用します。また、可動式タイプの車止めなどについては、作業性の観点からスチールや鋳物との組み合わせを検討します。

3) 環境の保全と創出

基本構想で定めた公園整備の基本方針の中から、環境の保全と創出に関する事項を抽出し、これを踏まえて具体化に向けた施設の計画内容を検討しました。

公園整備の基本方針 ~環境の保全と創出~

(2) 【基本方針②】

日本開催後も世代をこえて人々に喜びをもつて利用される多機能性を備えた公園空間

3) 防災

②再生可能エネルギーや蓄電池の活用などによる非常時の照明設備やかまどベンチの設置など大規模災害時の緊急的な役割を検討します。

4) 環境

①木々による緑化のほか、間伐材等の利用や再生可能エネルギー（例：太陽光、下水熱）の活用など環境に配慮した施設の整備について、関係機関と連携し検討します。

②公園内の照明はLED照明器具を導入するなど省エネ対策に取り組みます。

③雨水を活用した保水性舗装などによって、路面温度の上昇を抑え、ヒートアイランド現象の緩和に取り組みます。

④雨水を貯水しトイレ洗浄や芝への散水などに利用します。また、下水再生水の利用についても関係機関と連携し検討します。

⑤環境に配慮した取組を通して、美しい環境デザインを備えた人々の学びの場となるような施設づくりに努めます。

(3) 【基本方針③】

騒音などを緩和する周辺の景観と調和した公園空間

3) 緑化推進

②騒音や土ぼこりなど、周辺の生活環境への影響を緩和するため、公園の周囲や公園内に植樹して緑化を推進します。

5) 住環境に配慮した施設設計

①施設整備に伴う騒音、振動などによる周辺の生活環境への影響を最小化するよう環境保全に配慮します。

②安全で住みよいまちづくりの観点から、外灯や防犯カメラの設置など関係機関と協議します。

【デザイン基調に沿った環境の保全と創出】

緑豊かな彦根城・金龜公園や周辺の農地の環境に配慮したデザイン基調に沿った環境の保全と創出を図ります。

《公園全体のデザイン基調》（再掲）

～豊かな緑と自然素材を用いた、落ち着きを感じる公園デザイン～

彦根市のシンボルである彦根城と調和する緑豊かで、統一感のある公園空間とするために、緑量の確保やデザインのルール化(色彩・素材・舗装パターンなど)の他、旧松原内湖に架橋されていた百間橋など地域の歴史性を反映したデザイン基調とします。また、素材は、あたたかみのある落ち着いた空間となるよう滋賀県産木材の使用に努めます。

基本構想の基本方針と公園全体のデザイン基調から、環境の保全と創出に向けて、次のように取り組みます。

【防災】

現在の彦根総合運動場は、広域陸上輸送拠点等に位置づけられていることから、大規模災害時には、物資の輸送車両等の進入に対応できる園路・空間整備を行います。

また、平常時から防災意識を醸成する観点から、かまどベンチなど防災関連ファニチャーは、地域の学生や地域住民の皆様等との協働などにより、公園内の広場周辺に設置します。

なお、建築物ほかの施設については、「流域治水の推進に関する条例」および「雨水の利用の推進に関する法律」に基づき、雨水貯留機能を備えるよう努め、もって河川や水路等への急激な雨水の流出を緩和させ、浸水による被害の軽減が図れるよう配慮します。

【環境】

再生可能エネルギーの活用や雨水の活用、LED照明による省エネ対策など、環境の保全に向け取り組みます。また、これらの取組を、環境学習の場として活かし、持続可能な社会の実現に向け、次世代の育成に取り組みます。

●間伐材の利用：資源の循環や二酸化炭素の固定*による地球温暖化防止への貢献の観点から、滋賀県産の間伐材をベンチや四阿（あずまや）等に積極的に活用するとともに、その他、工事用の仮設資材等への採用についても検討します。

*木材は腐ると二酸化炭素と水に分解されます。間伐材を木製品として利用することで、この二酸化炭素を木の中に閉じ込めておくことができます。

●再生可能エネルギー（太陽光）：公園内の照明には一部にソーラー照明を採用するほか、運動施設の管理棟屋根に太陽光パネルを設置するなど、太陽光の活用に取り組みます。



ソーラーLED照明

- 再生可能エネルギー（下水熱）：省エネや二酸化炭素の排出抑制による地球温暖化の防止への取組として、東北部浄化センターからの下水熱の活用について関係機関と連携し検討します。
- 省エネ対策：公園内の照明には、LED照明器具を積極的に活用します。
- 舗装材：面的に広がりのあるエントランス広場の舗装材は、保水性のあるブロック舗装とし、路面温度の上昇を抑制し、地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和に努めます。また、小規模な広場など周辺に緑地がある部分には、透水性の高いブロック舗装とします。その他の園路部分は、透水性・保水性を有し、土や砂等を固め自然な風合いと景観性に優れた土系舗装を、また、ジョギングコースには、衝撃が少なくランナーの足腰に負担の少ない木チップを混合した舗装材等を活用します。
- 雨水の貯水：第1種陸上競技場のスタンドの屋根に貯まる雨水を貯水し、便所の洗浄水や緑地への散水に利活用します。
- 下水再生水：東北部浄化センターの処理水の活用について、関係機関と連携し検討します。
- 資源のリユース：国体開催時には、第1種陸上競技場の芝生席等に仮設席を設けることになると想定していることから、これに用いる材料は木材とし、国体後は広場のベンチ等として再利用するなど、資源のリユースに取り組みます。
- 環境学習：公園内に多くの緑を設けることで、虫取りや落ち葉拾いなど、子どもたちが楽しみながら環境を学習できる施設を整備します。また、上記に示すような取組をわかりやすくサイン等で示すなど、子どもたちの学びの場づくりに取り組みます。



土系舗装



滋賀県立公園での環境学習

【緑化推進】

騒音や土ぼこりなど、周辺の住環境や学校施設への影響を緩和するため、公園の外周や公園内は緑化を推進します。また、休憩や交流に資する広場スペースには、緑陰を創出するため、落葉樹等を配置します。

- 存置する野球場周囲の既存木は残し、さらに遮蔽機能を高めるために補植を行います。
- 公園に隣接して住居や学校施設があることから、敷地外周には、マウンドアップ（土壘）形式の緑地緩衝帯を設け、特に運動施設周辺には、落ち葉の管理などに配慮して常緑樹を配置するなど、公園と隣接住宅地や学校施設との間において視線や音の遮蔽等を行います。
- 公園内においては木陰の創出に努めるとともに、駐車スペースに緑化ブロックを活用するなど、ヒートアイランド現象の緩和とともに、来園者の快適性の向上にも取り組みます。



野球場周囲の植栽

【住環境に配慮した施設設計】

第1種陸上競技場の施設設計において、建物高さを抑えることや光害対策を施した照明器具の活用を検討することなどにより、日照や眺望、光害など周辺住環境への影響の低減に配慮します。その他、公園内に設置する夜間照明灯については、周辺環境に配慮するとともに、施設周辺における防犯の観点からも検討を行い配置します。

また、工事実施時には、低騒音型・低振動型建設機械の採用や、工事車両の進入ルートの制限など、周辺住環境や学校施設への影響を最小化するように配慮します。

(3) 空間構成の検討

1) 基本構想時のゾーニング

基本構想では、施設配置図（ゾーニング図）案を以下の図のとおり計画しました。

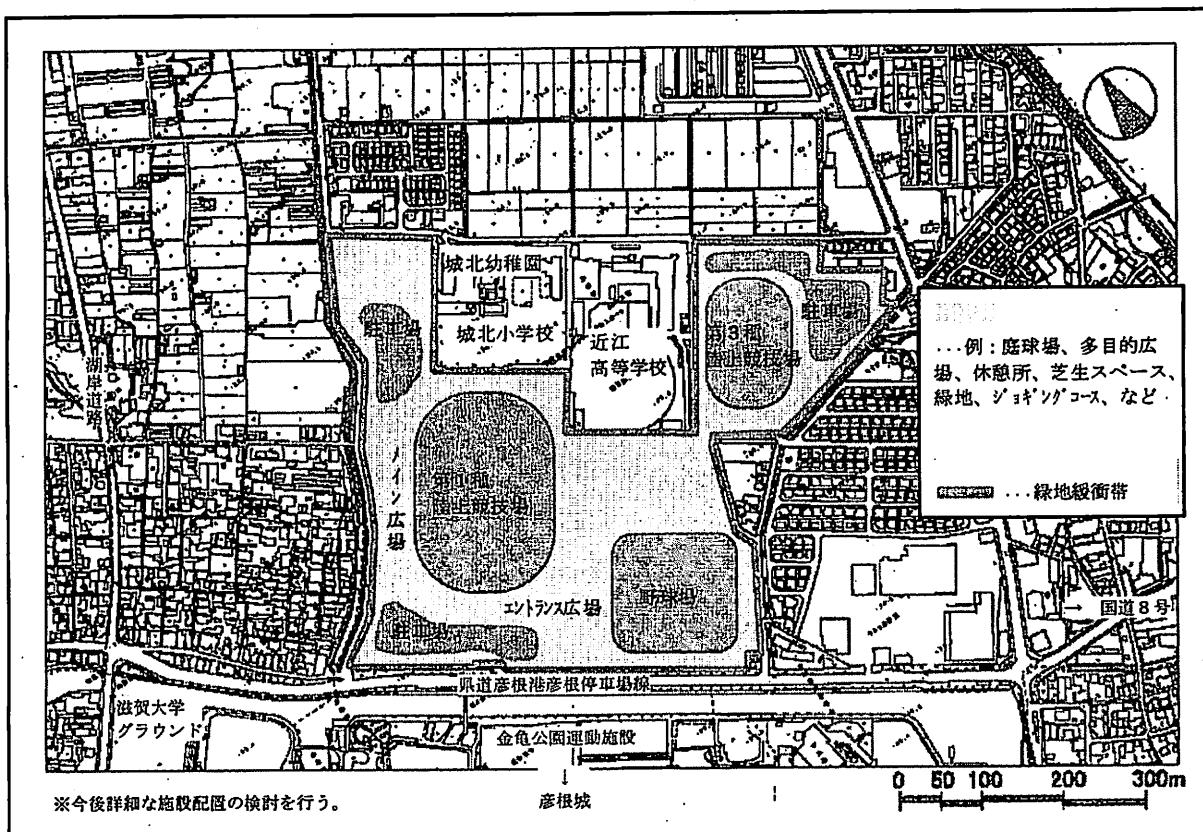


図2.6 基本構想時の施設配置図（ゾーニング図）案

2) 主な施設配置の検討

(1) 「整備水準の検討」を踏まえて、本基本計画における施設配置は、次の条件を加味して行うものとします。

なお、第1種陸上競技場の設置方位は、陸上競技団体との協議を踏まえ、太陽の影響や計画地における風向き等を総合的に勘案し、基本構想のとおりとします。

- ① 駐車場約1,100台、駐輪場約380台を確保
- ② 庭球場12面を確保
- ③ ゆとりある憩いの場の創出
- ④ 敷地の北側、西側市道の拡幅計画との整合

各施設の配置の考え方を施設配置の流れに沿って整理しました。

① エントランス

公園のメインエントランスは、JR彦根駅や金龜公園からのアクセスを考慮し、現状と同様に南側の県道彦根港彦根停車場線に接続して配置します。エントランスは、県道をはさんで彦根城へ景観軸を設定し、本公園のシンボルとなるゆとりのある空間を確保します。

② 第1種陸上競技場および第3種陸上競技場

第1種陸上競技場は、風向・西日を考慮し、エントランスの西側に、概ね北東～南西を長軸方向とし、敷地南側の県道彦根港彦根停車場線に対して垂直に配置します。また、西日を避けるため、メインスタンドは西側に配置します。

第3種陸上競技場は、十分な観客スペースや公園内動線を確保することができ、また、第1種陸上競技場と同じ方向、同じ環境でのウォーミングアップ等が可能となることから、東側の敷地拡張エリアに配置します。

③ 駐車場・駐輪場

駐車場・駐輪場は、施設利用者の利便性や交通の安全確保を考慮し、各運動施設の周囲に分散して配置します。また、管理車両用の駐車場も、同様に運動施設に近接して配置します。

④ 緑の広場

エントランスを入った奥、公園の中心となる位置に、オープンスペースとなる緑の広場を配置します。緑の広場は、運動施設の利用者以外にも日常的に誰もが利用できる広場とし、遊具やベンチ、四阿（あずまや）・パーゴラ等を整備します。公園に緑のゆとり空間を創出するため、植栽は芝生と疎林とし、ゆったりとした緑陰のある緑の広場とします。

⑤ 庭球場

庭球場は、現状と同様に12面を確保し、西側の敷地拡張エリアに4面×3列で現有施設と同じ方向で配置します。

上記を基にした施設配置図（ゾーニング図）を次に示します。

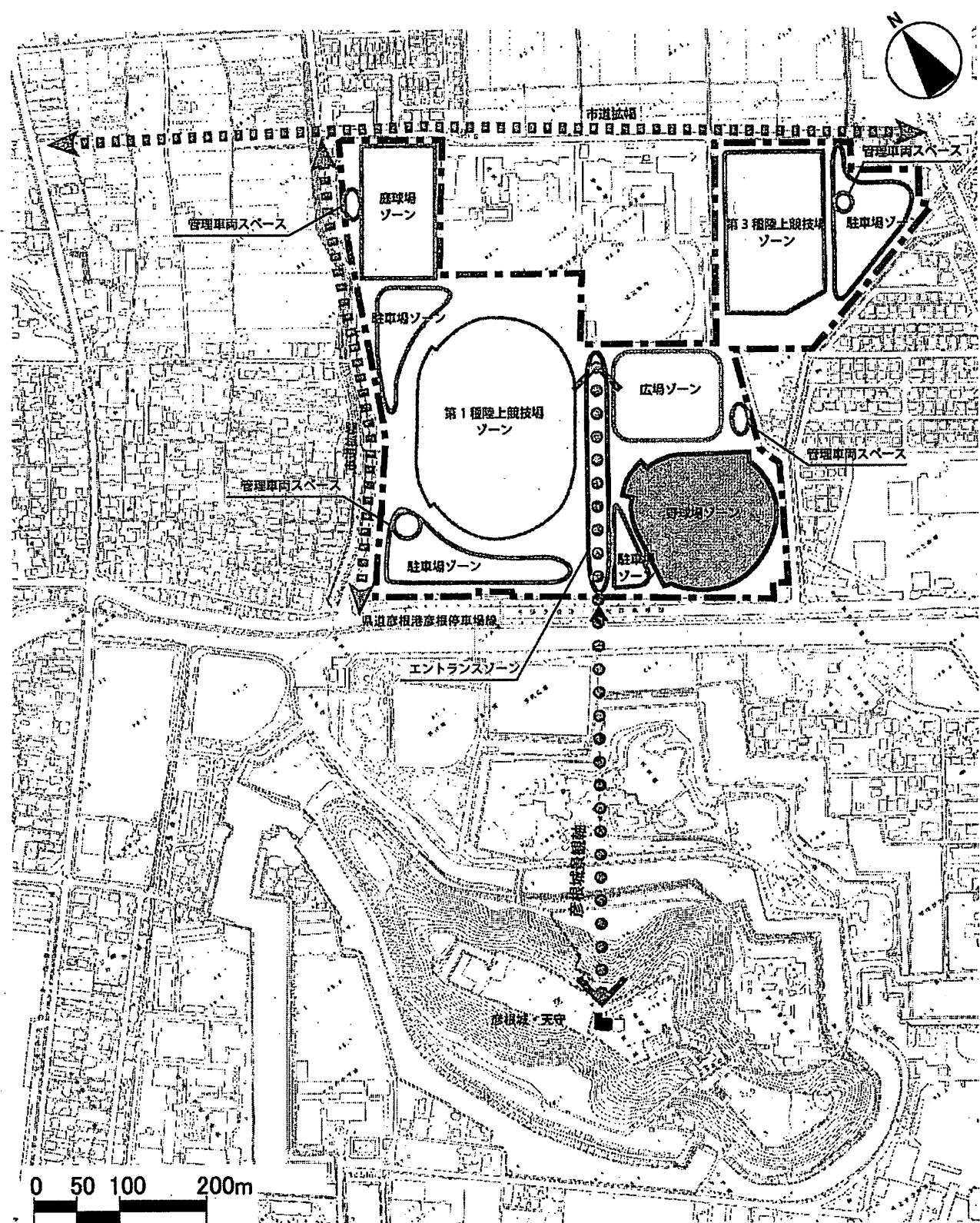


図2.7 施設配置図（ゾーニング図）

(4) アクセスや動線の検討

1) アクセス動線の検討

本公園へのアクセスは、彦根駅からの徒歩によるアクセスと自動車や自転車によるアクセスが中心となります。

彦根駅からの徒歩によるアクセスに対しては、メインエントランスを県道側に確保し、エントランスゾーンを介して各運動施設に円滑にアクセスできるように、動線の整備方針を検討しました。

また、自動車や自転車によるアクセスに対しては、利用者の利便性に配慮して駐車場および駐輪場を計画地内に分散配置します。

なお、自動車によるアクセス動線については、周辺の住環境や通学路等の安全確保に配慮することが必要です。このため、都市計画道路原松原線等の周辺幹線道路整備や彦根市道の拡幅計画を踏まえつつ、広域的な視点から自動車のアクセス動線を明確にしたうえで、計画地周辺における交通影響を見据えた動線誘導の方針について、関係機関と引き続き検討していきます。

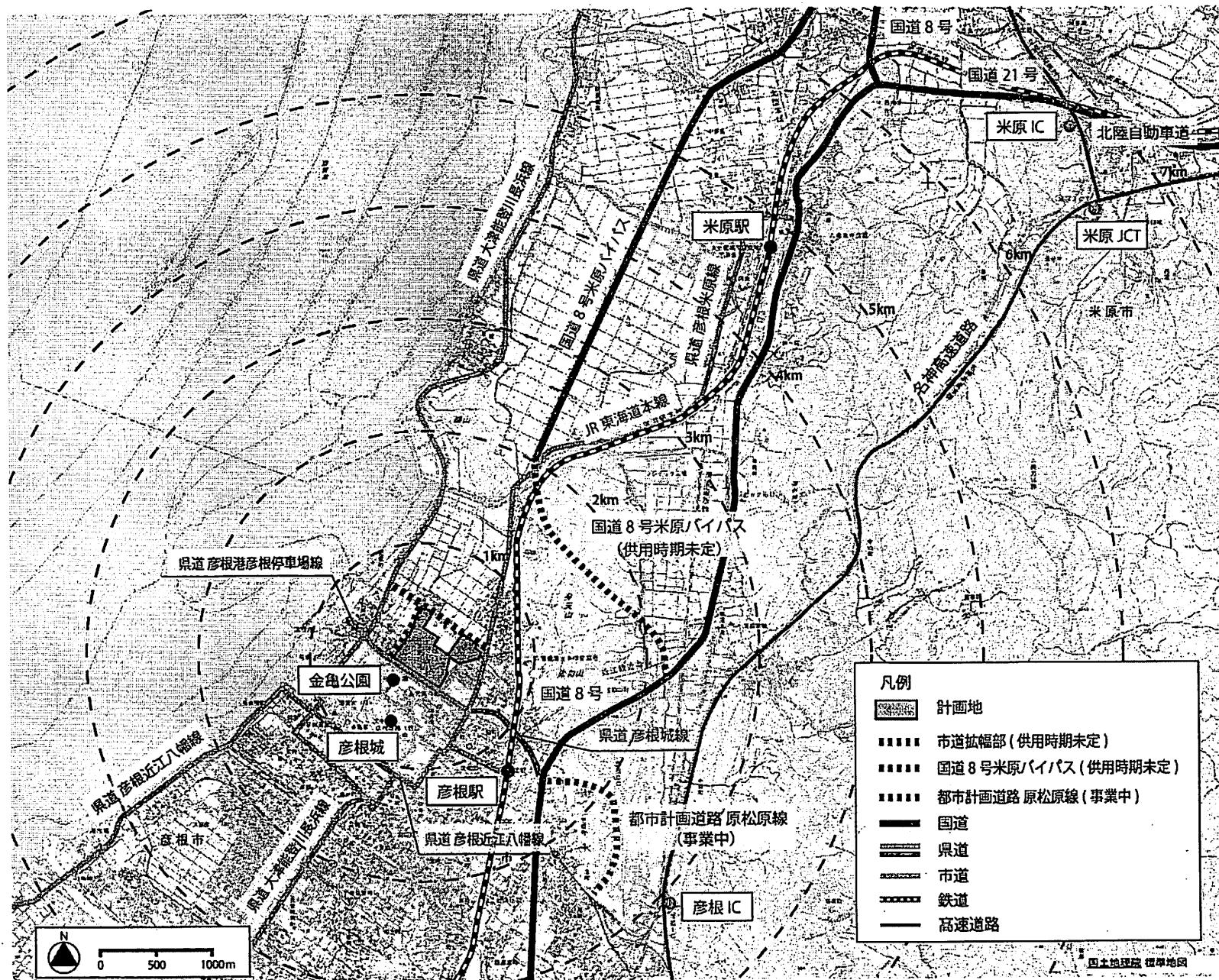


図2.8 広域アクセス図

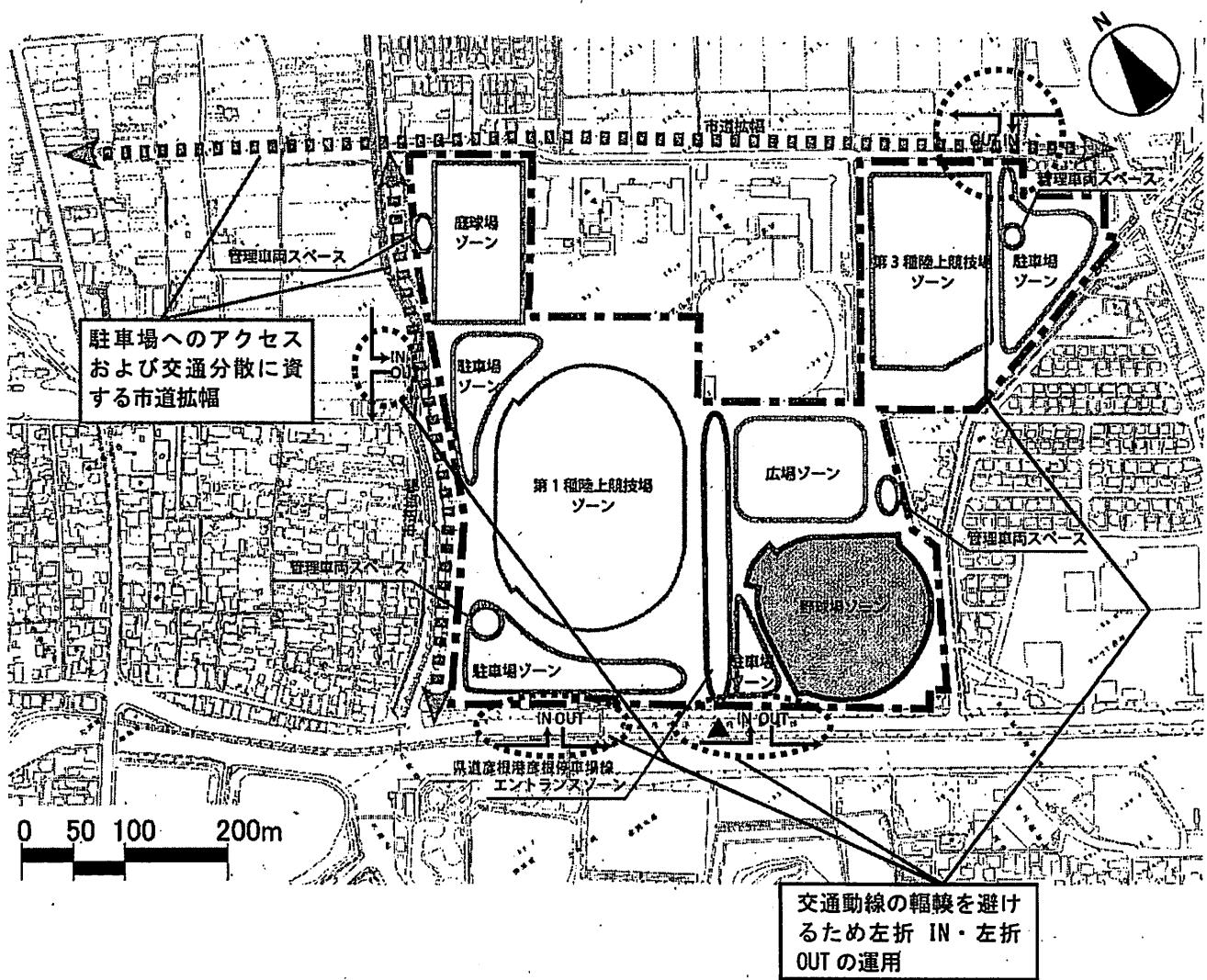


図2.9 公園付近のアクセス動線（案）

2) 公園内動線の検討

①園路動線

園路の動線は、以下の 2 段階に区分し、安全でスムーズな園内移動等に資する園路を整備します。

●幹線園路：

エントランスから第 1 種陸上競技場の外周および野球場をつなぐ動線であり、競技大会開催時は、最も人の流れが多くなる動線となります。第 1 種陸上競技場の外周は、管理車両のほか、災害時の緊急物資等の搬送車両の動線になります。

●補助幹線園路

○ 補助幹線園路-1：

各運動施設をつなぐ動線であり、管理車両と歩行者等が通行できる園路として整備します。

○ 補助幹線園路-2：

各運動施設および駐車場・便所をつなぐ動線であり、歩行者専用とします。

※第 1 種陸上競技場と第 3 種陸上競技場を結ぶ近江高等学校グラウンド沿いの動線は、大会時等の選手の移動を考慮し、園路の進行方向別に 2 本を並列に整備します。

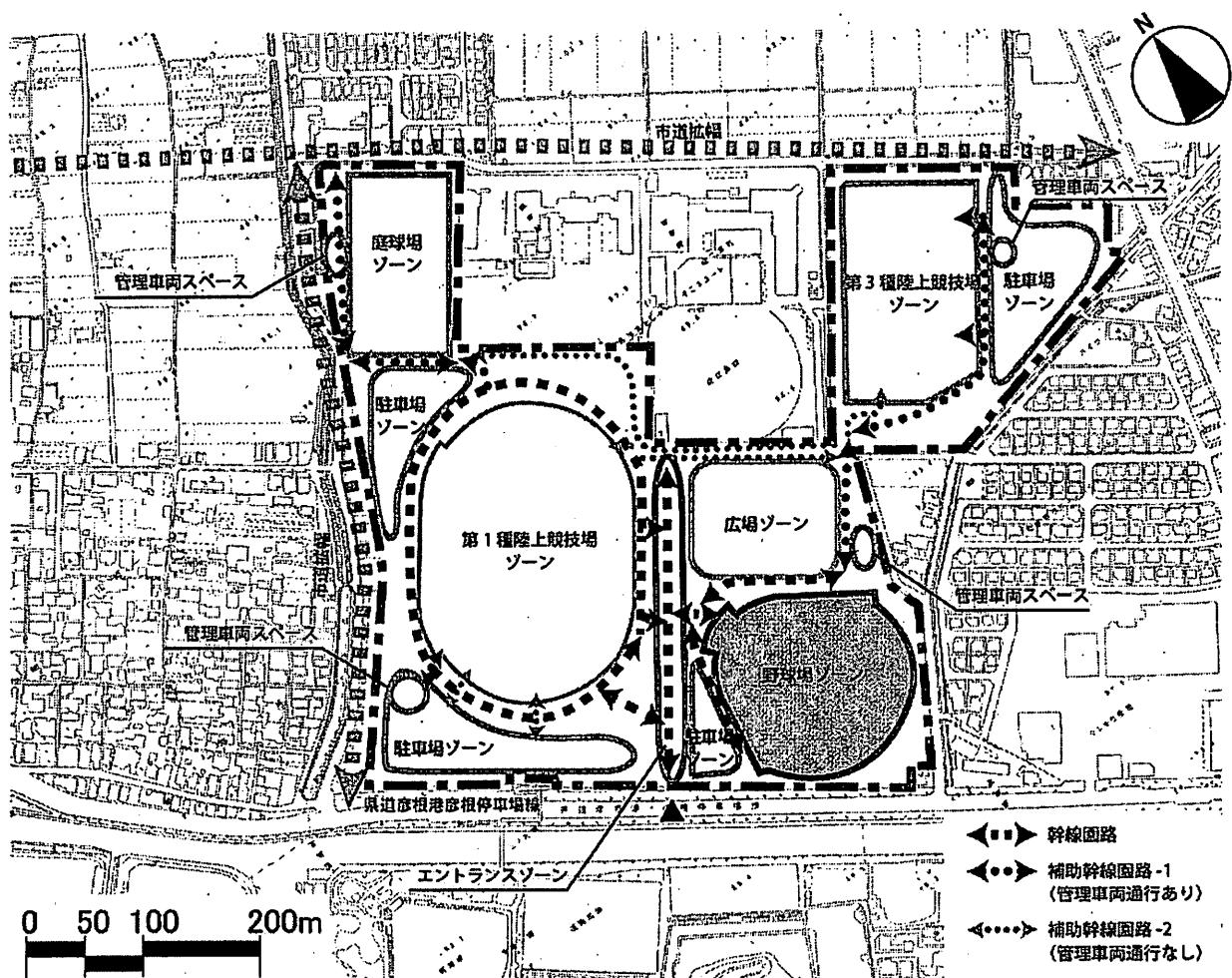


図 2.10 公園内動線

②管理動線

運動施設の管理時にアクセスしやすいよう、運動施設の周辺に配置した車両の駐車スペースから管理動線を整備します。

なお、公園内は利用者の安全確保の観点から、一般車両の通行は禁止し、駐車場を除く公園内の車両の通行は、管理車両および緊急車両のみとします。

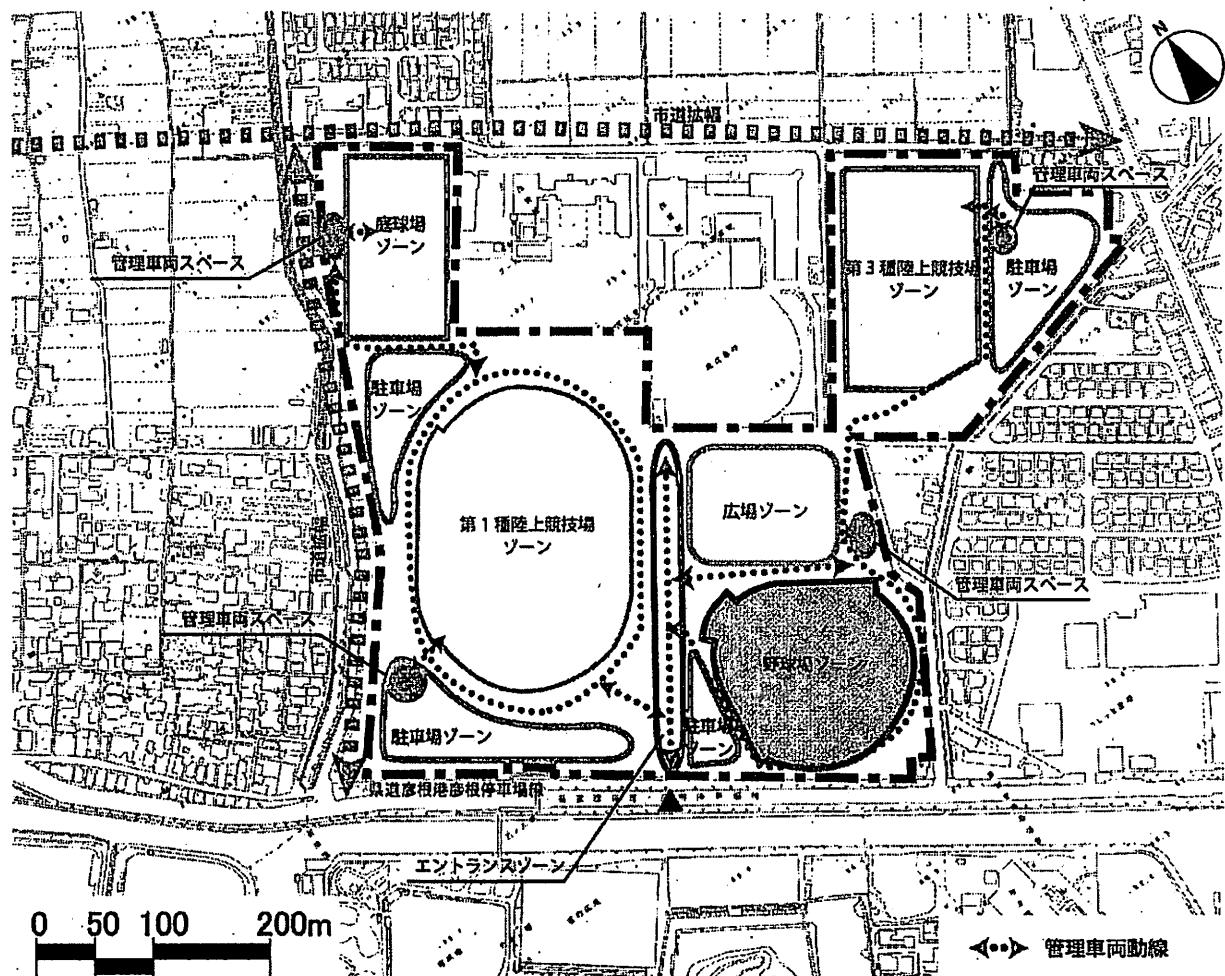


図2.11 公園内動線（管理車両）

(5) 諸施設の検討

次の施設の整備概要を検討しました。

- 1) 修景施設（植栽）
- 2) 園路・広場
- 3) 休養施設（休憩所）
- 4) 便益施設（駐車場・駐輪場、便所）

1) 修景施設（植栽）

①導入樹種の検討

植栽には、憩いや緑陰空間の創出のほか、周辺の住宅地への緑の緩衝空間の形成など多くの役割があります。野球場の周囲など、既存樹木を保全活用しながら、植栽に求められる機能の強化や確保を行う導入樹種を検討しました。

導入樹種の検討にあたり、以下の方針を設定します。

【導入樹種の方針】

i 既存樹木の活用：

- ・現況の植栽帯を保全できるところは、そのまま活用します。

ii 遮蔽機能の強化：

- ・野球場周辺などは既存木を保全しつつも、より遮蔽機能を高めることができるよう補植を行います。
- ・周辺の住環境や学校施設等に配慮し、敷地外周には、緑地緩衝帯を整備します。
- ・運動施設周辺は、落ち葉の管理等に配慮して常緑樹とし、公園と隣接する学校等の施設との視線や視界を遮蔽する樹木を配置します。

iii 観賞・緑陰機能の確保：

- ・広場や散策路周辺には、来園者が楽しむことができるよう四季折々の演出ができる樹種を選定します。
- ・さらに、夏の緑陰と冬の日当たりの確保が可能な落葉樹についても植栽を行います。

iv 並木の形成：

- ・エントランス周辺には彦根城へのシンボル軸を強調するシンボル性のある並木を形成します。

v 要注意外来種の排除：

- ・現況樹木の中で、環境省指定の要注意外来生物リストに該当する「トウネズミモチ」は導入樹種から除外します。

樹木の機能別に、次の樹種を導入します。

なお、具体的な植栽計画では、敷地内の施設や隣接する土地利用の状況によって、上記の機能を単独で行うゾーンとそれぞれの機能を組み合わせるゾーンを区分しながら展開します。

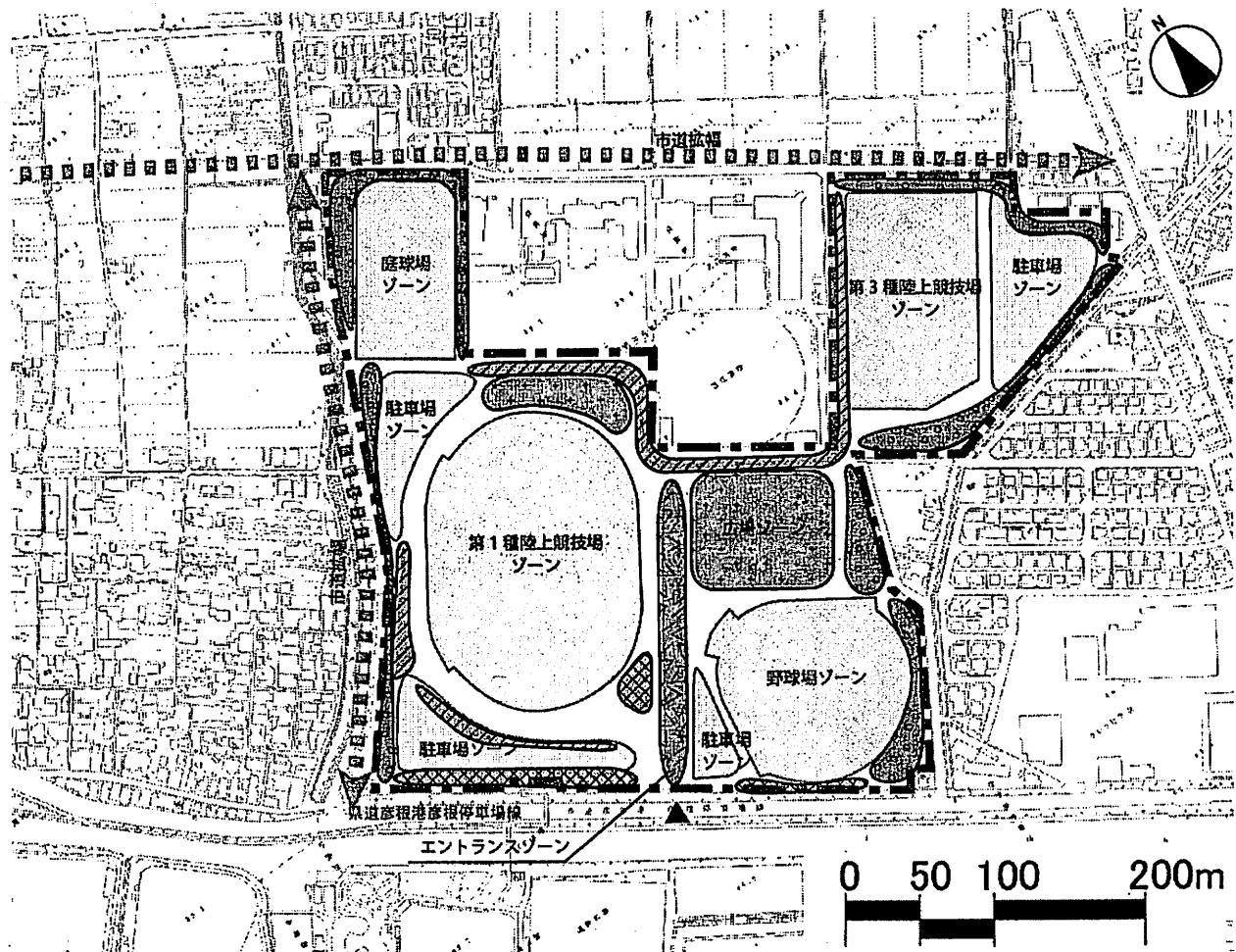
表 2.6 導入樹種

機能区分	主な導入樹種
遮蔽機能	高木（常緑）：クスノキ、ウバメガシ、マテバシイ、クロガネモチ、ベニカナメモチ、アラカシ、シラカシ 低木（常緑）：シャリンバイ、クチナシ
観賞機能	高木（常緑）：タイサンボク、キンモクセイ 高木（落葉）：ソメイヨシノ、サトザクラ、イロハモミジ、ハナミズキ、アキニレ、ケヤキ、トウカエデ 低木（常緑）：アベリア、ツツジ、サツキ、カンツバキ、クチナシ
緑陰機能	常緑樹：クスノキ、カシ類など 落葉樹：ケヤキ、イチョウ、クヌギ、コナラ
並木	ソメイヨシノ、ケヤキなど

※ゴシック体表記は、新たに導入する樹種

※現況の植栽については P 資料-21 を参照

②植栽ゾーニング図



【凡例】
遮蔽植栽：緑地緩衝帯
観賞植栽：園内および南面道路沿い
遮蔽植栽 + 観賞植栽：緑地緩衝帯
観賞植栽 + 緑陰植栽：広場
並木植栽：エントランス広場

【遮蔽機能】
高木（常緑）：クスノキ、ウバメガシ、マテバシイ、クロガネモチ、ベニカナメモチ、アラカシ、シラカシ
低木（常緑）：シャリンバイ、クチナシ

【観賞機能】
高木（常緑）：タイサンボク、キンモクセイ
高木（落葉）：ソメイヨシノ、サトザクラ、イロハモミジ、ハナミズキ、アキニレ、ケヤキ、トウカエデ
低木（常緑）：アベリア、ツツジ、サツキ、カンツバキ、クチナシ

【緑陰機能】
常緑樹：クスノキ、カシ類など
落葉樹：ケヤキ、イチョウ、クヌギ、コナラ

【並木】
ソメイヨシノ、ケヤキなど

図2.12 植栽ゾーニング図

2) 園路・広場

①園路等

園路は、「(4) アクセスや動線の検討 2) 公園内動線の検討」において整理した幹線園路、補助幹線園路に基づき、「都市公園技術標準解説書」（社団法人日本公園緑地協会・平成25年度版）に示されている幅員の考え方等を参考に計画します。

なお、歩行者等と管理動線が重なる部分については、より広い幅員の確保に努めます。

ア) 幅員の考え方

- 幹線園路：エントランス広場と第1種陸上競技場の外周・野球場エントランス前は、大会利用時は最も人の流れが多い動線となるとともに、選手の招集場所等としても活用できる。また、大規模災害時には大型の物資輸送車両等の進入や様々な活動にも対応できるよう、15m以上の幅員を確保します。
また一方で、野球場のエントランスから両サイドへは、来園者と管理車両がすれ違いできる6mの幅員を確保します。
- 補助幹線園路-1：各運動施設間をつなぐ動線であり、管理車両の通行を考慮し、幅員3mとします。
- 補助幹線園路-2：各運動施設や駐車場・便所をつなぐ動線であり、歩行者専用のため幅員2mを確保します。
- 管理動線：管理車両が通行できるように、幅員3mを確保します。
- 散策路：緑の広場内に設ける散策路は、歩行者専用の幅員2mとします。ただし、歴史サイン等を観覧する部分には、立ち止りスペースとして片側1mを部分的に加え、幅員3mとします。
- ジョギングコース：2人走コースとして追越し走者を含む幅員として、2.5mを確保するものとします。ただし、管理車両の動線を兼ねる場合は、3mとします。

次に、それぞれの断面構成を以下に示します。

<p>幹線園路</p>	<p>【幅員 15m 以上】</p> <p>※管理車両通行 ※ジョギングコースを含む（コースが重複する場合）</p>
	<p>【幅員 6m 以上】</p> <p>※管理車両通行 ※ジョギングコースを含む（コースが重複する場合）</p>
<p>補助幹線園路等</p>	<p>【1：幅員 3m】</p> <p>※管理車両通行</p> <p>【1：幅員 5.5m】</p> <p>※ジョギングコース（幅員 2.5m）が並走</p> <p>【2：幅員 2m】</p> <p>※管理車両通行</p> <p>【2：幅員 4.5m】</p> <p>※ジョギングコース（幅員 2.5m）が並走</p> <p>【2：幅員 4.5m（上下動線あり）】</p> <p>※ジョギングコース（幅員 2.5m）が並走</p> <p>【散策路：2m】</p> <p>※一部 3m 1000 2000</p> <p>※歴史サイン設置部 ：幅員 3m</p>

図 2.13 各園路の断面構成

表2.7 園路の幅員

	取扱い	幅員	参考
幹線園路	広場的な扱い。 来園者とトラック2台がすれ違いできる。	15m以上 10~12m	車道 ①1車線3m以上、2車線5.5m以上の幅員 ②曲線半径は30km/hで30m、一般に40km/hで最小半径は50m ③縦断勾配11%以下(小型道路 設計速度30km/h)、横断勾配はアスファルトまたはコンクリート舗装1.5~2%、その他は3~5%以下
幹線園路	来園者とトラック1台がすれ違いできる。	5~6m	
補助幹線園路-1 ・管理動線	管理用トラックが入る。 2人歩き	3m 1.5~2m	自転車道 ①1車線1m
補助幹線園路-2 ・散策路	1人歩き 車いす使用者対応 並木ベルト 小灌木ベルト 街路並木の植込み	0.8~1m 0.8m以上~ 1.80m以上 2m以上 0.9m以上 長さ2m 幅0.6m以上 標竿1.5m	②曲線半径は10m以上 ③横断勾配5%以下 「自転車道等の設計基準解説(社)日本道路協会」を参考に作成 歩道 ①車いす使用者が通過する際に障害となる段差を設けない、やむをえない場合は傾斜路を併設する。 ②園路の横断勾配は5%以下とする。ただし、やむをえない場合一部を傾斜路(横断勾配8%以下)を含むものとする。 ③横断勾配は原則1%以下とする。

注) 車いす使用者に対応する園路幅員は以下の通りである。

1. 車いす使用者同士がすれ違う幅員は1.80m
2. 車いす使用者が回転できる幅員は1.5m
3. 車いす使用者と人がすれ違う幅員は1.20m
4. 車いす使用者が通過し易い幅員は0.9m(狭小幅員0.8m)

出典: (社)日本公園緑地協会 / 造園施工管理技術綱 改訂25版 / 平成17年5月を参考に作成

(出典: 都市公園技術標準解説書)

【ジョギングコースの幅員の考え方】

- ・1人走コースとして追越し走者を含む幅員: 1.5m
- ・2人走コースとして追越し走者を含む幅員: 2.0~**2.5m**
- ・2人並走コースとして追越し走者を含み、かつ管理者の利用がある場合の幅員: 2.5~3.0m

(出典: 「都市公園技術標準解説書」)

イ)ジョギングコースの設定

ジョギングコースは、次の基本的な計画条件を踏まえ、次図のとおりコースを設定し、走者や園路を歩く来園者の安全確保の観点から、走行方向を定めます。

なお、野球場の外野芝生スタンドの外周部分は、隣接する住宅地への緑地の遮蔽機能の確保を優先するため、管理動線とジョギングコースを兼用するものとします。ただし、管理車両の走行時間を限定するなどし、ジョギング利用者の安全確保に努めることとします。

【ジョギングコースの基本的な計画条件】

- ・コースは緑豊かな環境の中に配置し、安全で快適なものとする。
- ・コースの設定は周囲の見通しが確保されるように設ける。
- ・コースには適度な陽当たりと緑陰、水辺、そして快適な通風などアメニティを確保する。
- ・出来るだけ平坦なコースとするが、多少のアップダウンは単調さを和らげ変化を生み、より快適性の高いものとなる。

(出典：「都市公園技術標準解説書」)

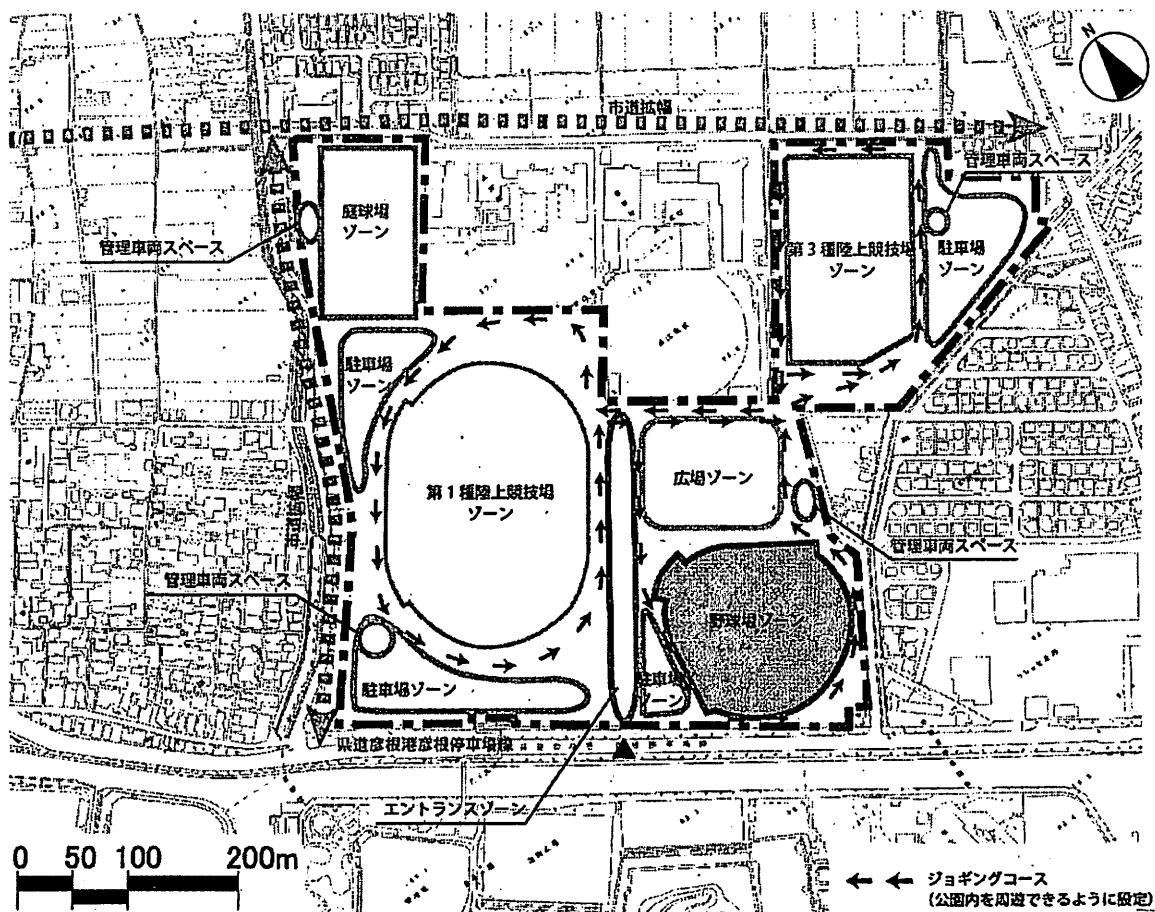


図2.14 ジョギングコースの設定

ウ) 園路・ジョギングコース

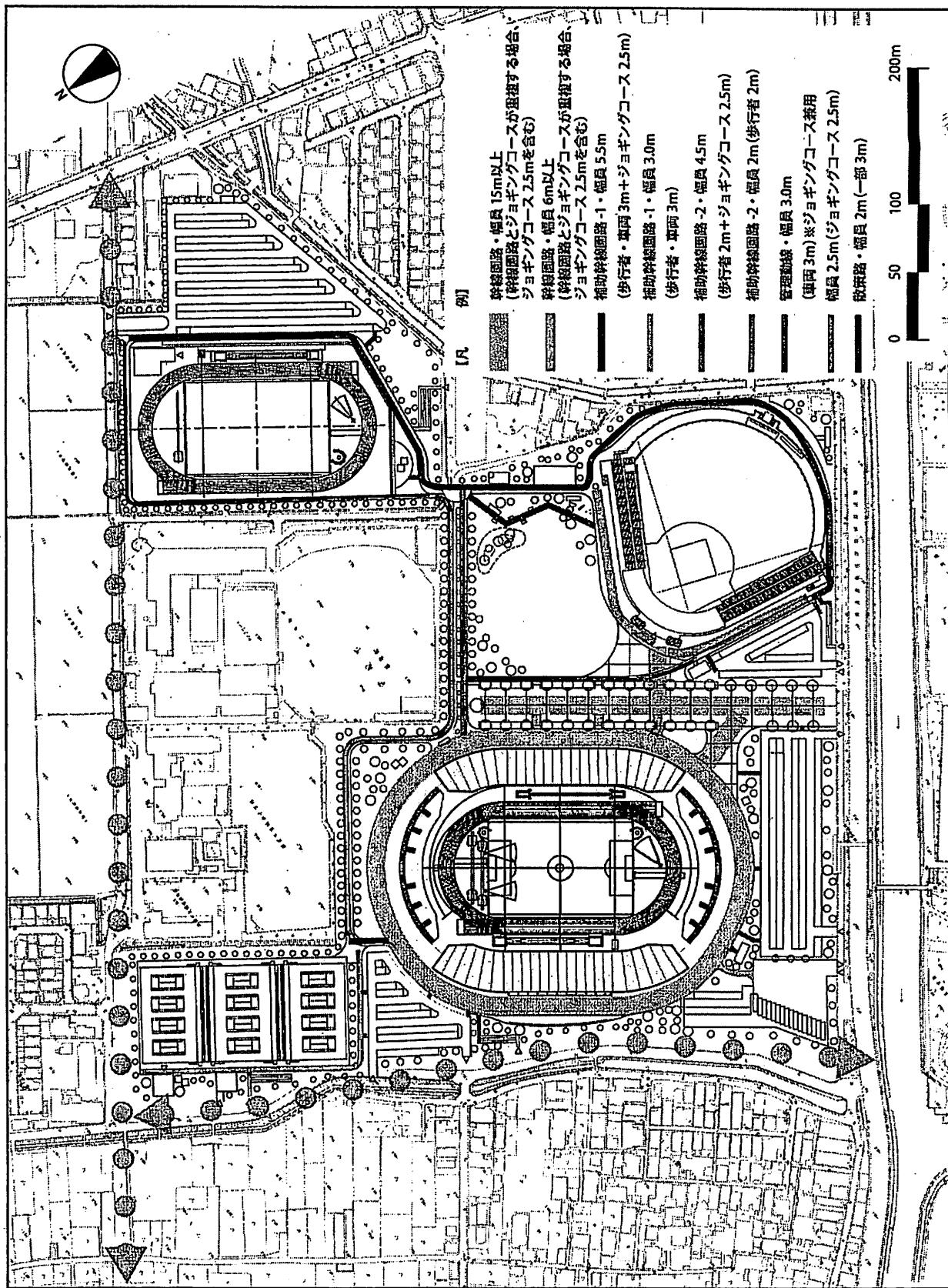


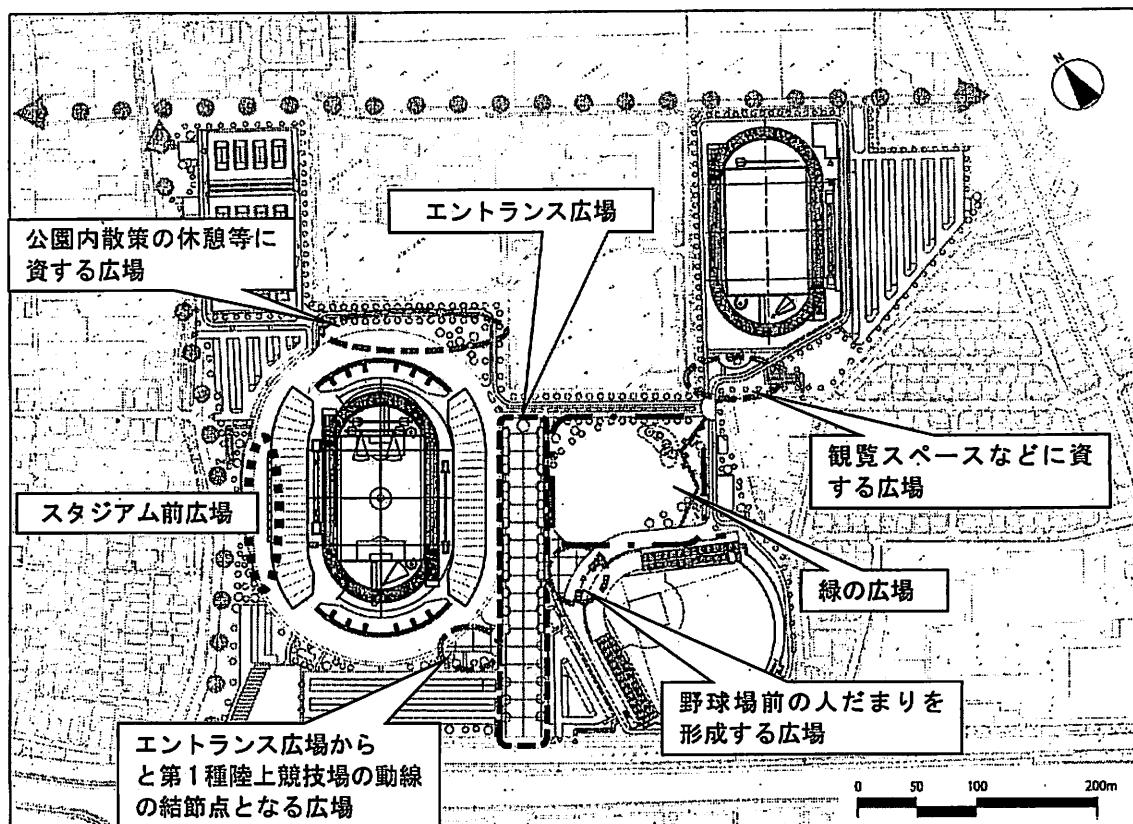
図 2.15 園路・ジョギングコース

②広場

本公園内には、来園者が公園のシンボル性を感じるための空間やイベント時に動線をスムーズにさせるための空間、公園としての憩いやゆとりを感じる空間、また、公園内の動線の結節点などでの語らいや休憩などを可能にする空間として、以下の広場空間を整備します。

- ・エントランス広場：
公園のメインエントランスとなり、彦根城への景観軸を設定し、本公園のシンボルとなる広場
- ・スタジアム前広場：
第1種陸上競技場の正面前に設ける待合等の広場
- ・緑の広場：
公園の中心に位置し、芝生広場とし、本公園に緑のゆとりある空間を形成する交流や憩いの広場
- ・その他の広場：
動線の結節点や各施設の小規模な人だまりなどを形成する小規模な広場

以下に、各広場の配置を示します。



【凡例】	
□-----	：エントランス広場
···	：スタジアム前広場
■---	：緑の広場
■■■	：その他の広場

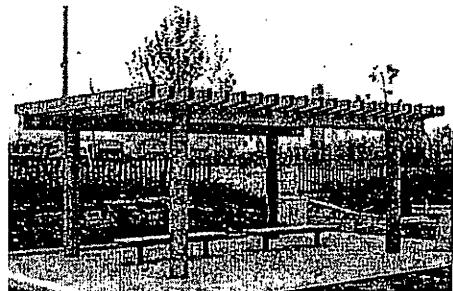
図2.16 広場配置図

3) 休養施設（休憩所）

各運動施設や広場等の周辺に、地場産の素材や滋賀県産木材等を用いた四阿（あずまや）やパーゴラを配置します。



四阿のイメージ



パーゴラのイメージ

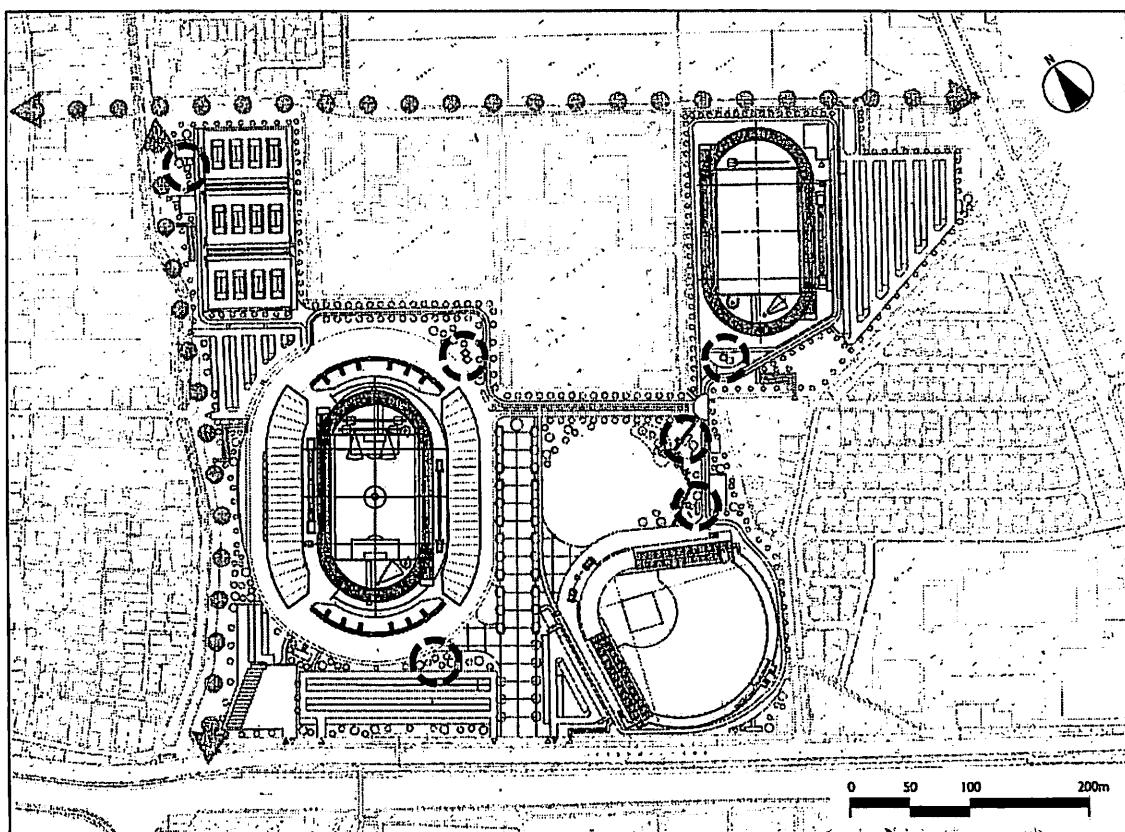


図2.17 休憩所配置図

4) 便益施設（駐車場・駐輪場、便所）

便益施設については、主に駐車場・駐輪場と便所について検討しました。以下にそれぞれの計画についての考え方を整理します。

①駐車場・駐輪場

駐車場については、「第2章2-1（1）整備水準の検討」において必要駐車台数の設定を行っており、これに基づいて配置を行います。

以下に駐車場の配置について示します。

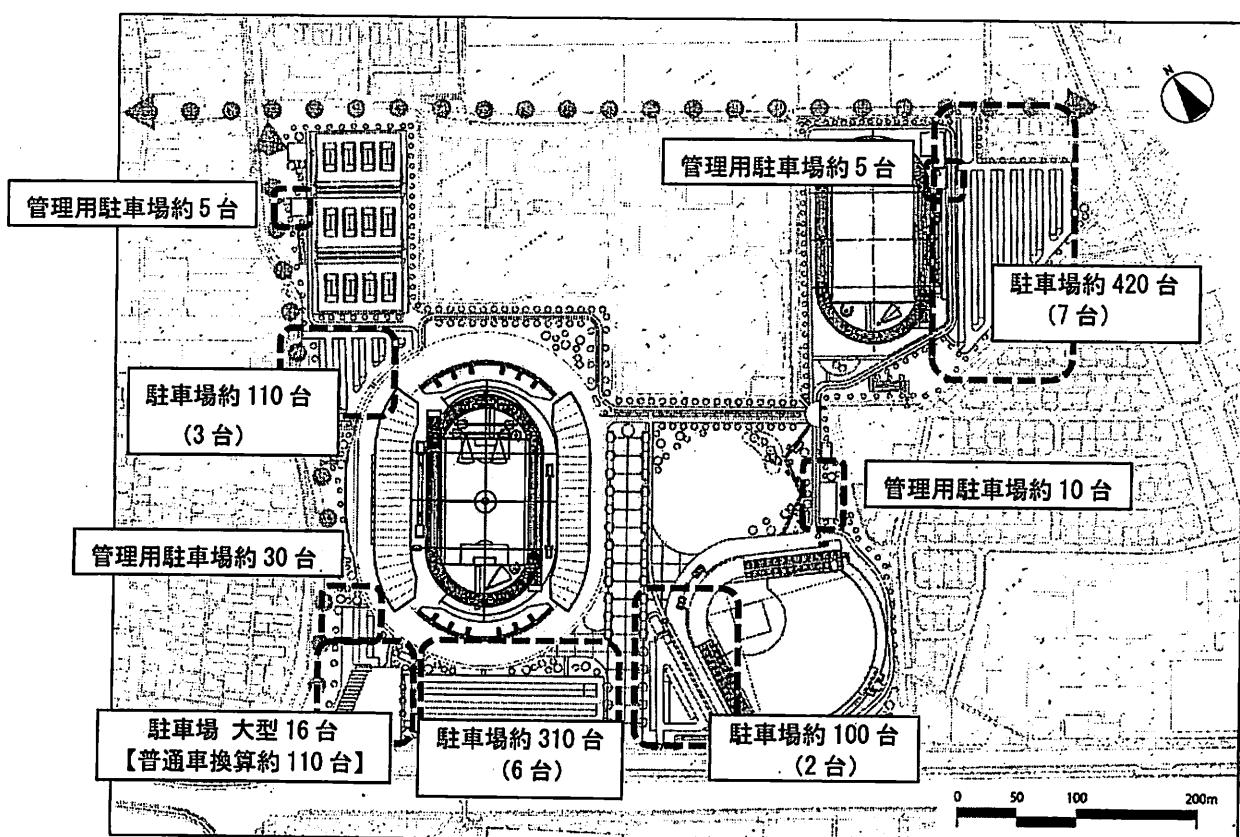
【駐車場】

●来園者用駐車場（5カ所）：普通車約940台・大型約16台（普通車換算約110台）

うち車いす使用者用駐車ます数約18台

●管理用駐車場（4カ所）：約50台

※合計約1,100台（普通車換算）



※（ ）内数字は、車いす使用者用駐車ます数を示し、だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例・施設整備マニュアルに準拠しています。

図2.18 駐車場配置図

駐輪場についても、「第2章2-1 (1) 整備水準の検討」において必要駐輪台数の設定を行っており、これに基づいて配置を行います。

以下に駐輪場の配置について示します。

【駐輪場】

- 駐輪場（4カ所）：約380台

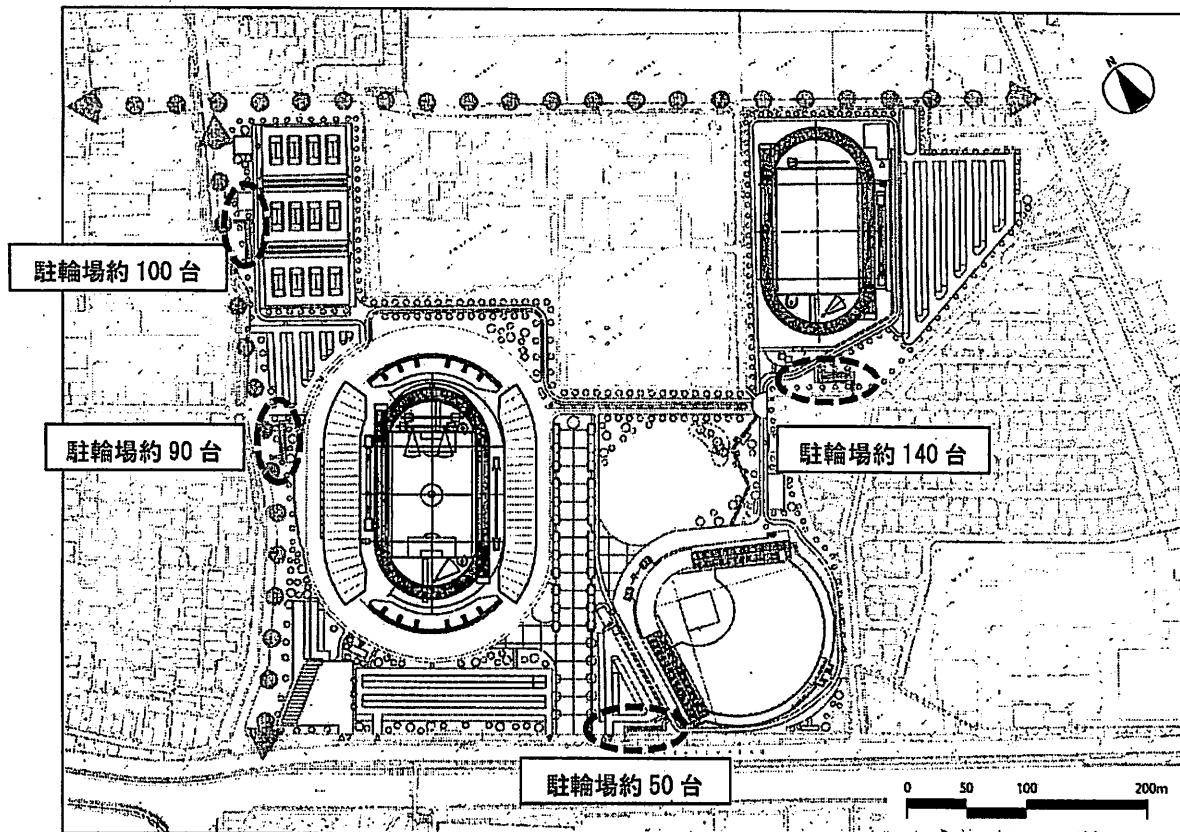


図2.19 駐輪場配置図

②便所

都市公園における便所の必要箇所数に関する基準はありませんが、「都市公園技術標準解説書」(社団法人日本公園緑地協会・平成25年度版)で整理されている、便所設置数の実態調査(国土交通省)を基に便所の必要箇所数を設定します。

表2.8 公園種別毎の便所の棟数

種 別	公 園 数 [箇所]	トイ レ 棟 数 [棟]	1 公園当り 棟数 [棟]
住区基幹公園	街区公園	18,741	17,259
	近隣公園	3,302	4,599
	地区公園	1,014	2,295
都市基幹公園	総合公園	857	3,856
	運動公園	581	3,083
広域公園	144	1,569	10.9
緩衝緑地等	1,722	3,537	2.1
合 計	26,361	36,198	1.4

出典:建設省公園緑地課 / 都市公園におけるトイレの実態調査 / 平成6年より作成

(出典:都市公園技術標準解説書)

上表より運動公園の便所の平均棟数については5.3棟となっており、本公園における便所の棟数を6棟と設定します。野球場内にある既存のものや、第1種陸上競技場内に設置する競技者・観覧者・管理者等の利用に資する便所は建物が閉鎖した場合に利用できなくなるため、棟数に含まないものとします。

6棟の便所は、全て来園者が自由に利用できるものとするため、運動施設の管理棟や第1種陸上競技場のバックスタンド下に設ける便所については常時開放し、来園者の利便性に配慮します。また、その他の便所棟は来園者が集まりやすい広場などの周辺に配置します。

なお、整備にあたっては夜間の防犯対策に留意します。

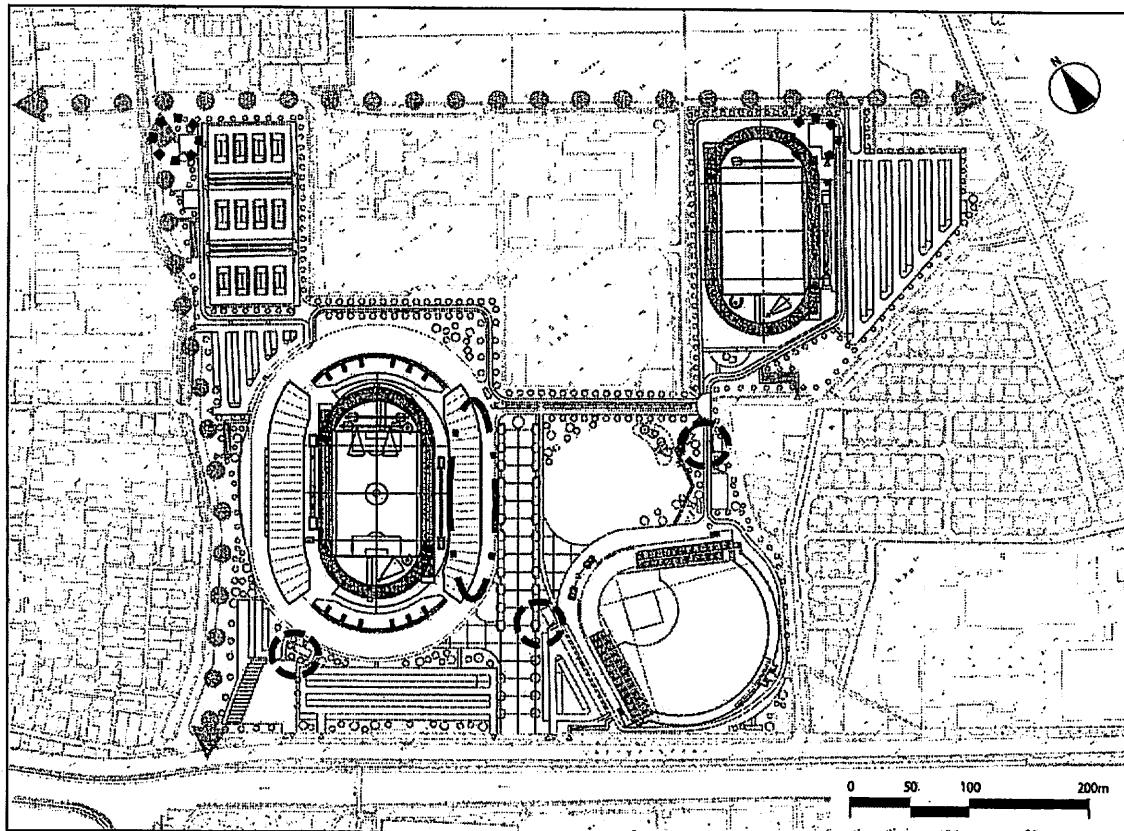
便所の標準的な便器数と規模についても、同解説書に示されている、過去の公園便所事例を基にした便器数と床面積の平均値(P資料-22)から次のように設定します。

【便所の便器数と規模について】

- ①男子便所 : 小便器 2穴 (または3穴)
大便器 1穴
- ②女子便所 : 大便器 2穴 (または3穴)
- ③多目的便所 : 大便器 1穴
- ④規模 : 床面積 約40m²程度

【便所】

●新設 6 カ所



【凡例】

■ : 便所（単独・常時開放）

■ : 管理棟に併設便所（常時開放）

■ : 第1種陸上競技場バックスタンド下・便所（常時開放）

図2.20 便所配置図

(6) 地盤対策の概略検討

計画地は、内湖を干拓により埋め立てたことから軟弱な地盤を含んでおり、特に陸上競技場の公認を継続していくためには、トラック・フィールド部分の水平性の確保などが重要となります。

ここでは、過去の地質調査結果により、第1種陸上競技場および第3種陸上競技場のトラック・フィールド部分の地盤対策について検討しました。

なお、建物部分の地盤対策は、建築基礎の設計において別途検討します。

1) 対象地の地質状況

既存の地質調査資料（「昭和52年度 第委-8号 県立スポーツ会館およびスイミングセンター
スタンド新築に伴う地質調査」；P資料-23）によると、対象地では地点により多少の違いはあるが、概ね深度10m付近まで軟弱な粘性土・砂質土が堆積し、その下に洪積粘性土・腐植土層が続いている。深度18m付近からは、比較的硬い洪積礫質土層（Dg）が出現しています。

また、圧密試験の結果によると、調査時点においては、有効上載圧と圧密降伏応力がほぼ等しく（正規圧密状態）、粘性土の沈下は収束していたと考えられます。

なお、地下水位は、GL-0.85m～GL-1.8mで確認されています。

2) 工法の適用性評価

第1種陸上競技場および第3種陸上競技場として公認および更新するためには、トラックの縦断勾配や横断勾配についての厳しい基準があります。そこで、以下の事項に留意して、下表に示すとおり、適用可能な工法を選定しました。

- ・ 第1種陸上競技場の基準値（トラック縦断勾配1/1000、横断勾配1/100）を満足する工法。
- ・ 現在生じている沈下の状況や沈下原因を把握する必要があるが、腐植土の2次圧密にも対応可能な工法。
- ・ 地下水位が高い場合に適用可能な工法。
- ・ トラッカやフィールド部分において、大規模地震に備えた液状化対策を併せて実施することが考えられるが、部分的な対策にもかかわらず費用が多額となり効果が見込めないこと、また有事の際には他施設の利用も考えられることから、液状化対策を目的とした対策は行わない。

表2.9 対策工法の適用性の評価

対策工法	代表工法名	適用性	評価
置換工法	掘削置換工法	適用深度が3.0m程度と浅いため、適用不可能。	×
表層混合処理工法	セメント安定処理	適用深度が3.0m程度と浅いため、適用不可能。深層混合処理工法と組み合わせて不同沈下対策として用いることは可能。	△
圧密促進工法	バーチカルドレン工法 (プレロード工法併用)	圧密排水距離を短縮し圧密沈下を促進させ強度増加を図る。厳しい基準に対して、残留沈下量の管理が困難。プレロード時の放置期間が必要なため、工期が短い場合には難しい。	△
締固め工法	振動締固め工法 碎石ドレン工法	砂杭、碎石杭により、せん断強度、すべり抵抗力、沈下量の低減は見込めるが、厳しい基準に対して、残留沈下量の管理が困難。施工時の振動が大きいため、街中の施工には不適。	×
深層混合処理工法	機械搅拌工法 高压噴射搅拌工法	セメントを混合した改良柱を地盤内に構築し、そのせん断強度により、すべり抵抗力、支持力を増加させる工法。沈下を抑えるため、厳しい要求基準を満たすことが可能であり、当該地への適用性は高い。	○
軽量盛土工法	発泡スチロール盛土工法 気泡混合モルタル盛土工法	地盤を掘削して、施工することになる。地下水位が高く設置が困難なことから不可。	×
杭工法	場所打ち杭工法・PHC杭工法	上載荷重を杭を介して基礎地盤に伝えることにより、支持力の増加・沈下の抑制を図る。通常、構造物に対して用いる工法でグラウンドでの採用は不適である。経済性に劣る。	×

トラック部の縦断勾配は1/1000で規定されており、不同沈下に対する許容値が極めて小さく、また腐植土層で2次圧密のような長期的な沈下が想定されることを踏まえると、圧密促進工法で残留沈下量をコントロールすることは難しく、確実な沈下対策が可能な深層混合処理工法が適していると考えられます。ただし、対象範囲全面を深層混合処理工法により改良すると工事費が大きくなるため、改良率を低くしてコストを抑える代わりに、未改良部が不同沈下しないように表層混合処理工法を組み合わせる工法（Alicc工法）を採用しより経済的な対策を行います。

3) 地盤対策のイメージ

【工法】Alicc (アリック) 工法

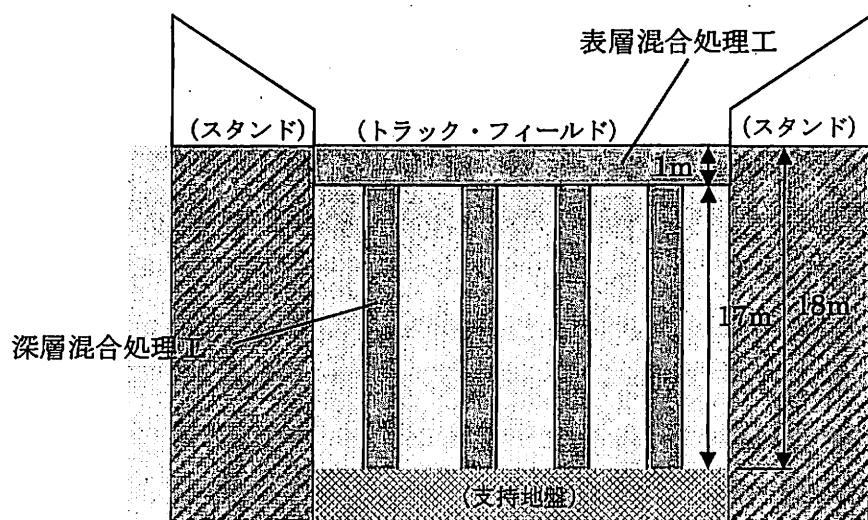
深層混合処理工 (セメント系固化材と原地盤の軟弱土を攪拌・混合し、柱状に固化する工法)

- ・改良深度：過去の地質調査における地質断面図より約18mと想定

- ・改良率：10～20%

表層混合処理工 (セメント系固化材により原地盤の表層部分を固化する工法)

- ・改良深度：1mと想定



図：2.21 地盤対策のイメージ
(第1種陸上競技場のトラック・フィールド部分)

※スタンド下（斜線部）は建築設計で別途検討

(7) 既存施設の撤去方針

既存施設の撤去方針を検討するにあたり、基本構想で整理した事業スケジュールは以下のとおりです。

作業項目	H26年度 (10年前)	H27年度 (8年前)	H28年度 (7年前)	H29年度 (6年前)	H30年度 (5年前)	H31年度 (4年前)	H32年度 (3年前)	H33年度 (2年前)	H34年度 (1年前)	H35年度 (開催年)
都市公園 計画・設計										供用開始
基盤整備 ほか										第7回 全国大会 大会実行委員会
施設整備										第8回 世界大会実行委員会

図2.22 事業スケジュール

既存施設の解体・撤去は、平成29年度着手を予定しています。

表2.10 各施設の撤去方針

撤去施設	方針
第2種陸上競技場	平成29年度解体・撤去後、陸上競技場が供用開始となる平成35年度までは、大会利用等は不可能となります。
庭球場	平成29年度解体・撤去後、当面の間、大会利用は不可能となります。なお、再整備時期等については、国体開催時における会場運営の観点も踏まえて検討します。
多目的広場	平成29年度に解体・撤去します。
スポーツ会館	平成29年度に解体・撤去します。
スイミングセンター	平成29年度に解体・撤去します。(他所での再整備を検討します。)

(8) 周辺施設との一体利用

現在の彦根総合運動場は、隣接する金龜公園（彦根市管理）と一体的に利用されています。例えば、互いに類似の運動施設を保有していることによる大規模な大会の開催や、近接していることによるイベント時の駐車場利用など、利用者にとって大変利便性の高い環境となっています。

こうした状況を損ねず、（仮称）彦根総合運動公園を、日常から誰でも安心して利用できるゆとりのある公園、憩いの場としての公園として整備するには、金龜公園との連携をより一層強化することが必要と考えます。

そこで、2つの公園の一体利用のメリットについて整理します。

【金龜公園との一体利用について】

- ・金龜公園と一体利用を行うことで、2つの公園の類似施設を一体的に利用する大会運営ができる。
- ・金龜公園における彦根城をはじめとした歴史施設等と総合運動公園を相互に利用することにより、来園者に滋賀の魅力を発信でき、併せて地域活性化にもつながる。
- ・彦根市と連携を密にして重複する運動施設を一体的に再整備することにより、互いの運動施設を集約することができ、（仮称）彦根総合運動公園を緑豊かでゆとりある公園にできる。その結果、利用者にとって憩いの場となるとともに、彦根城に対しても景観的・環境的に配慮した公園となる。

これらを実現するため、（仮称）彦根総合運動公園の整備にあたっては、金龜公園との一体利用をより一層進めるよう、両公園の機能補完による相互活用や連絡通路の機能強化の検討など彦根市とともに取り組みます。

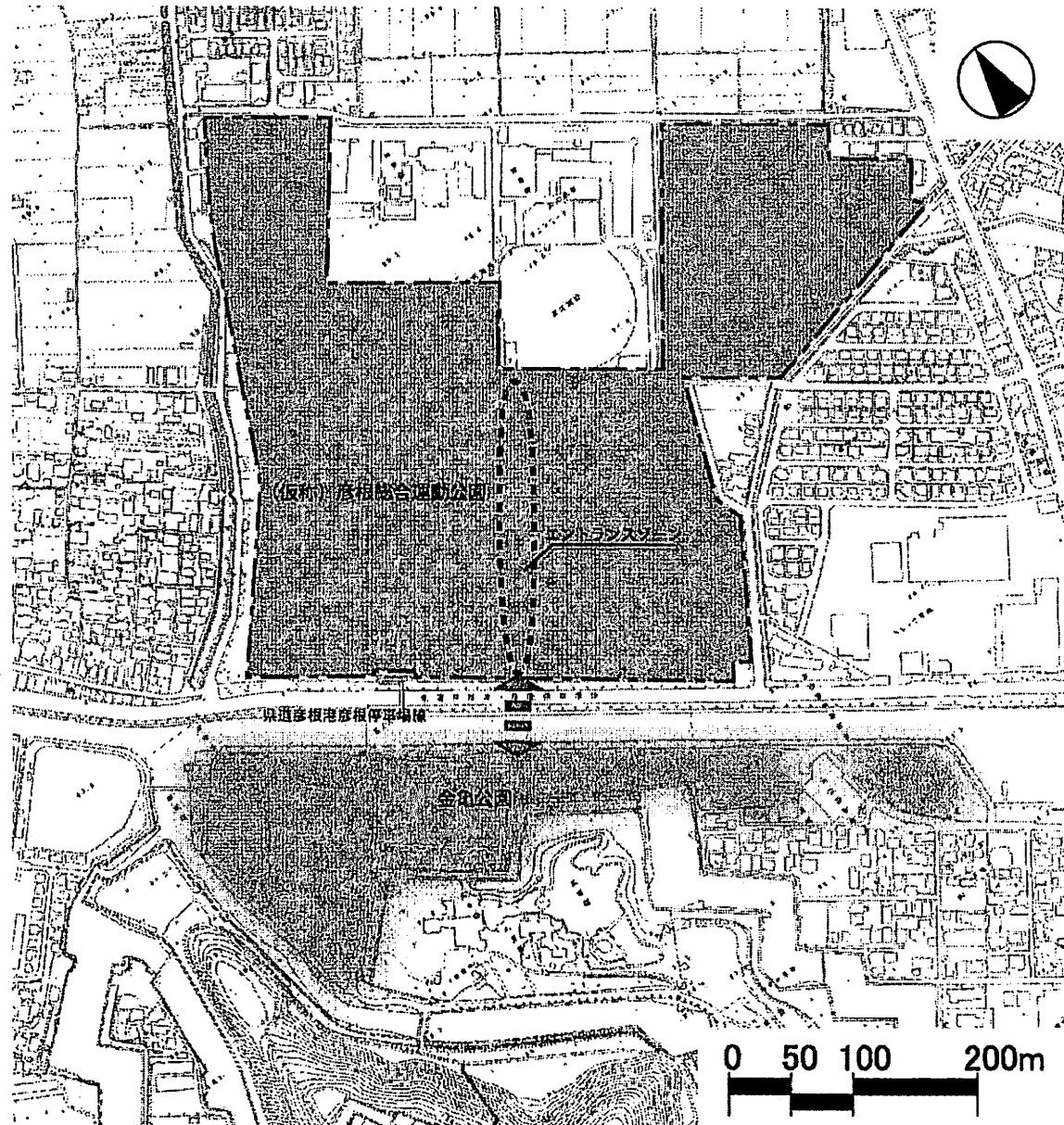


図2.23 金亀公園との一体利用イメージ

第3章 基本計画図の作成

3-1 基本計画図

(1) プランの検討

基本計画プランの策定にあたり、基本構想に示した導入施設に加え、「多目的広場」と「庭球場」の2つの運動施設を配置した案1と、「庭球場」と「緑の広場」を配置した案2を比較検討しました。

<案1>

基本構想に示した導入施設に加え、現状の施設利用状況を考慮し、「多目的広場」と「庭球場」の2つの運動施設をほぼ現状規模で配置する。なお、配置にあたっては、施設規模や利用形態(多目的広場の臨時駐車場利用)から多目的広場を西側の敷地拡張部に、庭球場を公園中央とする。

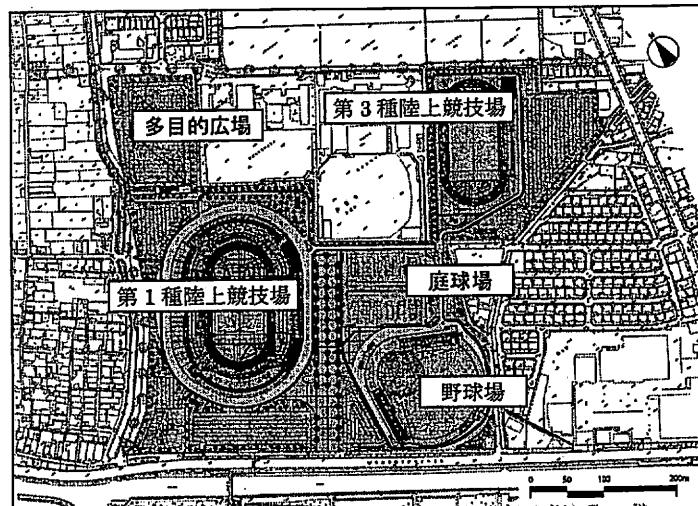


図3.1 基本計画プラン図（案1）

<案2>

基本構想に示した導入施設に加え、ゆとりある公園として県民にとって憩いの場となるよう公園中央に「緑の広場」を、西側の敷地拡張部には、県域以上の公式大会や強化合宿が実施され競技力向上の拠点施設として位置付けられている「庭球場」を配置する。なお、サッカーや他競技のウォーミングアップ場としての利用が多い多目的広場は第3種陸上競技場などで主な機能の代替ができることから設置しない。

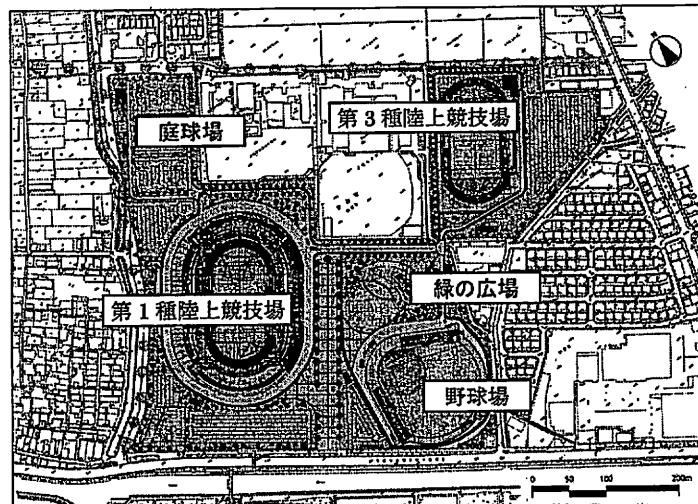


図3.2 基本計画プラン図（案2）

本公園整備については、“誰もが利用できるゆとりある公園づくり”という観点から、緑のオープンスペースをより多く確保できる案2を採用することとし、多目的利用や大規模災害時等に備え、緑の広場についても、極力平坦なスペースを設けることとします。

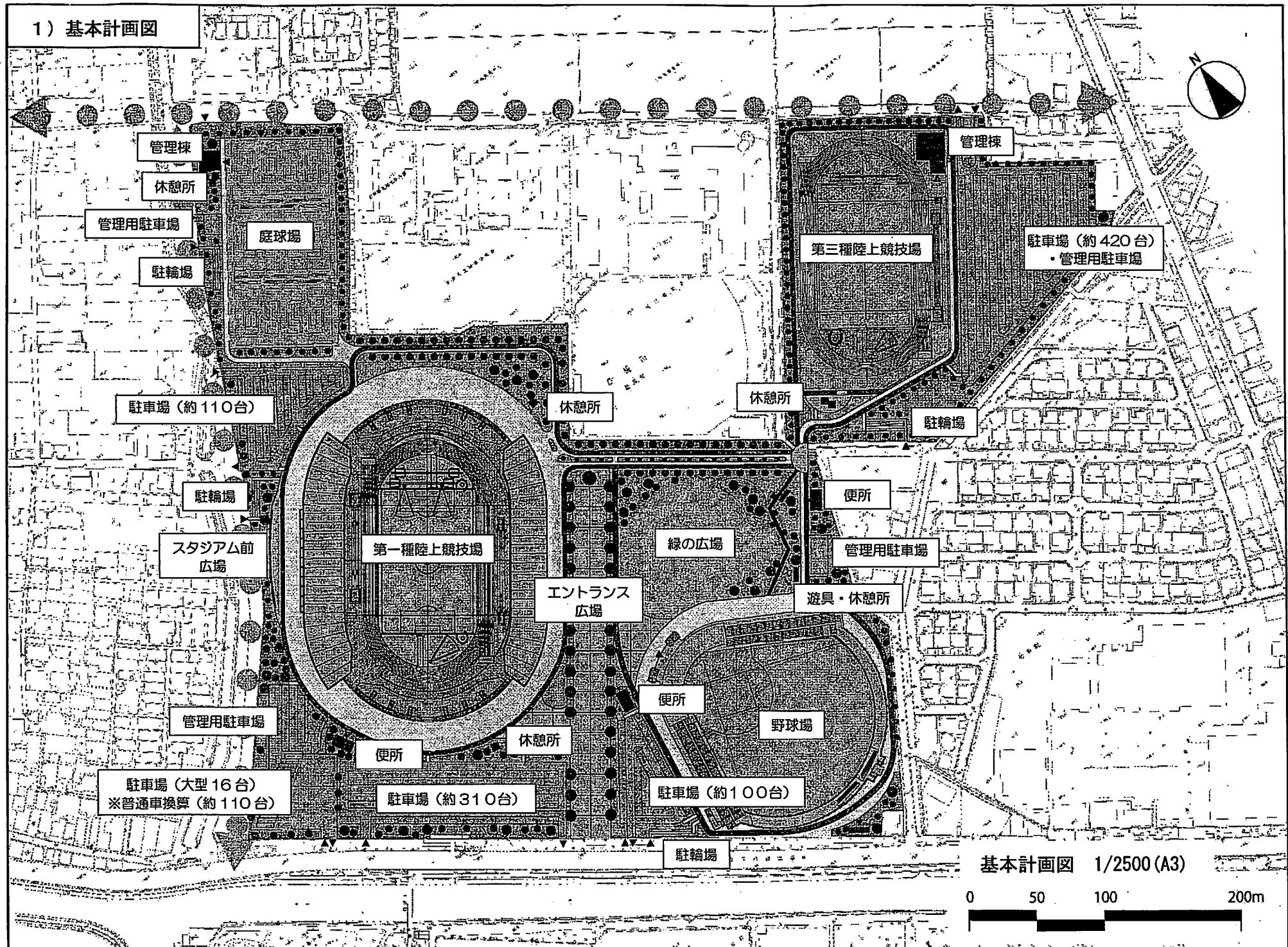
※庭球場、多目的広場の利用状況および基本計画プラン比較表はP資料-25のとおり

(2) 基本計画図の作成

(1) 「プランの検討」の結果に基づき作成した基本計画図を次頁以降に示します。

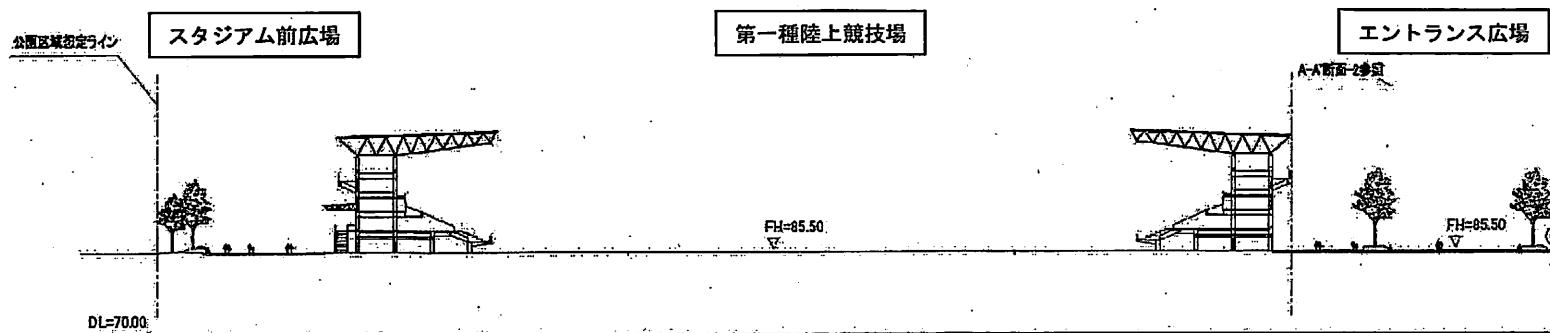
なお、基本計画図の作成にあたり、第1種陸上競技場の高さについては、資料「4 第1種陸上競技場の高さの概略検討」(P資料-6)での検討結果を踏まえ、できるだけ建築物の高さを抑えるよう、さらに検討を重ねていくものです。

1) 基本計画図

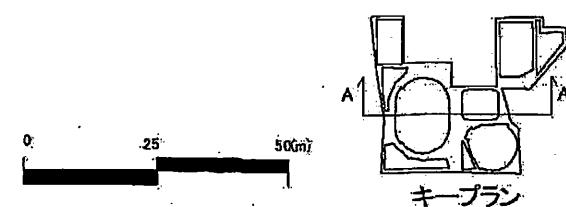
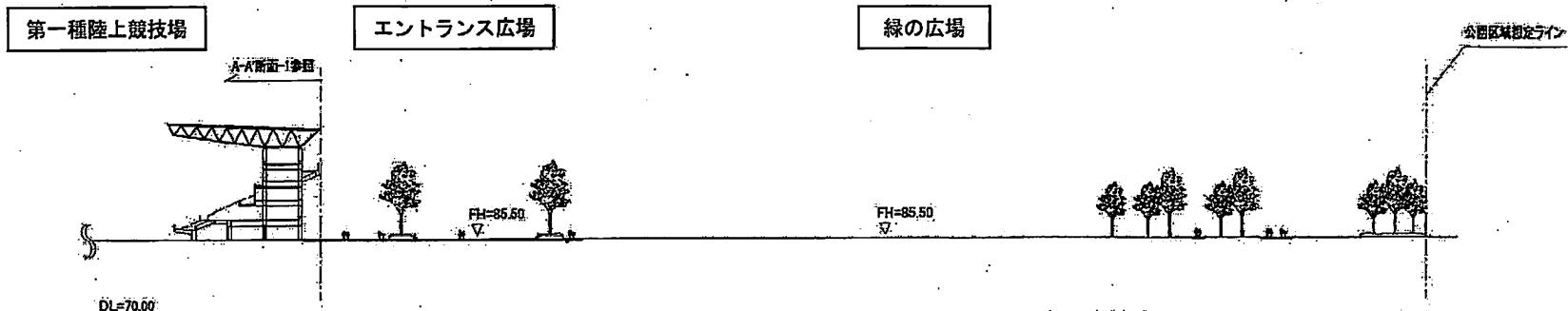


2) 断面図

A-A'断面-1



A-A'断面-2



注) 第1種陸上競技場の高さについては屋根の先端で仮に23mと想定して作成していますが、できるだけ建物の高さを抑えるよう、さらに検討を重ねていくものです。

断面図 1/1000(A3)

3) 植栽計画図

綠地緩衝帶
(庭球場外周-1)

緑地緩衝帯 (庭球場外周-2)

廣場(第1種陸上
競技場北側)

緑地緩衝帯
(第3種陸上競技場西側)

綠地緩衝帶
(第3種陸上競技場北側)

緑地緩衝帯
(駐車場ゾーン-3)

緑地緩衝帯
(駐車場ゾーン-1)

緑地緩衝帯
(学校施設隣接部)

廣場(第3種陸上競技場駐車場南側)

広場(緑の広場)

緑地緩衝帯
(スタジアム前広場ゾーン)

緑地緩衝帯
(駐車場・バーン)

綠地緩衝帶
(第1種陸上競技場南側)

綠地緩衝帶 (側敷地隣接部)

- 84 -

八五卦-2

記号	名 称	備 考
○	通齒橫紋	
△	縱貫橫紋	
○△	通齒橫紋、縱貫橫紋	
△○	縱貫橫紋、縱向摺紋	
○△○	枝木摺紋	
○△○△	駐車場線化	

森木陰の理由に配慮した掲載範囲とする。

園内および
南画道路沿い

エントランス広場

植栽計画図 1/2500(A3)

第4章 事業計画の検討

4-1 施設整備・管理運営手法の検討

(1) 施設整備・管理運営手法の検討

県立の総合運動公園として公式大会の開催や幅広い層の県民が日常的に利用することで、体力向上や健康増進および競技力向上につなげていくことが大事であると考えます。

そこで、厳しい財政状況の中、公園の整備や管理運営を効率的・効果的に行うため、また集客力の向上や民間の事業機会の創出などの観点から、民間の資金、経営能力、技術力を活用することができる代表的な手法について比較検討しました。

比較検討の結果は次表のとおりです。PFI方式等については、集客の需要リスクが高い場合、民間事業者が参入しにくいという面があり、全国的にも第1種陸上競技場を主とした公園整備に適用された事例はありません。また、当公園整備にあたっては、国体開催に向けた事業スケジュールのなかで、今後、建築物の高さの検討や彦根城の世界遺産登録の取組に配慮した景観整備、その他軟弱地盤への対応など不確定な要素を含みながら設計や整備を進めていく必要があることから、民間事業者が独自の事業計画を立てて進めることができる余地は極めて少ないと考えます。

したがって、当公園整備については、公設による施設づくりを着実に進めていくこととし、施設整備後の管理運営にあたっては指定管理者制度を適用し、民間のノウハウや技術の活用により、コスト縮減を図るとともに、地元企業等の活性化の効果も上げながら、より質の高い県民サービスの提供へつなげていきます。

表 4.1 施設整備・管理運営手法の検討

制度	従来方式 (公設・指定管理者制度)	PFI方式	DBO方式
概要	<ul style="list-style-type: none"> 公共が自ら資金調達し、設計、建設、維持管理及び運営等の業務について、業務ごとに民間事業者に請負・委託契約として発注する方式 維持管理・運営にあたっては、指定管理者制度により、民間のノウハウを導入し、より質の高い公共サービスを効率的に提供 	<ul style="list-style-type: none"> PFI (Private Finance Initiative) は、民間の資金と経営能力・技術力を活用し、公共施設等の設計・建設や維持管理・運営を行う公共事業のひとつ的手法 <p>※施設の所有形態別類型としてBTO方式、BOT方式等があり、事業類型にはサービス購入型、独立採算型、混合型がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> PFIに類似した事業方式で、公共が資金調達し、民間事業者が施設の設計・建設・運営を担う方式
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 設計・建設・維持管理の全てに公共に主導権がある。 管理運営面では、民間のノウハウ導入により、質の向上が図れる。 公共の資金調達能力により低金利での資金調達が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設計、建設、維持管理・運営の各業務と主に施設整備に係る資金調達を全て長期の契約として包括的に民間事業者に委ねる方式のため、運営面を最大限考慮した施設設計が可能である。 管理運営の質の向上が図れる。 民間の事業機会を創出することで経済の活性化を促すことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共の資金調達能力により低金利での資金調達が可能である。 民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用することができます。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 業務ごとに分離発注となり、民間ノウハウの発揮の余地が限定的となる。 指定管理者の選定手続きの期間が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共の主導権が限定的となる。 民間が資金調達するため、金利が高い。 PFI導入可能性調査など、従来方式の必要期間に加えて一定の期間(2年程度)が必要となる。 集客の需要リスクが高い場合、民間事業者が参入しにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> DBO方式に向けた可能性調査など、従来方式の必要期間に加えて一定の期間(2年程度)が必要となる。 集客等の需要リスクが高い場合、民間事業者が参入しにくい。
導入例	<p>※現在の彦根総合運動場や他府県の運動公園、その他、県内の主要な施設で一般的に導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> 長井海の手公園整備事業 尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備事業 (仮称) 柳島スポーツ公園 PFI事業など <p>※第1種陸上競技場を擁する都市公園等での導入例なし</p>	<p>※都市公園等での導入例なし</p>

表 4.2 公民連携手法の概要

制度	資金調達	企画	設計建設	管理運営
従来方式	公共	公共	公共	民間
PFI方式	民間	公共	民間	民間
DBO方式	公共	公共	民間	民間

※P資料-27 10. 事業手法関連手法参照

(2) 民間活力導入の検討

1) 民間活力導入のための制度

公園の管理運営にあたっては、次表に示すとおり、指定管理者制度やネーミングライツ、その他設置・管理許可制度などがあり、これらによる民間活力を最大限活用することにより、より質の高い公共サービスの提供、集客力の向上を図る必要があります。

表 4.3 民間活力導入のための制度

制 度	概 要
①指定管理者制度	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法において規定される「公の施設」の運営において、より質の高い公共サービスを効率的に提供することを目的に、民間のノウハウを導入する制度 従来、公共施設の管理運営は、地方公共団体や第3セクターに限定されていたが、この制度により民間企業、NPO法人等も施設の管理運営に指定管理者として代行できるようになった。
②ネーミングライツ	<ul style="list-style-type: none"> スポンサーとなる民間企業の企業名やブランド名を、公共施設に付ける権利を与える制度である。ネーミングライツ導入に伴う収入を財源として、維持管理に要する費用等の一部に充てることができる。 企業のCSR（社会的責任）に位置づけられた地域貢献・社会貢献が可能であり、企業にとってもメリットがある。 契約期間が終われば、施設名が変わるため、変更に費用がかかり、利用者にはわかりにくく、また、万一契約企業が不祥事を起こした場合、施設も同様に利用者等から印象が悪くなることがデメリットとして懸念される。 <p>【導入事例】(P資料-30 参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> 味の素スタジアム・アミノバイタルフィールド 日産リーフの森（滋賀県では、平成25年12月20日から県内13施設について、ネーミングライツパートナーを募集し、県民の森（滋賀県栗東市地先、県有林）が第1号に決定した。）
③設置・管理許可制度 (サービス施設の設置)	<ul style="list-style-type: none"> 公園の利用を促進するため、民間のノウハウや活力を導入し、カフェや自動販売機、売店等による飲食や物品販売など魅力的なサービス提供を行う。 <p>【導入事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 富山県富岩運河環水公園のカフェ・レストラン（富山駅に近く、文化施設なども多いことから利用者数も多く、カフェやレストランの設置が可能であると考えられる。）

2) 設置・管理許可制度等の活用

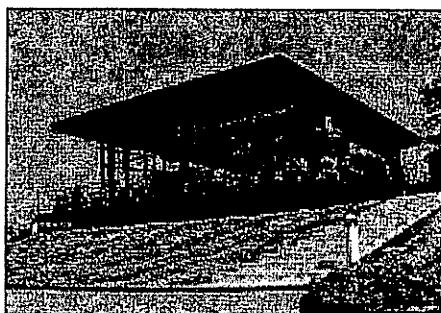
彦根市都市計画マスター プランで、計画地は彦根港、金龜公園とともに観光・レクリエーション系（ゾーン）の拠点として位置付けられており、当公園の整備にあたっては、スポーツ拠点としてはもちろんのこと、スポーツをしない人も気軽に楽しく利用できる憩いの空間とすることを基本的な考え方の一つとしています。

このことから、公園整備がにぎわいの創出となるための工夫や、公園利用者の利便性をよくするための工夫など、民間の専門的な経営・運営ノウハウを活かした様々な集客方法について具体的に検討していきます。

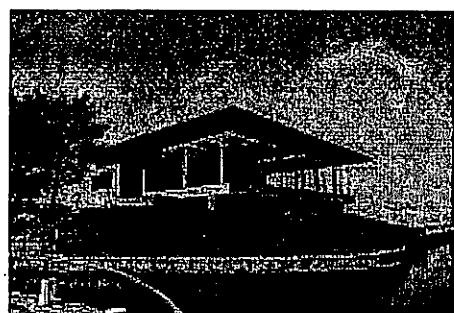
なお、公園管理者以外の者が公園に公園施設を設け、または管理しようとするときは、都市公園法第5条に基づき、公園機能の増進などの観点を踏まえ検討するとともに、立地条件や敷地利用計画等から、採算性や建ぺい率などについて慎重に検討することとします。

○喫茶店やレストランの導入例

- ・ 喫茶店やレストランを設置し、飲食や休憩など魅力的なサービスを提供



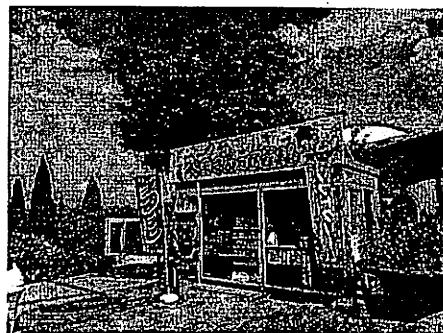
富山県富岩運河環水公園 公園内スター パックスコーヒー（公園HP）



富山県富岩運河環水公園 公園内フレンチ レストラン（公園HP）

○物販施設の導入例

- ・ 公園内や第1種陸上競技場内に簡易店舗や売店を設置し、軽食の提供のほかお土産物などを販売



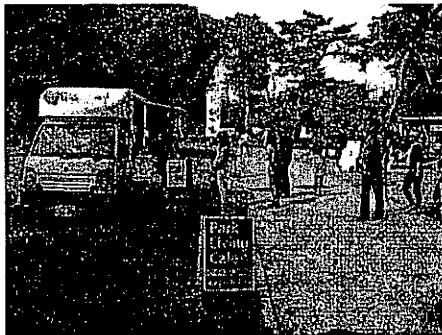
おとぎの森公園（富山県）・売店で 軽食の販売（おとぎの森HP）



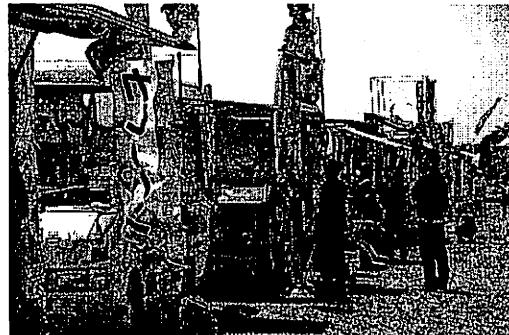
上野恩賜公園（東京都）・物販施設でのパンダグッズ販売（東京都公園協会HP）

○移動販売車・仮設店舗の導入例

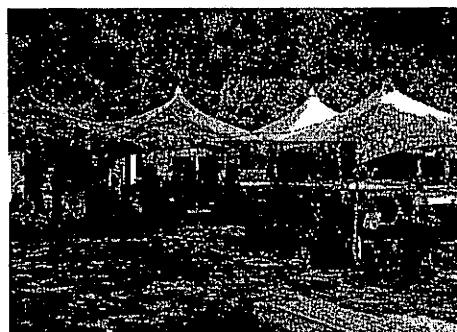
- ・週末や夏季休暇などの来園者の多い時期や第1種陸上競技場での大規模大会の開催時における、移動販売車や仮設店舗による軽食等の提供
- ・エントランス広場における、移動販売車による飲食のイベントや地元の農産物を販売する朝市の実施



狹山公園（東京都）・移動販売車
(狹山公園HP)



海の中道海浜公園（福岡県）・キッチンカーによる屋台村（海の中道海浜公園HP）



高松中央公園（香川県）・オープン
カフェの社会実験
(香川経済レポート社HP)



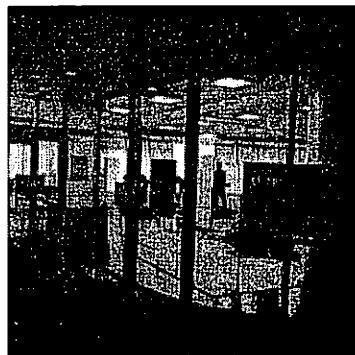
長良公園（岐阜県）・第1・3日曜日に開催される朝市（岐阜県HP）

3) その他の活用

その他、利用促進のための活用方策として、体力づくりのための施設（筋トレ、フィットネス）や諸施設を利用した研修会・スポーツ教室、その他各種イベントの開催などの充実を検討します。

○第1種陸上競技場内施設の活用例

- ・ 第1種陸上競技場内のトレーニングルームや研修室の貸出し



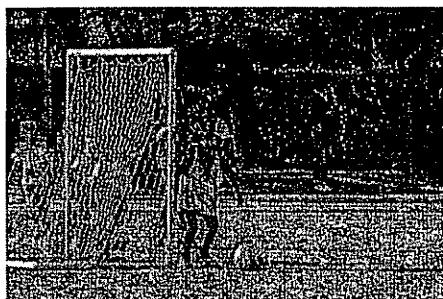
長崎県立総合運動公園・第1種陸上競技場内のトレーニングルーム
(公園HP)



山口県維新百年記念公園・第1種陸上競技場内の会議室 (公園HP)

○スポーツ教室等の充実例

- ・ スポーツ教室等の充実や県民のスポーツの機会の創出、各競技の次世代育成への取組



ミズノジュニアサッカー教室
(広島県総合グランドHP)



中・高生を対象としたランニング教室
(日産スタジアムHP)

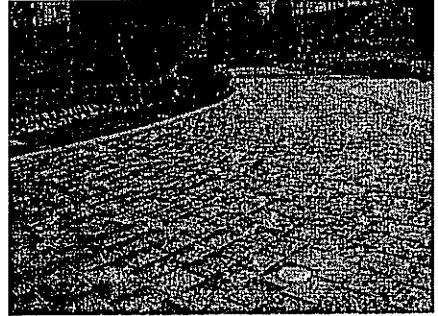
(3) 住民参画手法の検討

公園整備基本構想や基本計画の策定に際しては、これまで、関係競技団体や地域住民の皆様の意見をお聴きし、それらに反映してきました。

今後、基本設計や実施設計をはじめ、公園整備や管理運営等の各段階においても、様々な形で団体や企業、住民の皆様に参画いただけるよう取り組みます。

表 4.4 段階別の住民参画（案）

段 階	参画手法
基本構想・基本計画 策定時	<ul style="list-style-type: none"> ●彦根総合運動場内の運動施設で、現在大会利用等を行っている関係団体にアンケート調査を行い、施設整備に対する意見の反映を図った。 <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：運動施設利用者団体 ・手法：アンケート調査 ●公園整備の考え方について、県民政策コメント制度に準じて県民意見を募集し、住民ニーズの把握や意見の反映を図った。 <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：県民全体 ・募集方法：県ホームページによる募集
基本設計・実施設計 策定時	<p>年齢、性別、障害の有無にかかわらず、様々な人々から公園を利用するイメージや意見・ニーズをお聴きして、公園設計の検討に活かすことを目的として、ワークショップなどを開催します。</p> <p>〈案1〉 植栽の樹種選定や、百間橋をモチーフとするなどした施設のデザイン展開方法について、環境や歴史の学習を兼ねて、県内の児童・学生などを対象にしたワークショップを開催し、そのアイデアを設計に反映する。</p> <p>〈案2〉 本公園・緑の広場にあったらよい遊具や施設（ベンチなど）についてワークショップを開催し、提案してもらい、設計に反映する。</p> <p>事例1：中ノ口川河川公園整備ワークショップ（P資料-31） 事例2：第二京阪道路植栽ワークショップ（P資料-32）</p>

	<p>公園整備段階では、住民の皆様が公園の運営に関わっていただけることや、公園への愛着をもっていただけることを目的として、公園に関わる様々なイベントなどの参加機会をつくります。</p> <p>また、団体や企業、住民の皆様の寄附により、設備や備品を整備するしくみなどについても検討します。</p> <p>〈案3〉</p> <p>県内の学生によるかまどベンチの製作や記念植樹イベント、手形陶板の作成など、県民との協働による施設整備を行います。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>かまどベンチの製作</p> </div><div style="text-align: center;">  <p>手形陶板を用いた舗装</p> </div></div>
施設整備時	<p>公園の管理運営段階では、運営のボランティア組織づくりなどが必要となります。基本設計から整備段階でのワークショップ等の参画者を中心に、行政と公園管理者、住民の皆様が連携する活動拠点を形成し、多様なプログラムの実施を進めます。</p> <p>〈案4〉</p> <p>運営のボランティア組織等を立ち上げ、組織と行政・公園管理者等から構成する活動拠点を形成し、利用者の増加や満足度の向上を図るために、多様な利用プログラム（イベントや体験型ワークショップ）を実施する。</p> <p>○プログラムの例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国体開催時に設置する仮設ベンチ（木材）をリユースしたベンチの製作 ・緑の広場でのイベント（音楽イベント・絵本読み聞かせなど） ・エントランス広場や緑の広場でのイベント（フリーマーケットなど） <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>滋賀県希望が丘文化公園・ フリーマーケット</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>自然の中で絵本の読み聞かせ (出典：滋賀県男女共同 参画センター)</p> </div> </div> <p>事例 3：古河総合公園（P資料-33） 事例 4：兵庫県立有馬富士公園（P資料-34）</p>

4-2 事業プログラムの作成

各種補助制度の整理や事業実施における主な作業項目を示した事業スケジュールを作成します。

(1) 補助制度等の活用

当事業の財源としては、県の一般財源のほか、国からの交付金や県債を充当することになります。今後、公園整備の目標年次である平成33年度までの間、毎年多額の整備費用が必要となることから、国の補助制度等を活用することにより、より一層、県の一般財源の負担軽減を図っていきます。

国の補助制度等については、国土交通省所管の社会资本整備総合交付金（防災・安全交付金含む）や、文部科学省所管の学校施設環境改善交付金、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行っているスポーツ振興くじ助成金・スポーツ施設等整備事業の活用について、今後、検討していきます。

表4.5 国の補助制度

制度名	所管等	対象	補助率	備考
社会资本整備総合交付金 (都市公園等事業)	国土交通省	野球場、陸上競技場、サッカー場、ラクビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、水泳プール、ゲートボール場、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場など	新築・改修など 用地取得	国：施設1／2、 用地1／3 ・地域防災計画等に位置づけられた都市公園の整備等は「防災・安全交付金事業」の対象 ・補助率は概数
学校施設環境改善交付金				
(社会体育施設整備事業)	文部科学省	地域スポーツセンター、地域水泳プール、地域屋外スポーツセンター、地域武道センター	新・改築 (改修は対象外)	国：1／3 ・新改築が対象で、改修は対象外 ・補助基準単価が低い

表4.6 その他の補助制度

制度名	所管等	対象	補助率	備考
スポーツ振興くじ助成金(地域スポーツ施設)				国庫補助との併用は不可
(スポーツ施設等整備事業)	独立行政法人日本スポーツ振興センター	屋外スポーツ施設(夜間照明等を含む)	新設 改修・改造	2／3 (補助額666万円～2,000万円)
		スポーツ施設(大規模改修等)	大規模改修	2／3 (補助額:2,000万円～1億円)

(2) 事業スケジュール

事業スケジュールを整理するにあたって、基本構想時点から次の視点および項目を追加しました。

表 4.7 事業スケジュールへの追加項目等

1 着実な事業の推進	
都市計画決定手続き	事業の実施に先立ち、公園の都市計画決定が必要となることから、金亀公園の再整備計画との整合も含め、彦根市と連携して進めます。
公園敷地の拡張	公園敷地の拡張に向けて、地権者や地域の皆様等の合意が得られるよう十分な説明を行います。
関係競技団体等との調整	第2章で整理した既存施設の撤去方針に沿って、既存の運動施設を大会利用している関係競技団体等と十分な事前調整を行います。
2 関連事業との調整	
市道拡幅事業との整合	公園設計にあたって、隣接して実施される予定の彦根市道の拡幅事業との整合を図ります。
3 国体開催に向けた計画的な施設整備	
公園整備工事	国体時には多数の来園者があることを考慮して、できるだけ平坦地を確保するため、国体開催に必要な施設を優先的に整備すること（第1期工事；国体前）を検討します。また、その場合には、国体後に完成形を目指した施設整備（第2期工事）を行います。
4 住民説明と住民参画	
周辺住民等への説明	設計段階では、周辺環境調査における環境保全対策などを事業計画や工事内容に反映させ、住民の皆様に説明し理解を得ながら進めます。 工事実施段階等においても、必要な環境調査については継続して実施してその情報を共有するとともに、周辺住民の皆様の住環境への影響の低減に配慮します。
住民参画	基本設計や実施設計時点、施設整備や管理運営の各段階において、住民参画の取組を進めます。 また、これにより公園の管理運営に積極的に関わっていただけるような仕組みづくりを目指します。

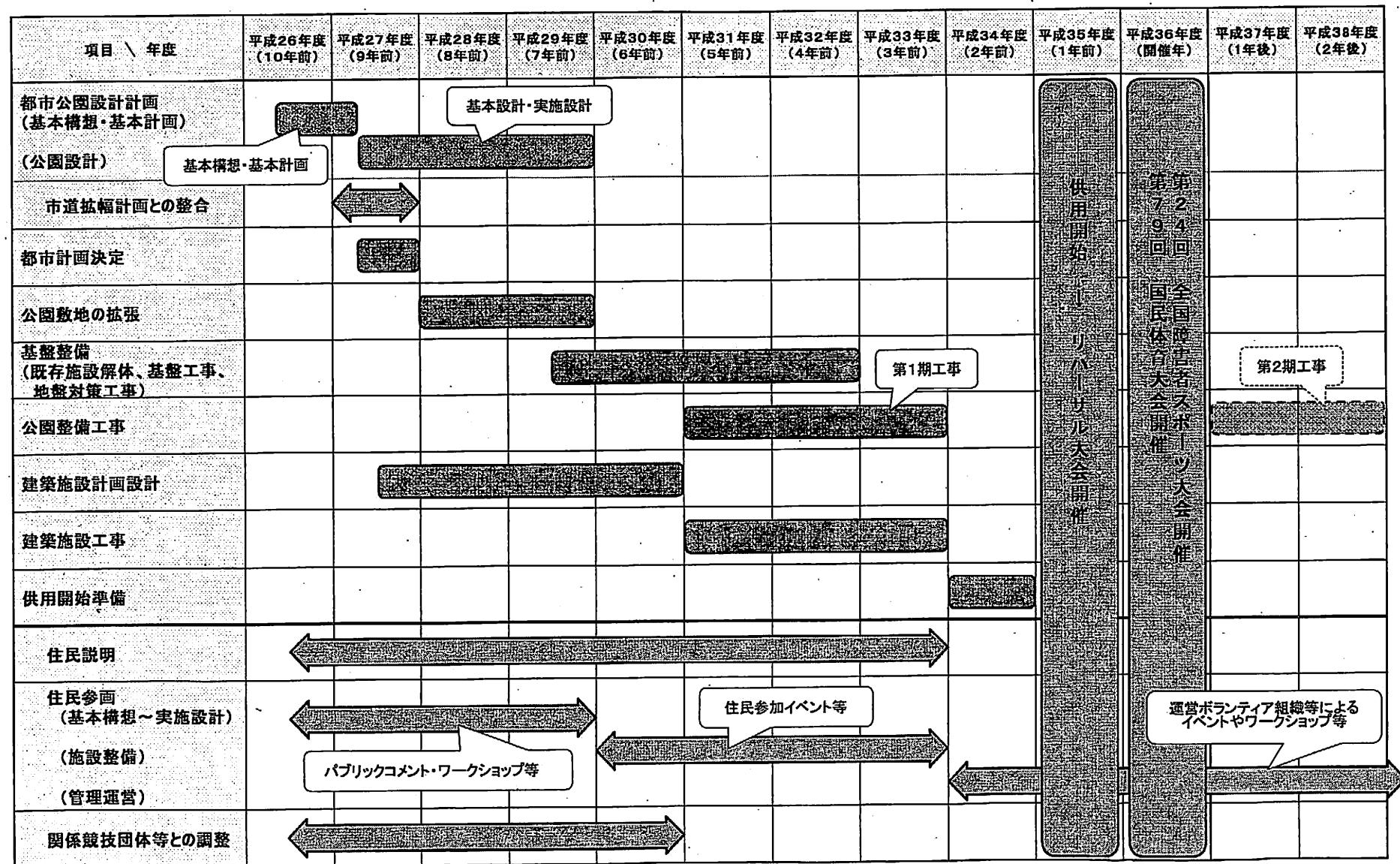


図 4.1 事業スケジュール

4-3 今後の課題等

(1) 今後の主な課題

基本計画の検討を踏まえて、今後の基本設計等に向けた主な課題を整理します。

○景観への配慮

- ・ 計画地が風致地区内にあることから、彦根城の世界遺産登録に向けた取組にも配慮しながら、景観や眺望への負荷軽減を図ることが重要となります。このことから、公園整備にあたっては、本基本計画において設定したデザイン基調に沿い、公園一帯を樹木で覆うとともに、建物の高さや形状、デザイン、色彩などについて、彦根市景観審議会や関係機関・部局との調整を図りながら施設の設計を進めます。
- ・ 第1種陸上競技場の高さについては、本基本計画での検討から、概ね 23mの高さまで抑えることは可能と推測されますが、今後、さらに、屋根の張り出し長さの設定や屋上階（TV等のカメラスペース）の配置、諸室の配置等について関係機関との協議を進めるとともに、建築施設の設計に向けてさらに詳細な検討を行う必要があります。ただし、一方で、高さをより低く抑えることなどにより屋根先端への照明設備の設置が不可能となると、高さ 35mを超える照明柱の設置が必要となり、検討懇話会においても、「照明柱の設置は、逆に、周囲の景観への負担となるのではないか。」とのご意見もあることから、彦根市と協議を進めつつ総合的に検討する必要があります。

○周辺交通環境の検討

- ・ 公園整備に伴い来園者の増加が見込まれることから、彦根市が予定している公園北側と西側の市道拡幅事業との整合を図るとともに、周辺の住環境や通学等の安全確保に配慮した公園整備が必要となります。

自動車によるアクセス動線については、広域的な視点から自動車のアクセス動線を明確にしたうえで、計画地周辺における交通影響を見据えた動線誘導の方針について、関係機関と引き続き検討する必要があります。

また、彦根市が本年度に作成を予定している都市交通マスタープランを踏まえたうえで、公園整備が周辺の道路交通に与える影響を予測・評価するなどし、必要な対策についても関係機関と連携し進めていきます。

○国体開催に向けた計画的な施設整備

- ・ 国体先催県の事例により国体開催時には最大で概ね 3万人規模の来園者が想定されることから、開閉会式等における会場運営を考えた場合にはできるだけ平坦地を確保する必要があること、また、今後、施設整備を着実に進めるためには各年度の事業費の平準化が必要なことから、国体開催に必要な施設を優先的に整備し、国体後の完成形に向けた施設整備と区分するなど計画的な施設整備についての検討を行う必要があります。

(2) 今後の進め方

今後、基本設計や建築計画設計等を進めていく過程で上記の課題等についてさらに技術的、専門的な検討を行うとともに、コスト面や法令面等の検討を踏まえ、より具体的な内容に整理していきます。

資料

1 (仮称) 彦根総合運動公園整備計画検討懇話会の開催概要

基本計画等の策定に向けて検討を行った (仮称) 彦根総合運動公園整備計画検討懇話会の開催概要は、以下のとおりです。

表1 開催日程など

開催日程	審議事項など
第1回 平成26年11月6日(木)	・現地確認 ・公園整備に向けた課題整理と基本方針について審議 ・公園施設の配置の検討について審議
第2回 平成26年11月27日(木)	・施設規模やその他導入機能について審議 ・施設の配置計画について審議
第3回 平成26年12月25日(木)	・基本構想(案)について審議
第4回 平成27年2月26日(木)	・基本構想(案)に対する意見募集の結果について審議 ・基本計画の構成案について審議
第5回 平成27年4月30日(木)	・公園整備基本計画(施設計画)の検討について審議 ①主な施設の整備水準、②基本計画プランの検討、③諸課題の検討
第6回 平成27年6月4日(木)	・公園整備基本計画の検討について審議 ①基本計画プラン、②施設整備・管理運営手法、③事業プログラム等
第7回 平成27年7月29日(水)	・公園整備基本計画(素案)について審議

表2 懇話会メンバー

(順不同:敬称略)

選出区分	機関・団体名および役職名	氏名	備考
利 用 者	公益財団法人滋賀県体育協会 (さざなみスポーツクラブマネージャー)	副会長 河上 ひとみ	副座長
	一般財団法人滋賀陸上競技協会	専務理事 坂 一郎	
	滋賀県レクリエーション協会	生涯スポーツ推進部長 西條 智晴	
	滋賀県障害者スポーツ協会	理事 原 陽一	
	滋賀県健康推進員団体連絡協議会	副会長 山田 和代	
(学校関係)	滋賀県高等学校保健体育研究会 (県立八幡商業高等学校 校長)	会長 辻井 美恵子(～H26)	
	滋賀県高等学校保健体育研究会 (県立守山北高等学校 校長)	会長 川嶋 典明(H27～)	
産業・経済関係	《経済・経営》 滋賀銀行営業統轄部地域振興室	室長 植西 正寿	
	《観光》 公益社団法人彦根観光協会	会長 一圓 泰成	
	《文化・出版》 サンライズ出版株式会社	代表取締役 岩根 順子	
	《ランドスケープ、防災》 立命館大学理工学部建築都市デザイン学科	准教授 武田 史朗	
学識経験者	《景観、建築》 滋賀県立大学環境科学部環境建築デザイン学科	教授 松岡 拓公雄	座長
	《歴史・文化》 滋賀県立大学人間文化学部地域文化学科	教授 清崎 一志	
	《スポーツ社会学、女性とスポーツ》 びわこ成蹊スポーツ大学	准教授 佐藤 駿	
	《地方財政、地域経済》 龍谷大学政策学部	教授 只友 景士	
	彦根市都市建設部	部長 山田 静男(～H26)	
行政関係	彦根市都市建設部	部長 下山 隆彦(H27～)	
	松原二丁目第2部自治会	前会長 岡田 和男	第3回～
	大洞自治会	会長 北村 收	第3回～
地域団体 【特別委員】			

2 先導県における陸上競技場の施設規模について

(1) 第1種陸上競技場

先導県の第1種陸上競技場のうち、20,000人程度の規模の収容人員を擁する施設の規模は次のとおりです。

表1 第1種陸上競技場・主な施設計画

	事例1	事例2	事例3
整備時期	2003年整備 (グラウンド 1957年開場)	2011年整備 (公園 1973年開園)	2013年整備 (公園 1964年整備)
収容人員	約20,000人 (固定席:15,600人)	約20,000人 (固定席:15,050人)	20,246人 (固定席:20,246人)
施設規模	約3.5ha	約3.8ha	約3.6ha
最高の高さ※	30.7m	31.5m	23.197m
Jリーグ対応	Jリーグ(J2)のホームスタジアム	JFLのホームスタジアムの1つ	Jリーグ(J2)のホームスタジアム

※最高の高さは、メインスタンドの屋根の高さを示す

(2) 第3種陸上競技場

上記にあげた3事例の公園における第3種陸上競技場の施設規模等は次のとおりです。

表2 第3種陸上競技場・主な施設計画

	事例1	事例2	事例3
収容人員	約1,200人 (固定席1,200人)	840人 (固定席840人)	約300人 (固定席:300人)
施設規模	約2.8ha	約2.1ha	約2.2ha
使用可能競技	陸上競技、サッカー、ラグビー	陸上競技、サッカー	陸上競技、サッカー
その他	管理室、更衣室、トイレ	器具庫	管理室、器具庫、トイレ

3 第1種陸上競技場の設置方向について（滋賀陸上競技協会の回答）

平成26年12月9日

滋賀県知事 三日月 大造 様

一般財団法人 滋賀陸上競技協会



第1種陸上競技場の設置方向について

日本陸連公認陸上競技場新設に伴う基本的な考え方

- ① 競技場が太陽光線のまぶしさに悩まされないようにするために、トラック・フィールドの長軸の方向は、南北または北北西から南南東方向に設ける。
- ② スタンドを設ける場合、観客が西日に影響されないように、メインスタンドをトラックの西側に設ける。
- ③ 風向風速については、気象台気象記録を参考にする。

日本陸連（施設用器具委員長）指導内容

南北の長軸と太陽の動きを中心に考えていただきたい。風向は、追い風一辺倒になると、記録がでない競技場にもなりえるので、難しいところである。

滋賀陸上競技協会評価

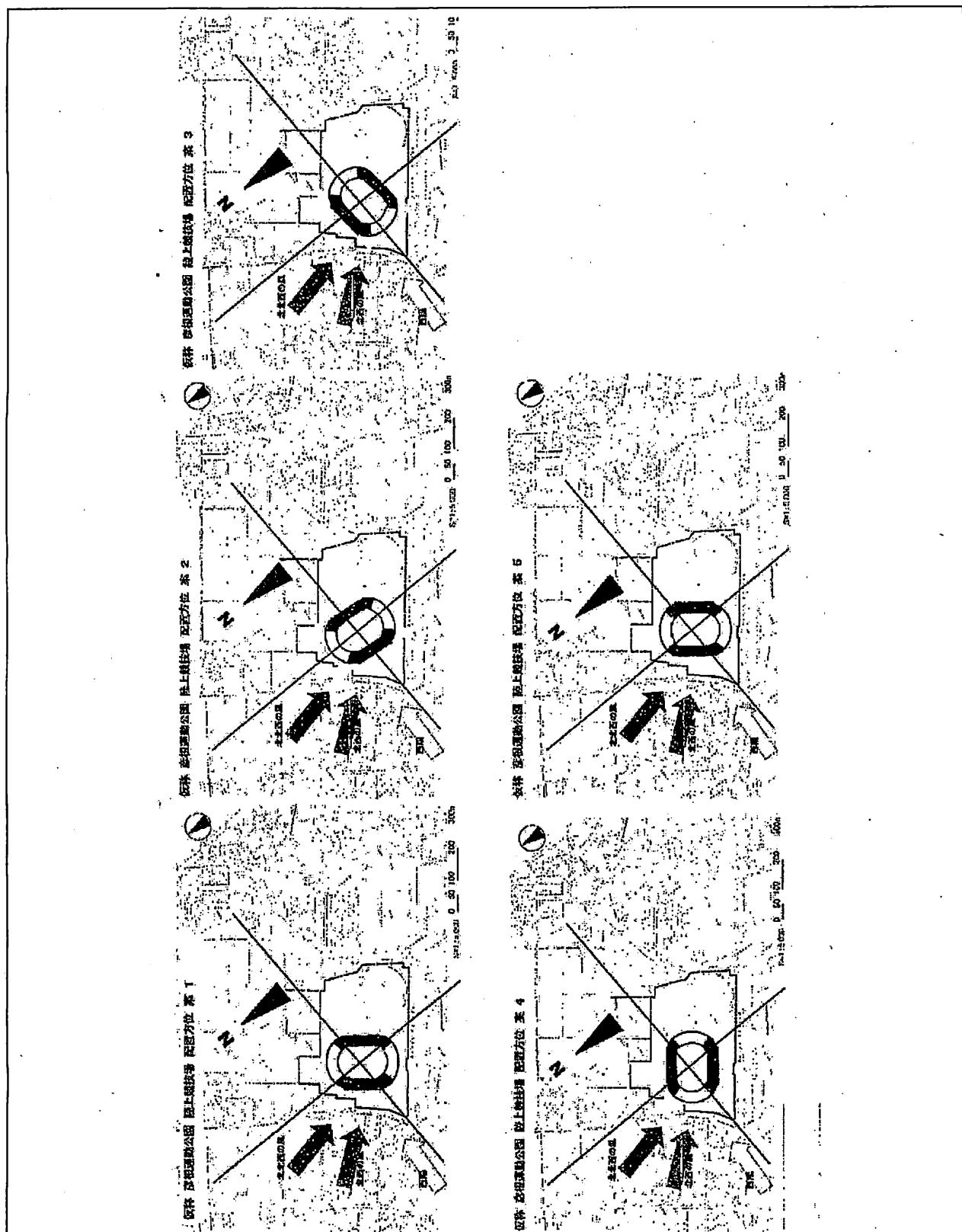
案1～5について陸上競技場配置・方位を比較検討し、総合評価した。

△ 仮称彦根運動公園陸上競技場 配置・方位案比較表

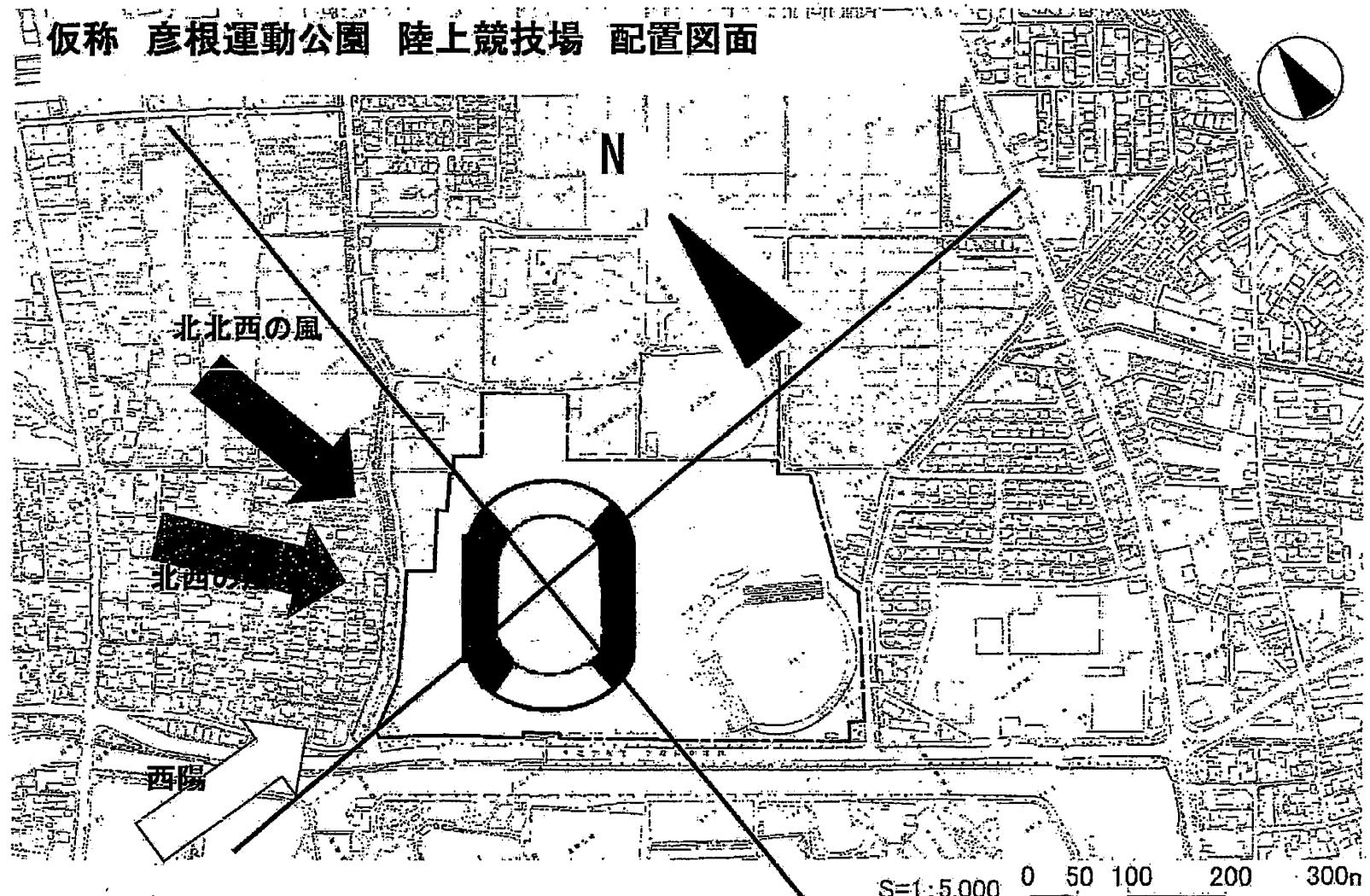
案	風向の評価	日差しの評価	参考(景観の評価)	総合評価
1	◎	◎	○	◎
2	○	◎	△	○
3	△	△	○	△
4	△	○	△	△
5	△	△(客席)	○	△

△ 案1図～5図 別添

配置図面：別紙の通り



仮称 彦根運動公園 陸上競技場 配置図面



4 第1種陸上競技場の高さの概略検討

景観や彦根市風致条例の趣旨に則した高さの抑制に向けて、第1種陸上競技場の高さについて概略の検討を行いました。

■ベース案の概要

一般的な陸上競技場（多目的競技場）の建物高さは、メインスタンド部において25～30mですが、当該地では高さを抑制する必要があるため、「各階の階高を必要最低限とする」、「メインスタンドの観覧席段数を必要最低限とする」、「屋根構造をシンプルなトラス構造とし中間支柱を設ける」などの工夫により高さを抑制したものを、図1、図2の「ベース案」として設定しました。

「ベース案」では、メインスタンドの高さを23mとしていますが、以降で、さらに高さを抑制する方策について検討し、併せて課題の整理を行いました。

なお、屋根の架設範囲については、メインスタンドとバックスタンドの観客席をすべて覆う想定としています。（ただし、■対策案-1の場合のみ、屋根の張り出し長さを減じています。）

【課題】（以降共通課題）

- ・ 景観や周辺住環境への影響等から第1種陸上競技場の照明はスタンドの屋根先端に設置することを想定していますが、高さをより低く抑えることなどにより、日本サッカー協会の照明設備の基準（フィールド面中央に対する照明器具の設置角度25～45°）の適用範囲外となる可能性が高くなることから、競技者等へのグレア（まぶしさ）の確認等の結果によっては、屋根先端への設置に替わり、陸上競技場の外周部に35mを超える照明柱を設置することになります。

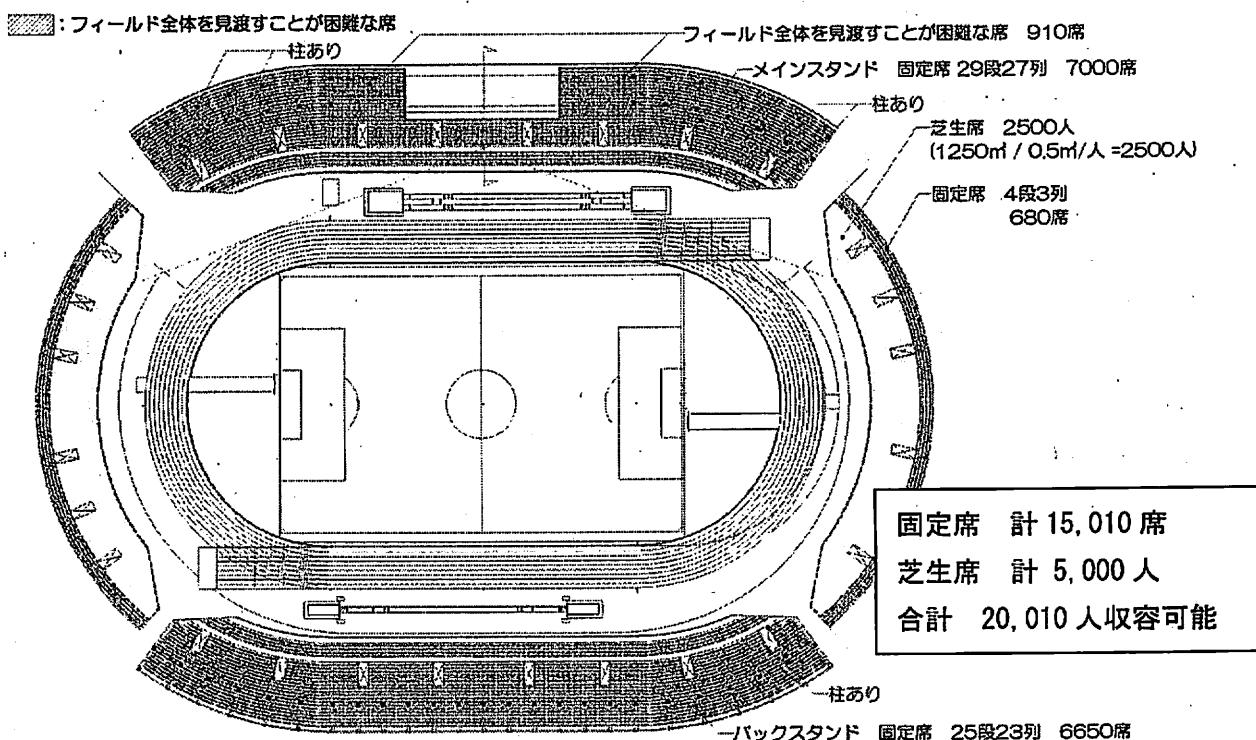
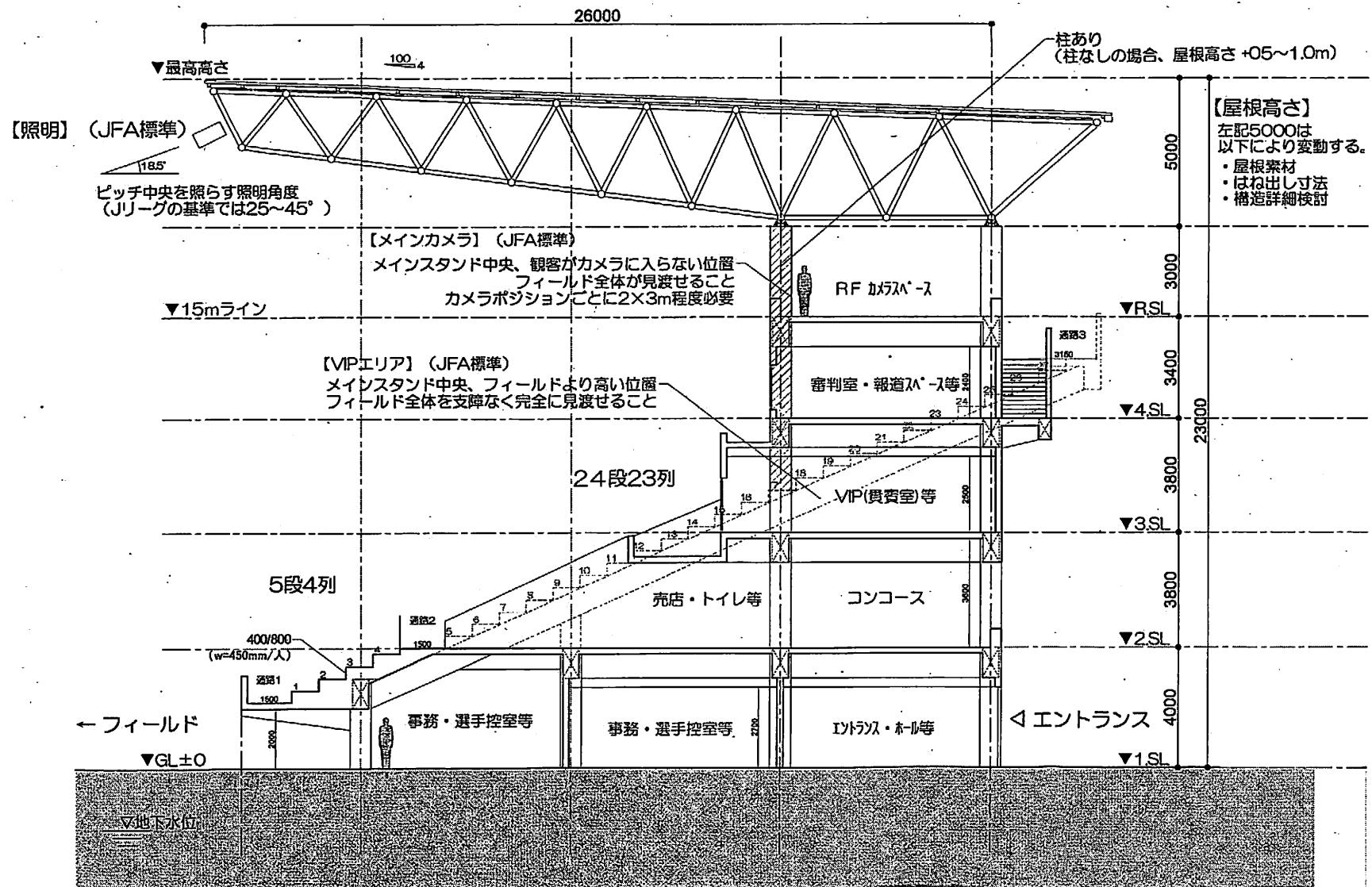


図1 ベース案 陸上競技場平面図 S=1:2000

屋根の勾配は屋根素材により決まる防水保証最低勾配により決まる。
(膜屋根の場合1/10、金属屋根の場合3/100だが不透明な屋根となる)



各階の諸室構成については、一般的な陸上競技場（多目的）にならい4階層としました。

図2 ベース案 陸上競技場断面図 S=1:200

以降に、建物高さを低くするための対策方法を示します。

■対策案-1

- 屋根の範囲（張り出し長さ）を10m減らし約16mとすることで、屋根高さを抑えることができ、建物高さが2.5m低くなります。
- 上記により、建物高さは20.5m（ベース案23.0m-2.5m）となります。

【課題】

- 共通課題（P資料-6）
- メインスタンド部において、屋根に覆われた席数が概ね半減する。

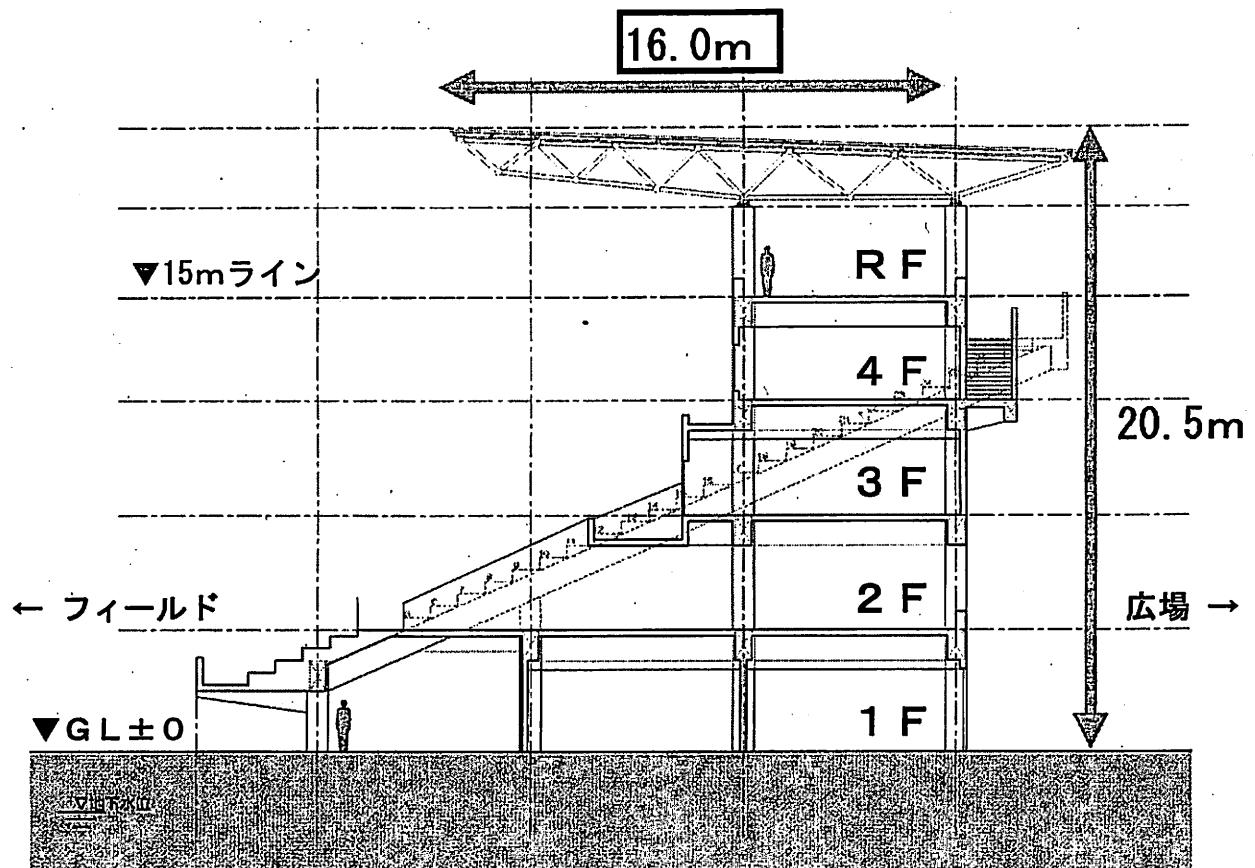


図3 対策案-1 陸上競技場断面図 S=1:250

■対策案-2

- ・R（屋上）階のTV等カメラスペースを無くすことで、建物高さが3.0m低くなります。
- ・上記により、建物高さは20.0m（ベース案23.0m-3.0m）となります。

【課題】

- ・共通課題（P資料-6）
- ・日本サッカー協会の『スタジアム標準』では、カメラポジションについて「観客が入らない位置とすること」「各カメラに太陽が入り込まないようにし、カメラポジションからフィールド全体を見渡せるようにしてください」と記載があるため、屋上階を無くすことについて協議が必要となる。

※日本陸上競技連盟の『ルールブック 2015』には明確な記述はありませんが、同様に協議が必要となります。

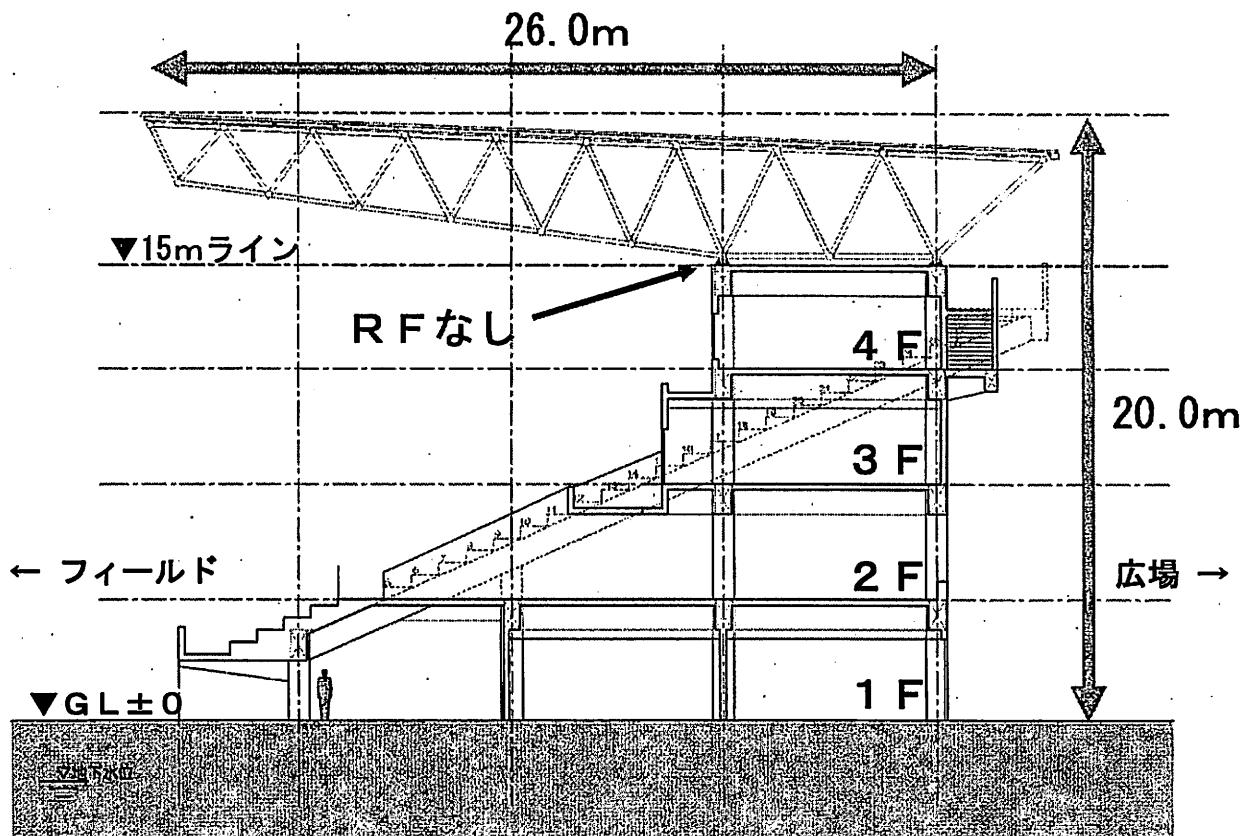


図4 対策案-2 陸上競技場断面図 S=1:250

■対策案-3

- ・ 建物部分を掘り下げることで、建物高さを低くすることができます。
※ 今回は 2.0m掘り下げる計画と仮定します。
- ・ 上記により、建物高さは 21.0m（ベース案 23.0m - 2.0m）となります。

【課題】

- ・ 共通課題（P 資料-6）
- ・ 高さ算定については彦根市の関係部局との協議が必要となる。
- ・ 掘削工事規模が大きくなり、工事残土が発生するとともに工事費が増加する。
- ・ 建物アプローチや施設内に高低差が生じ、車いす利用者や物品搬送時などの移動に支障、不便となる箇所が増加する。
- ・ B1階（地下階）の選手控室からフィールドを見通せなくなる。
- ・ B1階（地下階）のフロアレベルが地下水位と同等となり湧水対策が必要となる。
- ・ B1階（地下階）の雨水・汚水・雑排水の処理にポンプアップ等の対策が必要となる。
- ・ B1階（地下階）の採光や換気等、建築計画に配慮が必要となる。
- ・ B1階（地下階）のダッギングアウトとフィールドレベルの高低差が 50cm を超える。

※ 日本陸上競技連盟の『ルールブック 2015』に「メインスタンド側のダッギングアウトの床レベルはグランドレベルとする」「やむをえない場合は 50 cmまで下げることが出来る」と記載があります。

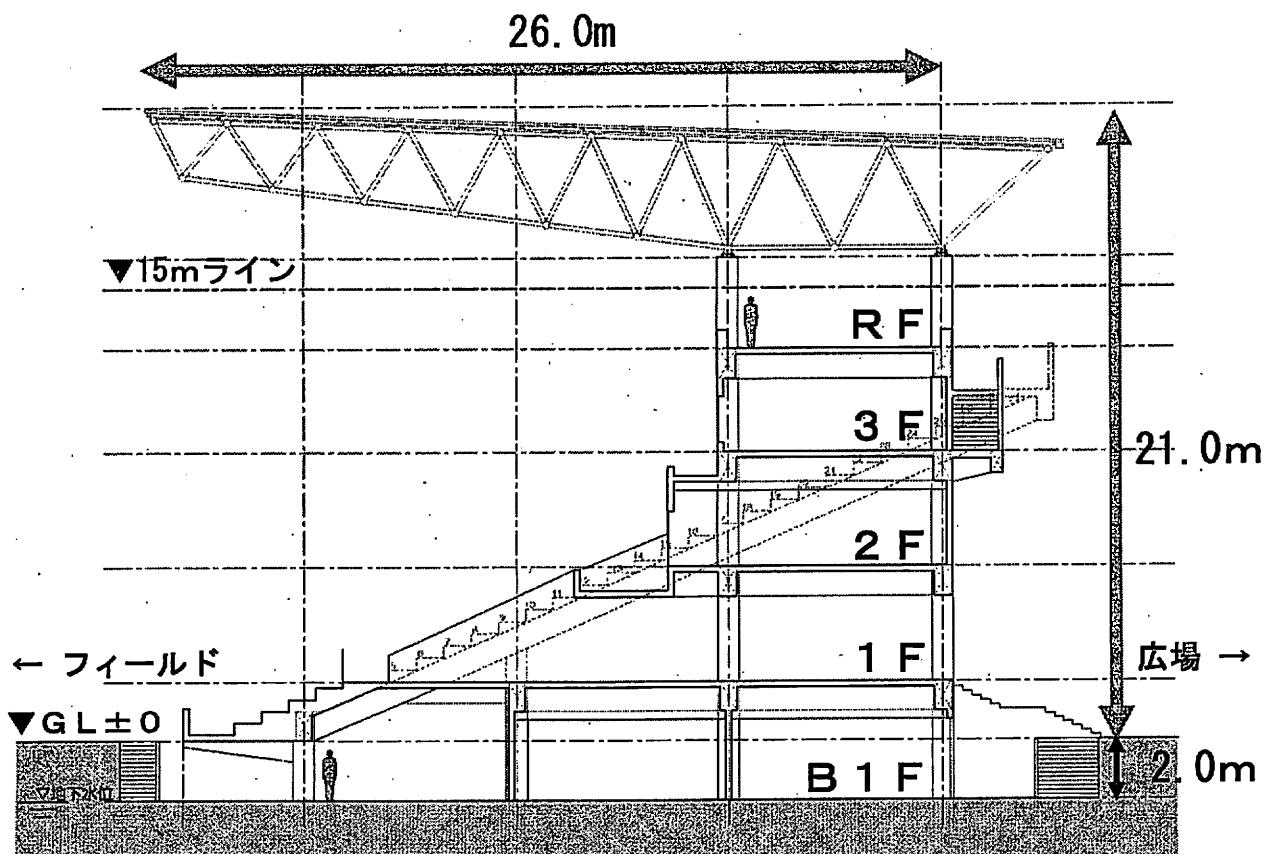


図5 対策案-3 陸上競技場断面図 S=1:250

■対策案-4

- ・ メインスタンド背面側(フィールドと反対側)に盛土(4m)を行うことで、建築基準法による平均地盤面を上げ、建物高さを算定のうえで低くすることが出来ます。
※ここでは4.0m盛土する計画と仮定します。(平均地盤面は2.0m上がります)
- ・ 上記により、建物高さは21.0m (ベース案23.0m-2.0m)となります。

【課題】

- ・ 仮想平均地盤面の設定について彦根市の関係部局との協議が必要となる。
- ・ 盛土工事および軟弱地盤対策が発生し、工事費が増加する。
- ・ 建物アプローチや施設内に高低差が生じ、車いす利用者や物品搬送時などの移動に支障、不便となる箇所が増加する。
※4.0mの盛土を行う場合、エントランスへのアプローチ動線に100m程度のスロープが必要となります。
- ・ 特に陸上競技場周辺の園路や駐車場、エントランスゾーンの計画に変更を生じる可能性がある。
- ・ B1階(地下階)の採光や換気等、建築計画に配慮が必要となる。

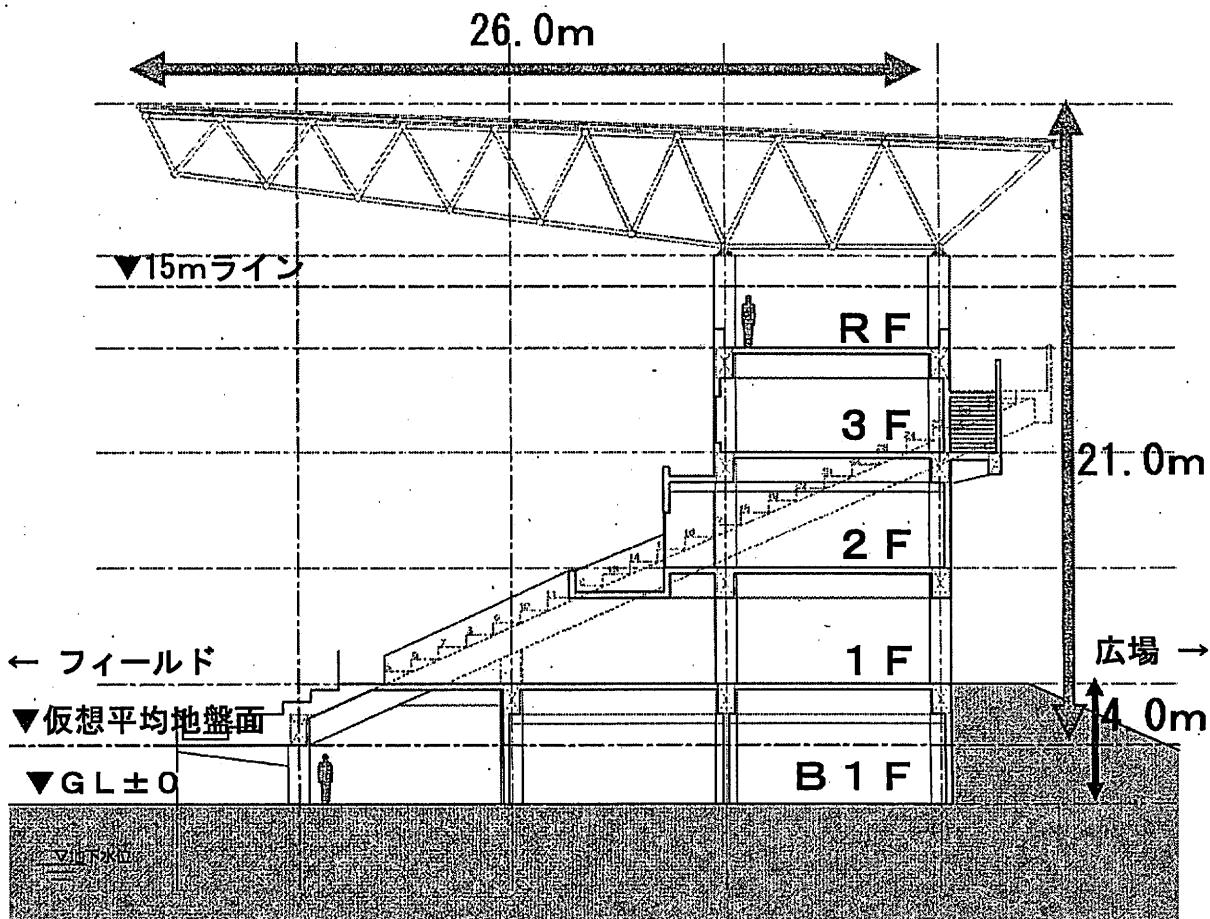


図6 対策案-4 陸上競技場断面図 S=1:250

■対策案-5

- 4階を無くし審判室、報道関係諸室等をVIP(貴賓室)関係諸室と同じ3階に配置することで、建物高さが3.4m低くなります。
- 上記により、建物高さは19.6m(ベース案23.0m-3.4m)となります。

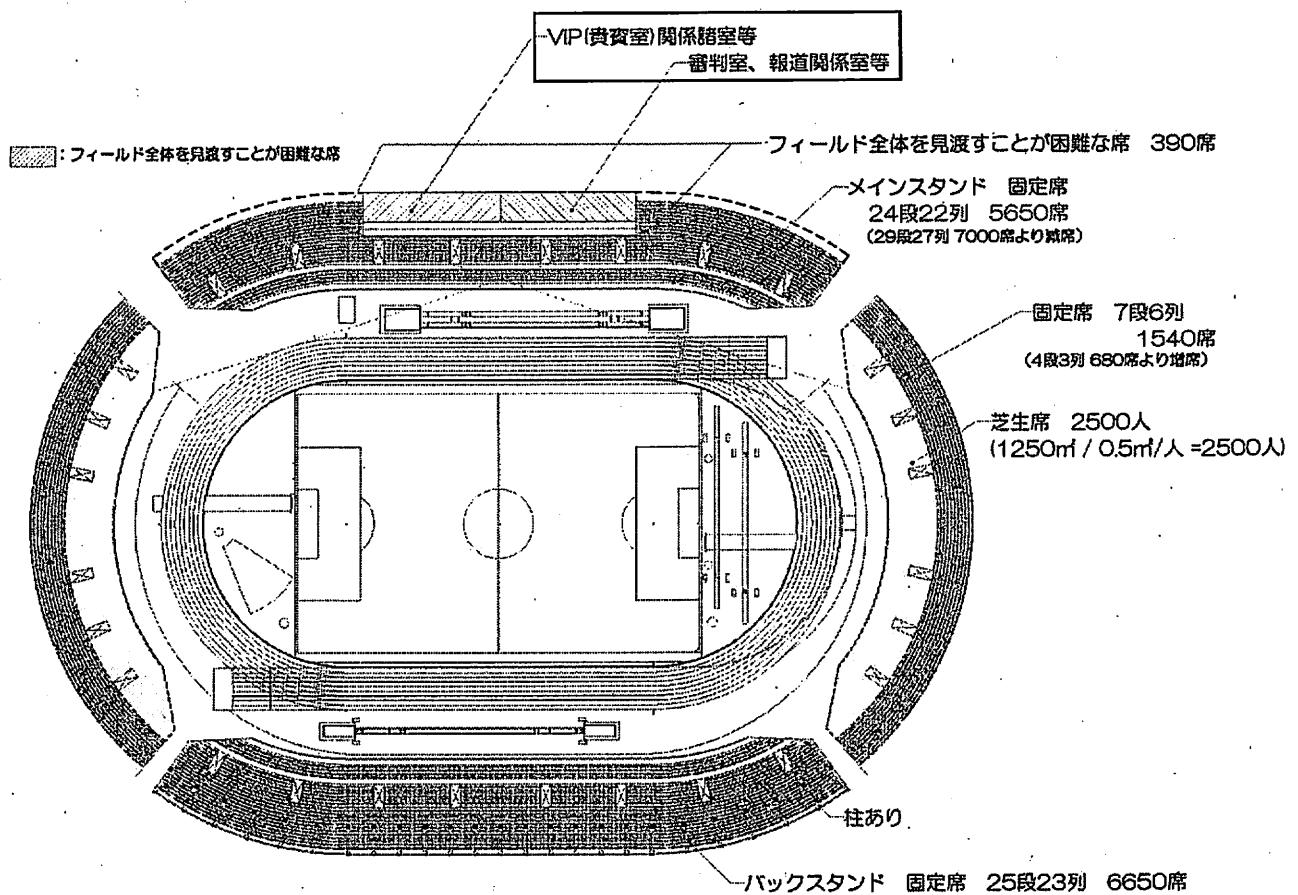


図7 対策案-5 陸上競技場平面図 S=1:2000

固定席 計 15,380 席
芝生席 計 5,000 人
合計 20,380 人収容可能

【課題】

- ・ 共通課題 (P 資料-6)
- ・ 審判室および報道関係諸室等と VIP (貴賓室) 等関係諸室が同一フロアとなることで、3階のスペースが2倍程度必要となり、メインスタンドの座席数が日本陸上競技連盟の基準を満たさなくなる。併せて、固定席数 15,000 席を確保するために、サイドスタンドを拡張することが必要となる。
- ・ 各諸室ともスタンドの中央部分に配置することが一般的なため、諸室の配置や動線計画が困難となる。
- ・ 3階の諸室配置について、日本陸上競技連盟および日本サッカー協会に計画条件や使用方法などについて協議が必要となる。

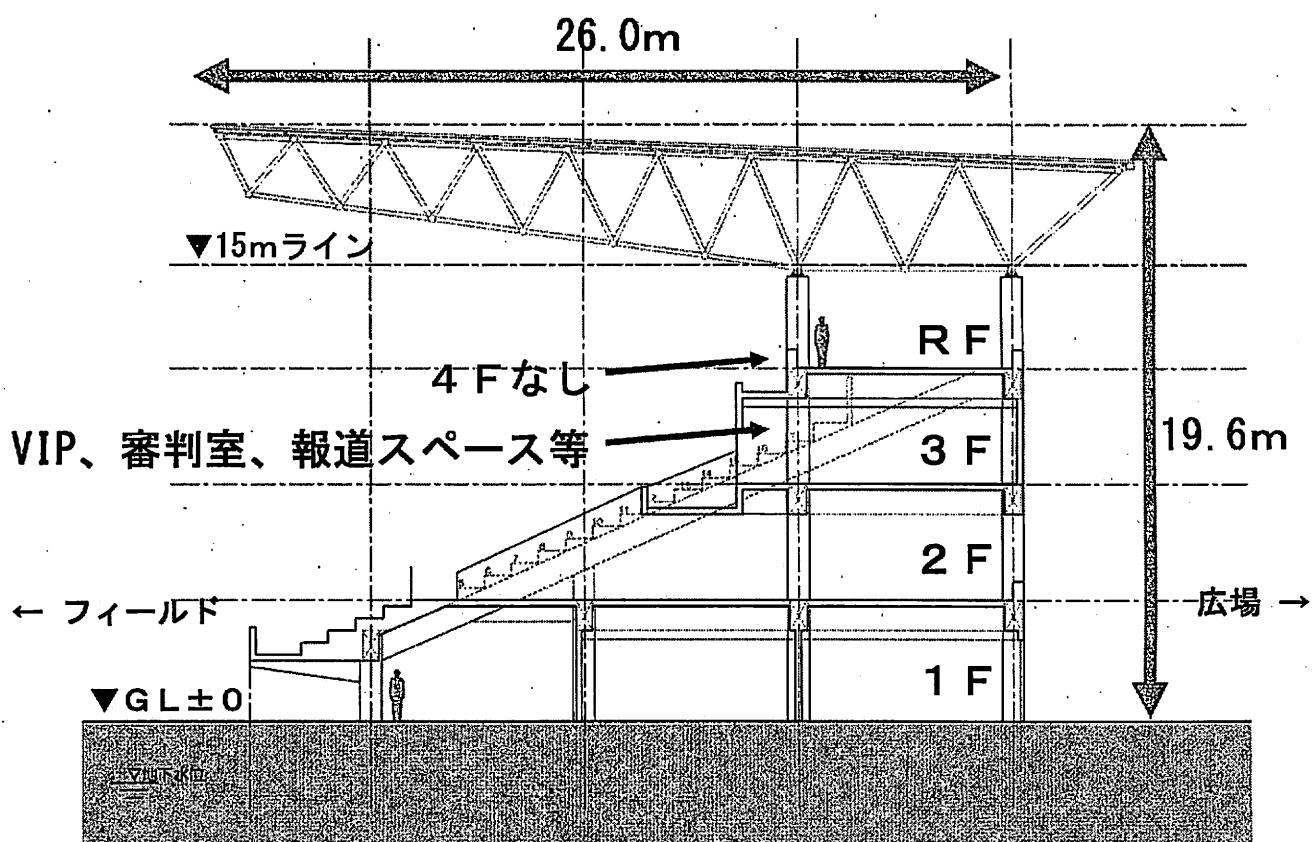


図8 対策案-5 陸上競技場断面図 S=1:250

5 駐車場・駐輪場の必要台数の算定

基本構想において定めた駐車場の概要について、規模・規格を設定します。

【概要（基本構想）】

従前の駐車可能台数を参考にします。

（参考：現況の駐車場）

・常設駐車場：680 台

・大会時などは、多目的広場を臨時駐車場として活用（約 400 台）

上記に示すとおり、現況の駐車場は 680 台、大会時には多目的広場を臨時駐車場として約 400 台を確保しています。第 1 種陸上競技場が整備されることから、大会時には現状の駐車台数では不足することが想定されます。都市公園の利用実態調査等のデータをもとに、必要駐車台数の算定を行います。

■駐車台数の算定

- ・計画最大同時滞在者数の推計値から必要駐車台数を算定します。

●計画最大同時滞在者数

最大同時滞在者数を、「都市公園利用実態調査 （財）公園緑地管理財団（H19 年度）」及び「自然公園等施設技術指針 環境省・自然環境局自然環境整備担当参事官室（平成 26 年 7 月 改定）」を基に推計します。

最大同時滞在者=入園者数×計画面積×回転率

- ・haあたり入園者数：245 人/ha（休日）・・・都市公園利用実態調査
- ・計画面積：22ha
- ・平均在園時間：2.21 時間・・・都市公園利用実態調査
- ・回転率：1/2.1・・・自然公園等施設技術指針

上記より

$$\text{最大同時滞在者数}=245 \text{ 人}/\text{ha} \times 22\text{ha} \times 1/2.1 = 2,566 \text{ 人}$$

		街区	近隣	地区	運動	総合	広域	国営
平均利用可能面積	ha/ヶ所	0.288	1.392	3.474	19.924	19.449	45.181	77.084
平均入園者数	休日 人	218	722	1,480	4,882	3,404	4,954	9,780
	平日 人	224	809	1,068	2,839	2,316	2,382	2,898
haあたり入園者数	休日 人/ha	761	519	426	245	175	110	127
	平日 人/ha	782	438	308	132	119	53	38
平均在園時間※1	時間	0.86	1.07	1.29	2.21	1.81	2.00	2.34
平均在園時間※2	休日 時間	1.01	0.72	1.03	2.07	1.41	1.89	2.64
	平日 時間	0.53	0.59	0.75	1.15	0.89	1.67	1.96
平均到達時間※3	分	12.3	15.5	20.2	28.5	28.5	39.7	61.0
80%到達時間※4	分	14.9	22.4	28.1	42.6	43.8	63.9	103.0
平均来園頻度※5	回/月	10.3	9.7	8.9	6.4	5.8	4.4	0.9
リピーター率	%	92.9	93.6	80.8	93.5	91.0	87.4	68.6
平均誘致園人口	人	2,985	6,757	20,122	-	-	-	-
平均誘致園老年人口	人	624	1,497	4,427	-	-	-	-
公園利用率	休日 %	7.5	10.7	6.5	-	-	-	-
	平日 %	7.5	9.4	5.2	-	-	-	-
老年公園利用率	休日 %	4.8	8.1	4.5	-	-	-	-
	平日 %	5.5	8.3	4.4	-	-	-	-
徒歩・自転車利用率	%	78.5	89.8	57.9	37.8	36.5	21.0	8.8
自転車利用率	%	20.9	22.0	18.7	14.5	12.8	8.7	5.3

※1 アンケート調査の在園時間に関する設問（問8）の結果から、各選択肢の中央値を、①7.5分、②22.5分、③45分、④90分、⑤150分、⑥240分、⑦360分、と設定し、以下の式によって加重平均を算出した。

$$\text{平均在園時間 (時間)} = \frac{7.5 \times n^1 + 22.5 \times n^2 + 45 \times n^3 + 90 \times n^4 + 150 \times n^5 + 240 \times n^6 + 360 \times n^7}{\sum n^k} \times \frac{1}{60}$$

選択肢①～⑦の回答数を、それぞれ、n¹、n²、…、n⁷とする。

※2 利用者数調査の結果から、以下の式により、平均在園時間を算出した。

$$\text{平均在園時間 (時間)} = \frac{\sum (\text{各時間帯における同時在園者数})}{\text{総入園者数}}$$

(出典：都市公園利用実態調査)

平均滞在時間	回転率	平均滞在時間	回転率
10分	1/11.5	2時間30分	1/2.1
20分	1/7	3時間	1/1.9
30分	1/6	3時間30分	1/1.75
40分	1/4.5	4時間	1/1.65
50分	1/4	4時間30分	1/1.55
1時間	1/3.5	5時間	1/1.5
1時間30分	1/2.8	5時間30分	1/1.45
2時間	1/2.4	6時間	1/1.4

(出典：自然公園等施設技術指針)

●必要駐車台数の算定

必要駐車台数を「「都市公園利用実態調査 (財)公園緑地管理財団(H19年度)」自動車利用率を基に推計します。

必要駐車台数=最大同時滞在者数×自動車利用率÷同乗者数

・最大同時滞在者数：2,566人

・歩行・自転車以外の利用率：62.2(100-37.8)%・・・都市公園利用実態調査

※県内外から利用されている実績等を踏まえて、歩行の利用者には、公共交通機関利用者を含むものとし、歩行・自転車以外の利用率を自動車利用率と設定します。

・同乗者数：1.5人・・・1人～2人と想定し、中間値を採用

		街区	近隣	地区	運動	総合	広域	国営
平均利用可能面積	ha/ヶ所	0.286	1,392	3,474	19,924	19,449	45,181	77,084
平均入園者数	休日 人	218	722	1,480	4,882	3,404	4,984	9,780
	平日 人	224	609	1,068	2,639	2,316	2,382	2,898
haあたり入園者数	休日 人/ha	761	519	426	245	175	110	127
	平日 人/ha	782	438	308	132	118	53	38
平均在園時間※1	時間	0.86	1.07	1.29	2.21	1.81	2.00	2.34
平均在園時間※2	休日 時間	1.01	0.72	1.03	2.07	1.41	1.89	2.64
	平日 時間	0.53	0.59	0.75	1.15	0.89	1.67	1.98
平均到達時間※3	分	12.3	15.5	20.2	26.5	28.5	39.7	61.0
80%到達時間※4	分	14.9	22.4	28.1	42.6	43.8	63.9	103.0
平均来園頻度※5	回/月	10.3	9.7	8.8	6.4	5.8	4.4	0.9
リピーター率	%	92.9	93.6	90.8	83.5	91.0	87.4	68.6
平均誘致園人口	人	2,998	6,757	20,122	-	-	-	-
平均誘致園老人人口	人	624	1,497	4,427	-	-	-	-
公園利用率	休日 %	7.5	10.7	6.5	-	-	-	-
	平日 %	7.5	8.4	5.2	-	-	-	-
老年公園利用率	休日 %	4.8	8.1	4.5	-	-	-	-
	平日 %	5.5	8.3	4.4	-	-	-	-
歩行・自転車利用率	%	78.5	69.8	57.9	37.8	36.5	21.0	8.8
自転車利用率	%	20.9	22.0	18.7	14.5	12.8	8.7	5.3

(出典：都市公園利用実態調査)

$$\text{必要駐車台数} = 2,566 \text{人} \times 62.2\% \div 1.5 = 1064 \quad \underline{\text{約 } 1,100 \text{台}}$$

上記の算定の結果、常設駐車場は1,100台確保するものとします。

また、必要大型駐車台数は現況・計画駐車場台数からの按分で16台確保するものとします。

【参考】必要大型駐車台数=10台(現況) × 1.62% = 16台

$$(1100 \text{台}(計画駐車台数)} \div 680 \text{台}(現況駐車台数) = 1.62\%$$

車路を含む駐車場 1 台当たりの概算必要面積は、

単位駐車幅 ($5.1\text{m} + 6\text{m} \div 2 = 8.1\text{m}$)、車路に平行方法の駐車幅 2.5mから、

$8.1\text{m} \times 2.5 = 20.25\text{ m}^2$ であり、その他駐車場出入り口等を見込み、 $30\text{ m}^2/\text{台}$ と設定し、

1,100台の駐車場に要する概算面積は、

$30 \text{ m}^2/\text{台} \times 1,100 \text{ 台} = 3,300 \text{ m}^2$ (約 3.3ha) となります。

【参考：駐車場諸元の標準値と駐車ますの配置方法】

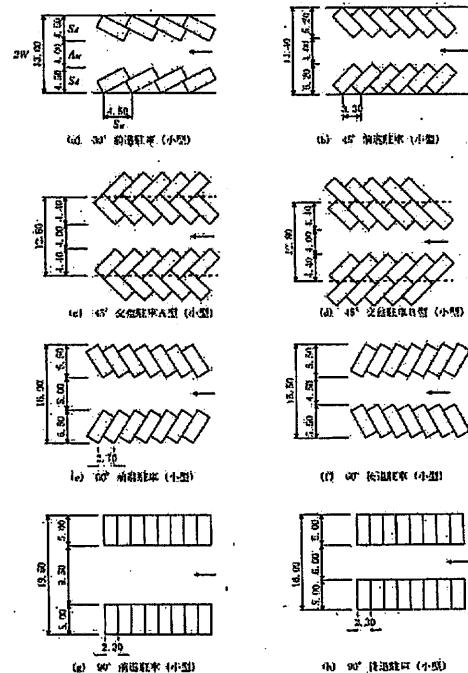
表 9-2 自動車駕駛規制の標準値

車種	駐車角度 (度)	駐車方式	車両荷重 A_w (t) 上級A_w FR4-A_w)	道路に沿 る方向に停 められた車両		車両に平行 して停められ た車両		直角に停 められた車 両		回り易 い車両の 車両記号
				左側面 S_L (m)	右側面 S_R (m)	左側面 S_L (m)	右側面 S_R (m)	左側面 S_L (m)	右側面 S_R (m)	
小型車	30°	前進駐車車	4.00	1.00	4.50	6.00	29.3	(a)		
	45°	前進駐車車	4.00	5.20	3.20	7.20	23.8	(b)		
	45°交叉	前進駐車車	4.00	4.40	3.30	6.40	21.1	(c), (d)		
	60°	前進駐車車	5.00	5.50	2.70	8.00	21.6	(e)		
	60°	後退駐車車	4.50	5.50	2.70	7.75	20.9	(f)		
	90°	前進駐車車	9.50	5.00	2.30	9.75	22.4	(g)		
	90°	後退駐車車	6.00	5.00	2.30	8.00	18.4	(h)		
大型車	+30°	前進駐車車	4.00	9.40	6.00	18.40	128.0	(i)		
	+30°	前進駐車車	6.00	-	-	-	-			
	+45°	前進駐車車	7.00	11.50	4.70	25.00	117.5	(j)		
	+45°	前進駐車車	6.50	-	-	-	-			
大型車	* 60°	前進駐車車	11.00	-	-	-	-			
	* 60°	前進駐車車	7.50	12.00	3.80	31.40	119.3	(k)		
	* 90°	前進駐車車	18.00	13.00	8.80	43.00	141.9	(l)		
	* 90°	前進駐車車	11.00	-	-	-	-			
大型車	平行	後退駐車車	6.00	9.30	19.00	6.30	119.7	(m)		
	平行	後退駐車車	6.00	3.60	25.00	6.50	162.5	(n)		

注) 商港駐車・商港発車の場合は、 $V = A_{\text{車}} \times A_{\text{船}} + S_1$, $A = V \times S_2$

その他の場合; $W = \frac{1}{2}x + S_x$, $\lambda = W \times S_x$

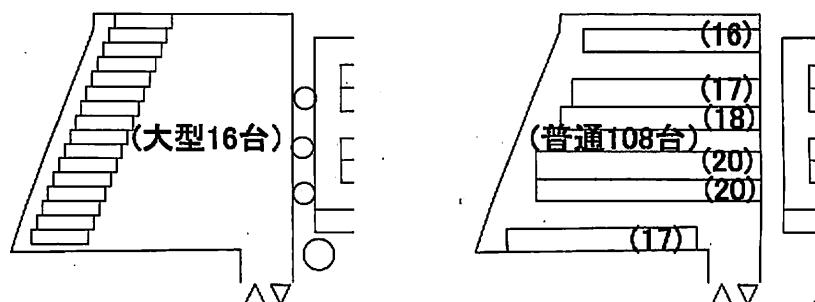
*印は、該車種が原路の方向に「列のう段階される場合の値



(出典：道路構造令の解説と運用)

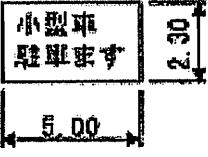
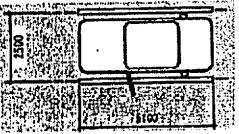
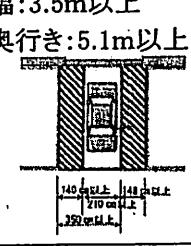
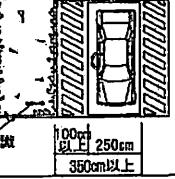
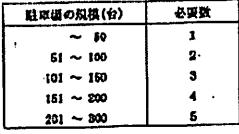
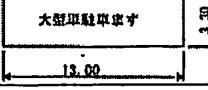
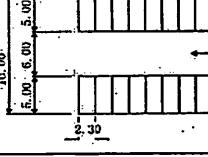
【参考：大型駐車場の普通車利用】

・大型駐車場 16 台を、普通車の駐車場とした場合は、108 台（約 110 台）分確保することが可能となります。



●駐車場の寸法

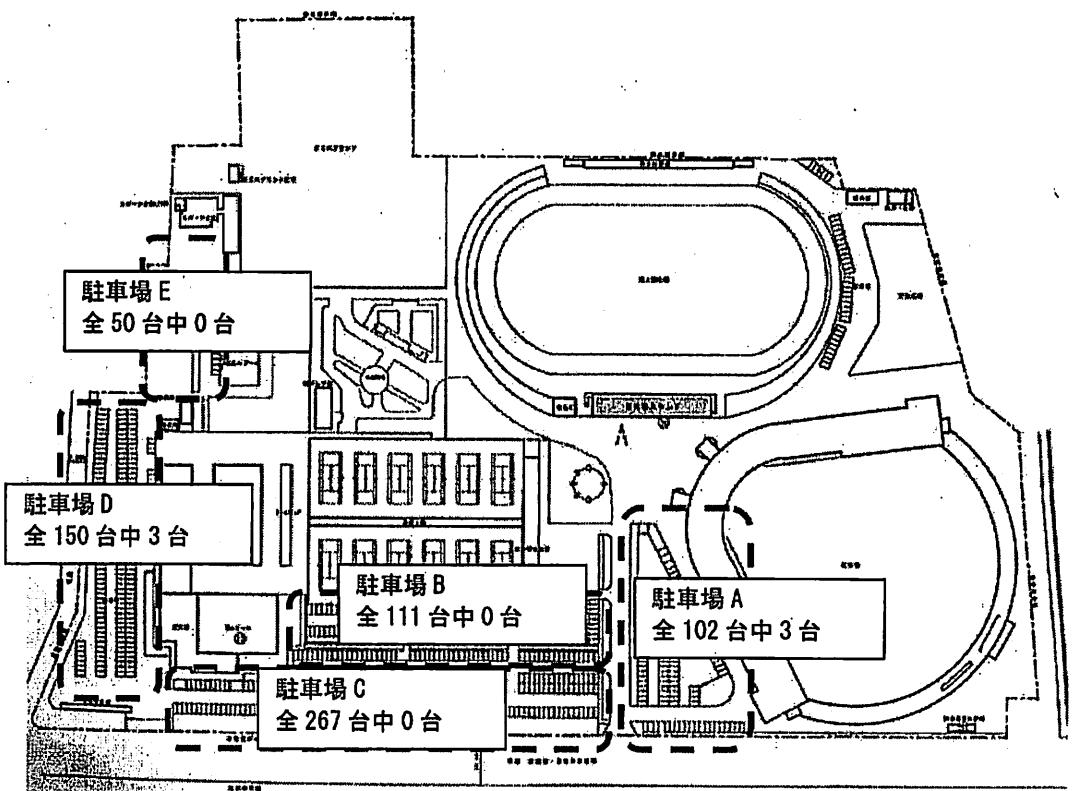
駐車スペース及び車路の寸法等について、関連基準を整理し採用寸法の設定を行います。

	現況 (過年度整備事業 図面より)	道路構造令 (平成23年12月)	都市公園の移動円滑化整備ガイドライン (平成20年2月)	施設整備マニュアル (H16年滋賀県)	採用寸法
小型車用駐車ます	幅:2.50m 奥行き:4.50~5.00m	幅:2.30m 奥行き:5.00m 	幅 2.50m 奥行き:5.10m 	—	「道路構造令」の小型車駐車枠 2.3m × 5.0m が最も一般的であるが、ユニバーサルデザインに配慮し 2.5m×5.1m とする。 ※W2.5m=小型車の幅 1.7m+ドアの開閉に必要な寸法 0.5~0.8mした寸法である。
車いす使用者用駐車ます	幅:3.30m 奥行き:4.80~5.00m	—	幅:3.5m以上 奥行き:5.1m以上 	幅:3.5m以上 	移動円滑化整備ガイドラインより、車いす使用者用駐車ますの幅は 3.5m 、奥行は 5.1m+1.5m とする。
駐車ますの設置台数	駐車場 A:全102台 中3台 駐車場 B:全111台 中0台 駐車場 C:全267台 中0台 駐車場 D:全150台 中3台 駐車場 E:全50台 中0台 (※)	—	車いす使用者が円滑に利用することが出来る駐車場を一以上設けること。 	全駐車台数が 200以下の駐車場では当該駐車台数に1/50を乗じた数、全駐車台数が 200以上の駐車場では当該駐車台数に1/100を乗じた数に2を加えた数以上設けること。	施設整備マニュアル(滋賀県)より、本計画での車いす使用者用駐車ますは以下に設定する。(※) 駐車場①:全 420台 中7台以上 駐車場②:全 100台 中2台以上 駐車場③:全 310台 中6台以上 駐車場④:全 110台 中3台以上
大型車用	幅:3.00m 奥行き:13.00m	幅:3.30m 奥行き:13.00m 	—	—	「道路構造令」より、大型車用駐車ますの幅は 3.30m 、奥行きは 13.00m とする。
車路	最小有効幅員:6.20m	90° 後退駐車の場合:6.00m 	—	—	「道路構造令」より、 <u>車路有効幅員:6.0m以上</u> とする。
車路勾配	—	駐車場設計・施工指針を参考とする。 →12%以下とすることが望ましい。	—	—	駐車場設計・施工指針(H22)より、 <u>車路勾配:12%以下</u> とする。

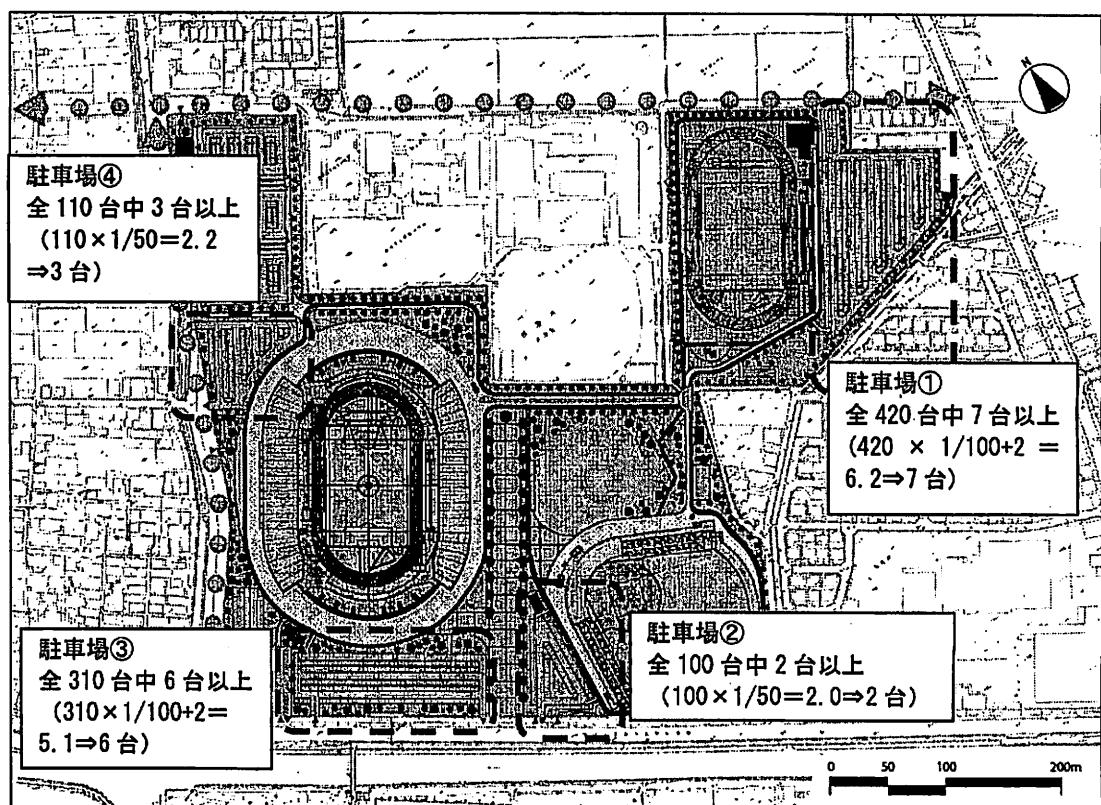
※車いす使用者用駐車ますの設置台数に関する図説を次項に示す。

●車いす使用者用駐車ますの設置台数

- ・現況台数



- ・計画採用台数



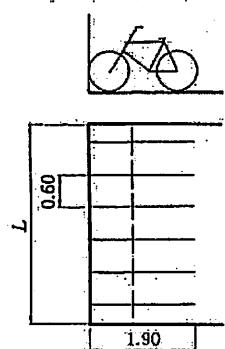
なお、駐輪場についても同様に「「都市公園利用実態調査 (財)公園緑地管理財団 (H19年度)」自転車利用率を基に推計します。

$$\text{必要駐輪台数} = 2,566 \text{ 人} \times 14.52\% = 372 \quad \text{約 380 台}$$

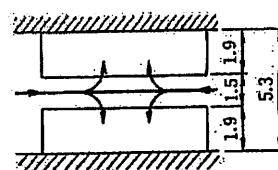
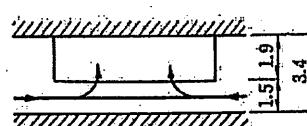
公園内の各運動施設の周辺などに分散配置を行うものとし、片側一列・収容を想定し、380台の駐輪場に要する概算面積は、 $0.6m \times 3.4m \times 380$ 台 = 約 775 m² (約 0.1ha) となります。

【参考：駐輪場の区画の規格】

① 低配列：片側一列



① 片側収容



(出典：道路構造令の解説と運用)

6 現況植栽について

■現況植栽図

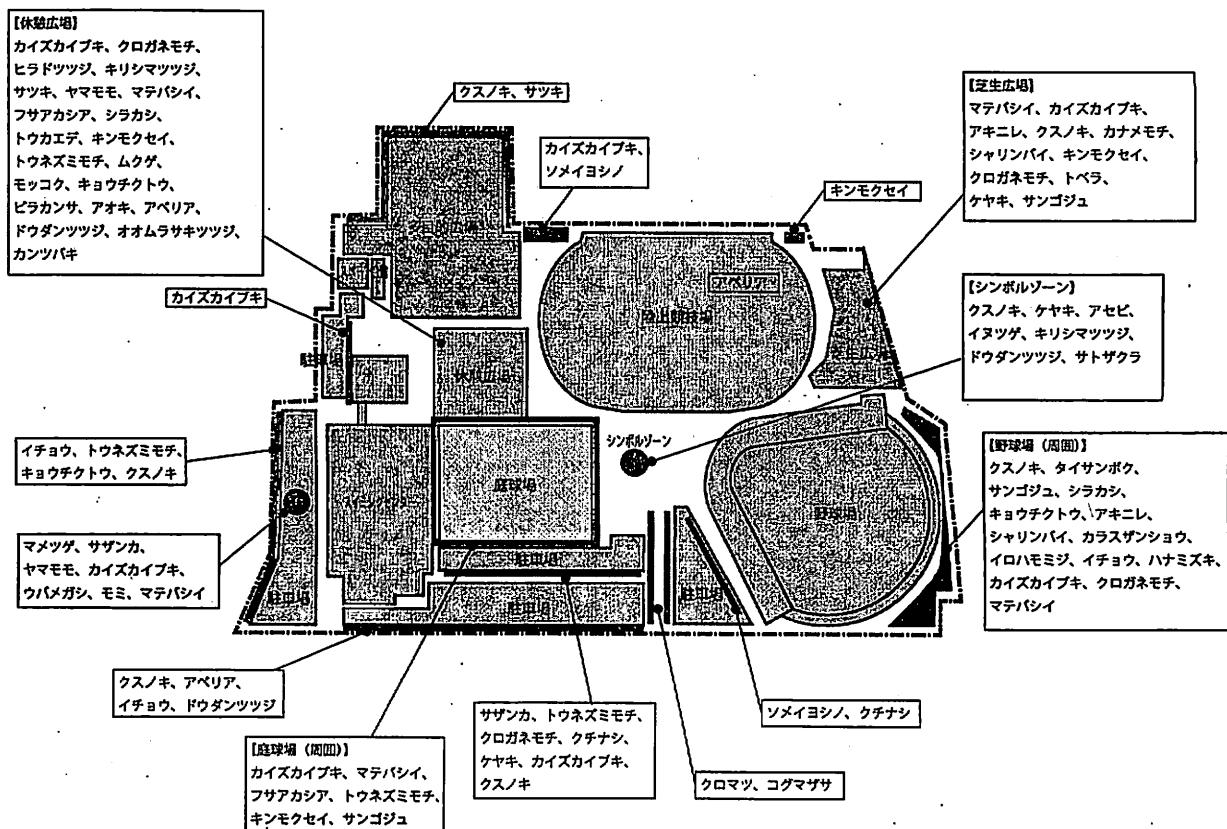


図 現況植栽図



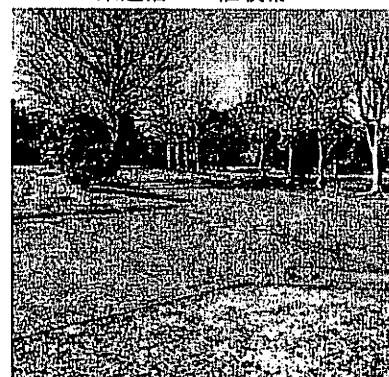
西側駐車場外周の植栽



県道沿いの植栽帯



芝生広場



休憩広場

7 便所1箇所あたりの便器数と面積

面積は、下表における平成4年から平成6年の3カ年の平均値により算出する。

表 便器数と面積

便所のタイプ(便器数)	項目	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年
男子小便器数 : 2	サンプル数	11	8	14	5	3
	床面積	16.9~36.5m ²	10.4~36.1m ²	22.0~54.0m ²	38.3~57.0m ²	18.6~50.3m ²
女子便器数 : 2	平均床面積	30.0m ²	23.9m ²	32.6m ²	44.3m ²	36.2m ²
	車イス対応便器数 : 1	応募総数比	11.1%	8.9%	16.5%	8.5%
男子小便器数 : 3	サンプル数	—	4	4	2	3
	床面積	—	31.7~5.04m ²	16.3~57.2m ²	34.8~51.9m ²	37.0~56.8m ²
女子便器数 : 3	平均床面積	—	4.01m ²	36.3m ²	43.4m ²	44.8m ²
	車イス対応便器数 : 1	応募総数比	—	4.4%	4.7%	3.4%
						⇒平均36m ²
						⇒平均41m ²

(出典:都市公園技術標準解説書)

8 既存の地質調査資料

(1) 対象地の地質状況

出典：「昭和 52 年度 第委-8 号 県立スポーツ会館およびスイミングセンタースタンド新築に
伴う地質調査 近畿ボーリング株式会社」

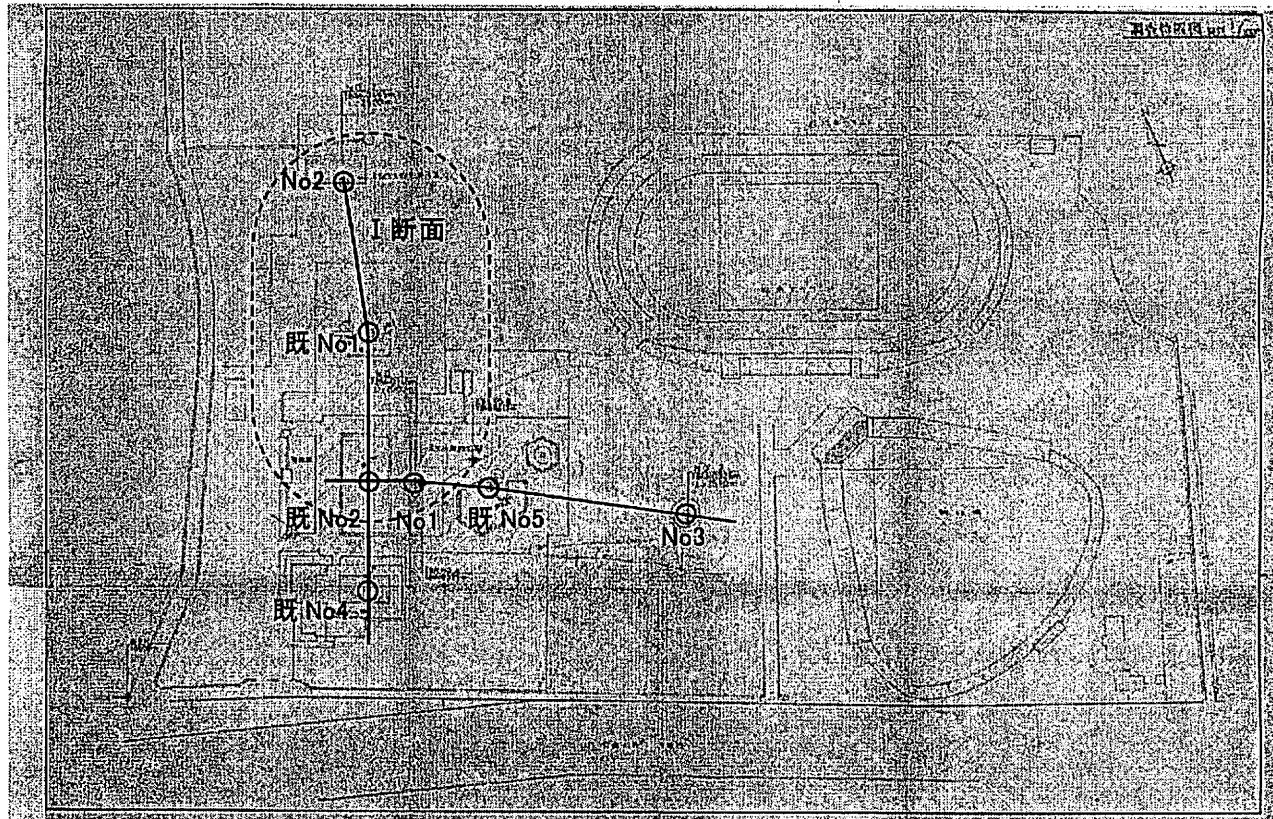


図1 既存調査位置図

地質想定断面圖縮尺 1:10000

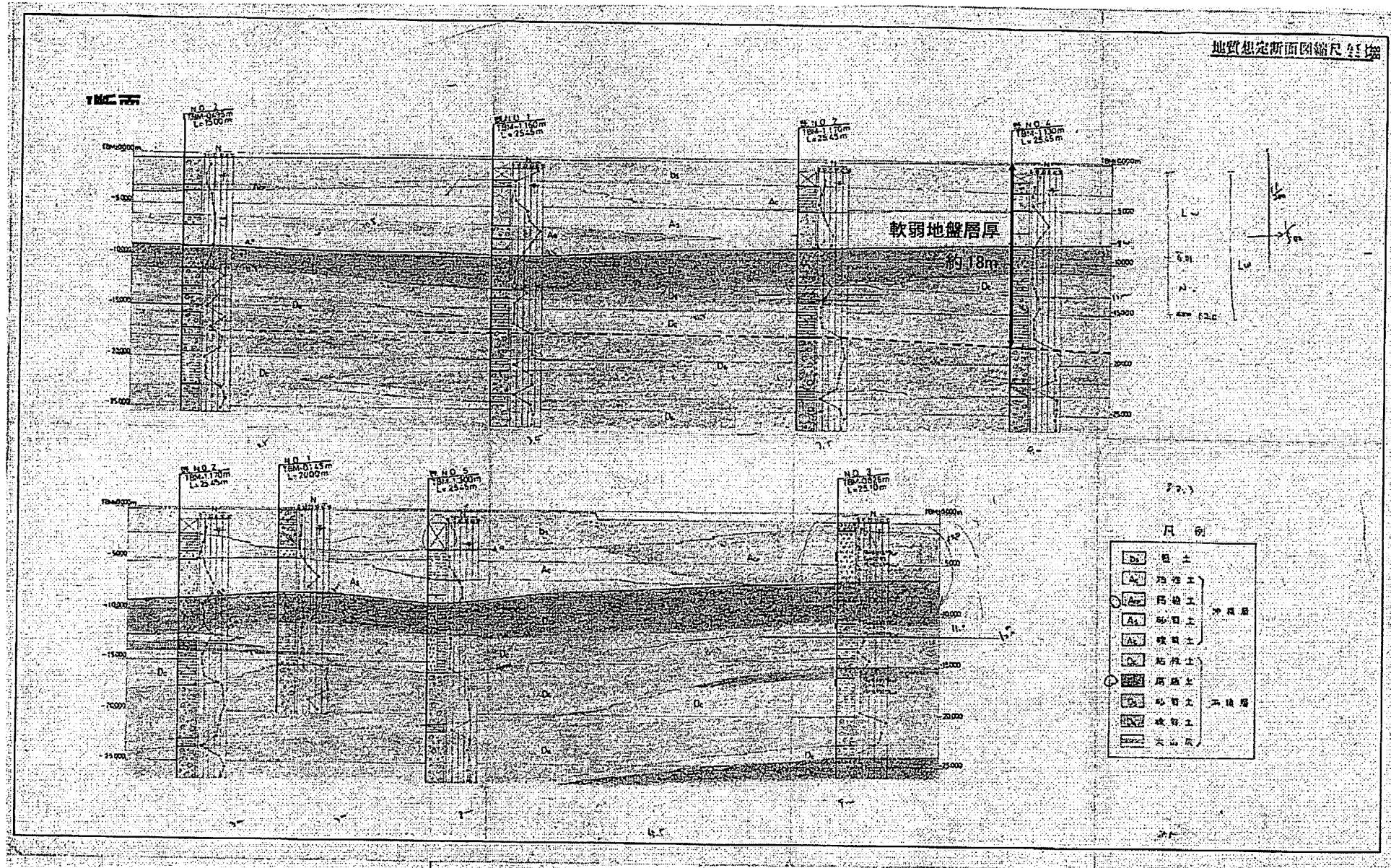


図2 既存推定地質断面図

9. 基本計画プラン比較資料

(1) 導入検討施設における利用状況

庭球場
【利用人数】(H21～25年度平均) 38,503人
【利用状況】(H25年度) 高体連や競技団体による各種公式大会や強化合宿等に利用 106日、終日全面利用 130日
【稼働率】(H25年度；個人利用分を含む) 平日約30%、休日約81%
多目的広場
【利用形態】サッカー(40%※1)、ラグビーなど※2(17%)、軟式野球・ソフトボール(3%)、ゲートボール(2%)、陸上競技やアメリカンフットボールのウォーミングアップ(27%)、硬式野球のウォーミングアップ等(9%)、その他(2%)
【利用人数】(H21～25年度平均) 48,752人
【利用状況】終日全面利用 128日
【稼働率】(H25年度；個人利用分を含む) 平日約34%、休日約74%

※1：平成25年度における利用競技の割合

※2：“ラグビーなど”には、アメフト、ラクロス、アルティメントなどを含む

(2) 基本計画プラン案1、案2の比較評価

それぞれのスポーツ拠点としての機能や、その他、長所、短所について評価しました。

表1 基本計画プラン比較表

	案1（「多目的広場」、「庭球場」）	案2（「庭球場」、「緑の広場」）	
スポーツ拠点の機能	○：利用可能 多目的広場の設置により現状と同等の競技が可能	サッカー	40% △：利用可能
		ラグビーなど	17% 多目的広場の代替として第3種陸上競技場の活用を想定しているが、芝生養生等のため、利用の制限がある
		ゲートボール	2% △：利用可能
		陸上やアメフトのアップ	27% ポールを使わないアップは可能
		硬式野球のアップ等	9% ×：利用不可 (但し、近隣の運動施設を利用可)
		軟式野球・ソフトボール	3%
長 所	○駐車場利用が突然的に増加する場合、多目的広場を一時的に駐車場として利用することができる ○大規模災害時等に必要となるフリー スペースとして多目的広場を活用できる	○公園の中心に誰もが利用できる緑のオープンスペースが配置でき、ゆとりある公園とができる ○緑の広場は芝生という特長から、レクリエーションスポーツや各種イベントなど多様な活用ができる ○第1種と第3種陸上競技場をつなぐ園路の幅員が十分に確保でき、適正な公園内動線や緑地緩衝帯が配置できる ○緑の広場の設置により、緑化の推進に寄与でき、より自然の大切さを感じる公園とすることができる	
短 所	●誰もが利用できる休憩や交流の場としての緑のオープンスペースが少ない ●第1種と第3種陸上競技場をつなぐ園路の幅員が案2に比べ狭い	●臨時駐車場や大規模災害時等に利用可能な平坦なオープンスペースが案1に比べ少ない ●庭球場が案1の場合より住宅地に近い配置となる	

(3) 導入検討施設に関する主な意見

庭球場や多目的広場、その他広場の機能等について、検討懇話会や県民意見募集等で出された主な意見を整理しました。

表2 導入検討施設に関する主な意見

施設	主な意見	検討懇話会等
庭球場	エントランス広場は幅30mほどあり、それだけで十分広場としての機能は持っているとは思うが、こここの部分は公園の中心になっていて重要な場所であるため、庭球場については、金亀公園に移設するのが望ましいと考える。	第3回
	庭球場は野球場のように自治会近くに寄らない配置を検討する必要があると思う。	第4回
多目的広場	多目的広場の稼働率が高いので、駐車場を多く配置するよりも臨時駐車場として利用できるような空間の場として多目的広場を整備しておくこともできる。	第2回
	多目的広場は、多様な競技に使用できるし、駐車場にも利用できる。多目的広場があれば、公園全体の利用価値が高まると思う。	第3回
緑の広場	真ん中に配置された庭球場を、どこかに移せれば公園の中心に大きな広場が出来て、野球場や競技場から出てきた人のたまり空間になったり、仮設のものを作ったりというスペースができ、公園のシンボルになると思う。	第2回
	庭球場予定地を広場にすると、公園らしい場所が確保でき、公園としてもよくなると思う。	第3回
	無理やりテニスコートを敷地内に入れるよりは駐車スペース、フリースペースに余裕を持たせたほうがよいのではないか。	住民意見
(彦根市意見)		
<ul style="list-style-type: none"> ・主会場となる公園整備については、市民の憩いの場となることは当然ながら、世界遺産登録申請においてもバッファゾーンの可能性を検討していることから、建築物は最小限に止め、植樹を多くするなど、ゆとりのある公園となるようご検討願いたい。(平成27年3月20日付け彦都第126号) ・彦根城の世界遺産登録の整合の観点から「ゆとりのある公園」となるようお願いしたい。金亀公園の再整備にあたり、金亀公園の中に多目的広場を整備することにより、(仮称)彦根総合運動公園との連携、一体的な利用をより強く図れ、利用者にとっても有益であると判断している。(平成27年5月18日付け彦都第253号) 		

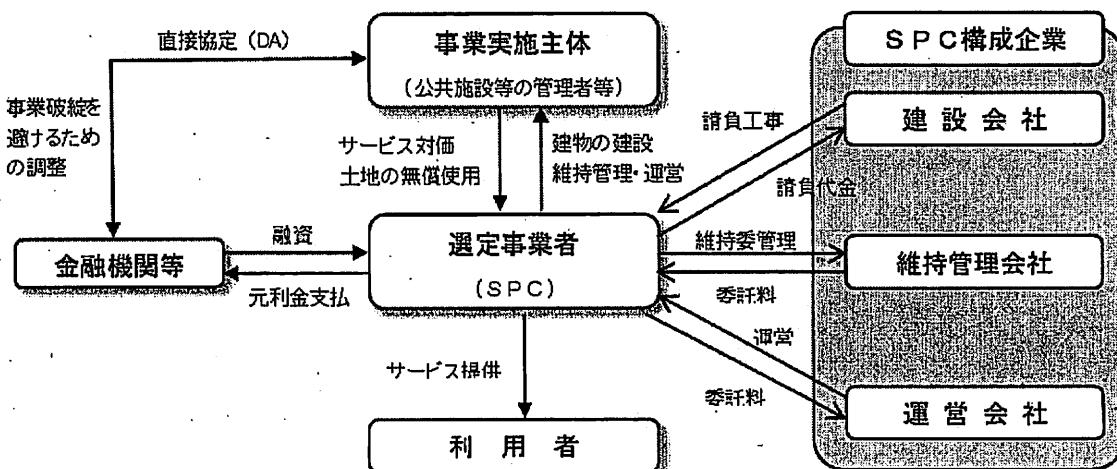
10. 事業手法関連資料

(1) PFI方式の事業スキームと主な所有形態別の類型(事業方式)、事業類型

※挿入した図は、総務省HP「PFI事業に関する政策評価」より引用した。

【事業スキーム】

一般的な事業スキームは以下のとおりです。

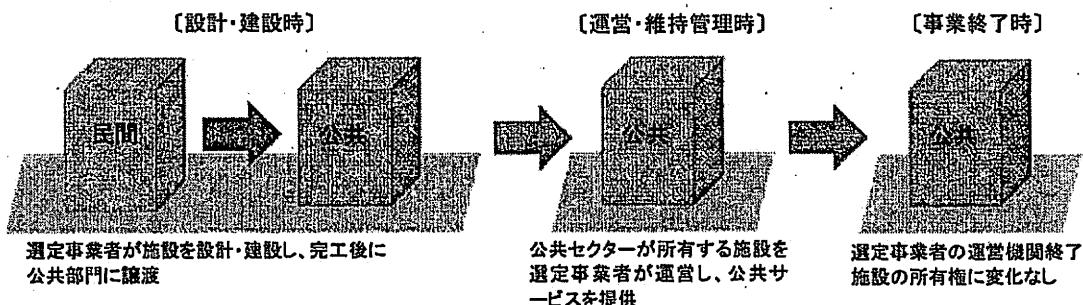


【所有形態別の類型(主なもの)】

事業期間中の施設の所有権や事業内容等によって、PFIの施設の所有形態別の類型は、次に示すBTO方式、BOT方式のほかBOO方式、RO方式、RTO方式等に分類されます。

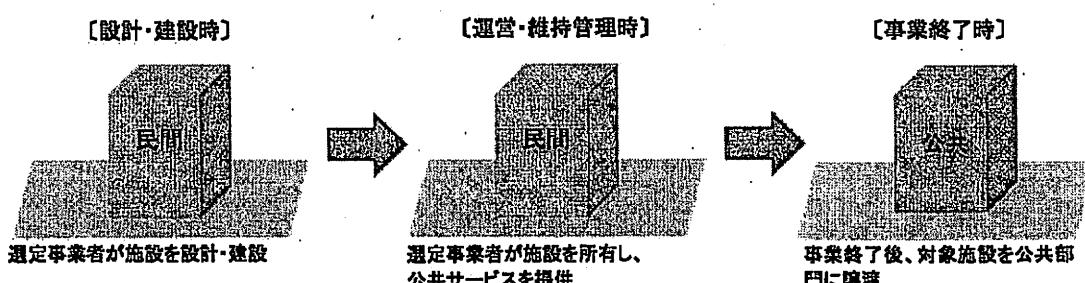
○BTO方式

BTO方式とは、選定事業者が対象施設を設計・建設し、完工直後に公共部門に施設所有権を移転後、公共部門の所有となった施設の維持管理及び運営を行う事業方式です。



○BOT方式

BOT方式とは、選定事業者が対象施設を設計・建設し、完工後も対象施設を所有し続けたまま維持管理および運営を行い、事業期間終了時に公共部門に施設所有権を移転する事業方式です。



【事業類型】

PFIの事業類型には、サービス購入型、独立採算型、混合型（サービス購入型と独立採算型をあわせた形態）があります。これらの事業類型は、官民の係わり方や選定事業者の収入の源泉等の違いに基づいて分類されます。

○サービス購入型

選定事業者は、対象施設の設計・建設・維持管理・運営を行い、公共部門は選定事業者が受益者に提供する公共サービスに応じた対価（サービス購入料）を支払います。選定事業者のコストが公共部門から支払われるサービス購入料により全額回収される類型です。



○独立採算型

選定事業者が自ら調達した資金により施設の設計・建設・維持管理・運営を行い、そのコストが利用料金収入等の受益者からの支払いにより回収される類型をいいます。この場合、公共部門からのサービス購入料の支払いは生じません。ただし、公共部門によって施設整備費の一部負担や事業用地の無償貸付が行われる場合もあります。



○混合型

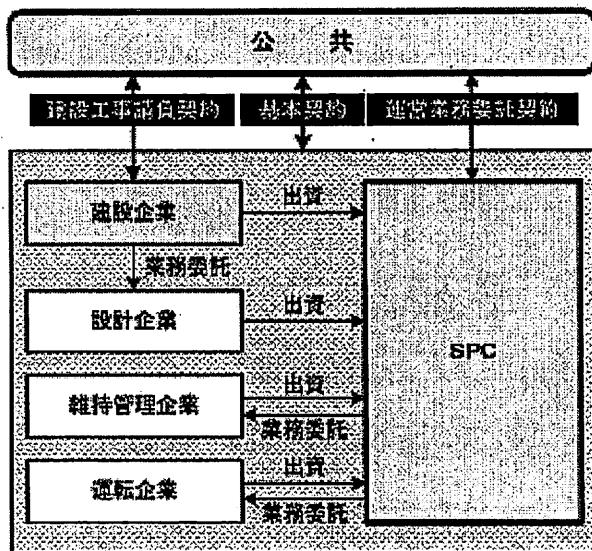
選定事業者のコストが、公共部門から支払われるサービス購入料と、利用料金収入等の受益者からの支払いの双方により回収される類型をいいます。いわば、「サービス購入型」と「独立採算型」の複合型です。



(2) D B O方式の事業スキーム

【事業スキーム】

D B O方式の事業スキーム例は以下のとおりです。



○基本契約

- ・対象者：公共↔落札企業各社（建設企業、設計企業、維持管理企業ならびに運転企業等） 及び SPC
- ・内 容：主に事業全体の枠組みを規定する内容であり、各企業の役割分担、締結すべき 契約 及び代表企業の責務（運営 SPC の支援義務等）が規定されます。

○建設工事請負契約

- ・対象者：公共↔建設企業
- ・内 容：設計、建設業務の実施に関する事項が規定されます。

○運営業務委託契約

- ・対象者：公共↔SPC ・内 容：維持管理、運営業務の実施に関する事項が規定されます。

11. ネーミングライツ事例

事例 1：味の素スタジアム

株式会社東京スタジアムでは、「スポーツなど豊かな生活文化を育み、地域に愛され、自律的な経営を行うスタジアム」づくりに必要な資金を調達するため、2003年（平成15年）3月よりネーミングライツを導入し、メインスタジアムを「AJINOMOTO STADIUM」（和文表記：「味の素スタジアム」）、セカンドフィールドを「アミノバイタルフィールド」に改称しました。

第1期契約が5年間（平成15年3月1日～平成20年2月末日）で12億円、第2期契約が6年間（平成20年3月1日～平成26年2月末日）で14億円となっています。また、平成25年10月30日に、ネーミング・ライツ契約を更新し、新たな契約期間は、5年間（平成26年3月1日～平成31年2月末日）で10億円（いずれも消費税等別途）となっています。

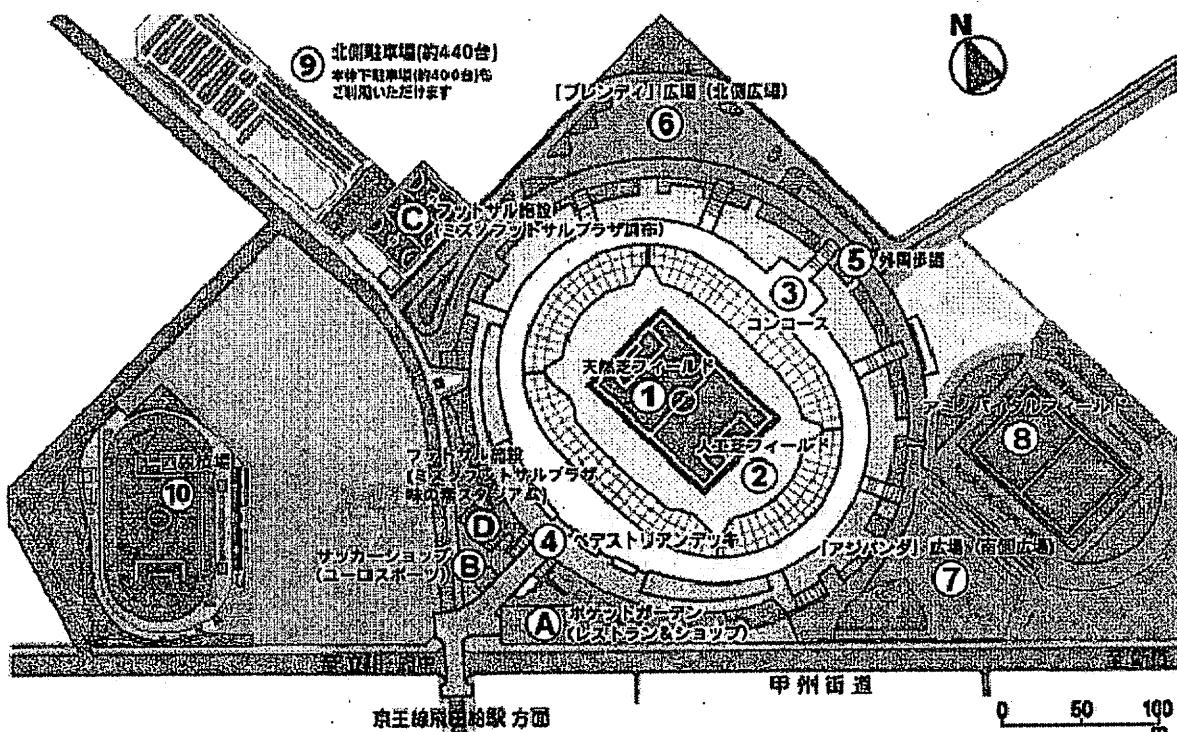


図 施設全体図

事例 2：日産リーフの森：

滋賀県栗東市にある県民の森（県有林）が、滋賀日産自動車株式会社により、「日産リーフの森」と命名されました。契約金額は、年額60万円、契約期間は、平成26年4月1日～平成31年3月31日の5年間となっています。



日産リーフの森

12. 住民参画の事例

事例1：中ノ口川河川公園整備ワークショップ

(新潟県地域振興局地域整備部巻分所 平成14~16年度実施事業)

●事業全体像

新潟県地域振興局地域整備部巻分所が、燕市と協力して、燕市大曲地区の中ノ口川左岸側の河川敷(高水敷)を利用した河川公園を県民参加で整備した事例です。

●事業の実施内容

◇平成14年度：河川敷公園づくりワークショップ

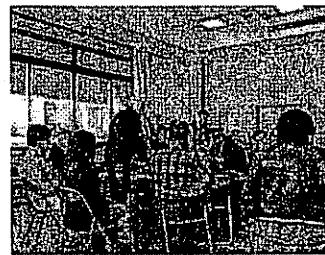
初年度は、公園計画に先立ちワークショップを開催し、地域住民から頂いた意見をもとに計画図面を作成しました。

◇平成15年度：利活用アイディアの提案

H15年度は、この河川公園の活用方法について引き続きワークショップを開催し、地域住民からたくさんの「利・活用のアイディア提案」を得ました。

◇平成16年度：河川公園利活用ワークショップ

H16年度には、前年度のワークショップに参加した住民を対象に、「公園利・活用アンケート」を実施したところ、「公園の利・活用(活用、維持管理など)」をテーマに、具体的な活動をどうしていくか、具体的な実験イベントの開催を含めたワークショップを開催しました。



第1、2回ワークショップ

今までの整備状況の説明や参加者による公園利・活用のための意見交換が行われ、実体験に向けたいくつかの具体的な提案がありました。

第3、4回ワークショップ

植栽体験に向けて、各グループにわかれ、具体的な準備に取りかかり、開催を迎えました。

第5回ワークショップ

公園に「何を望むか」「何ができるか」等を話し合った結果、参加者を中心とした大曲河川公園ファンクラブが結成しました。

●事業による成果

H16年度のワークショップ最終回で、参加者を中心とした「大曲河川公園ファンクラブ」が結成されました。この公園ファンクラブは、大曲河川公園を市民が主体となって行政とともに育てていく組織であり、3カ年にわたったワークショップの集大成でもあります。このことは、参加者の公園に対する熱意や愛着の表れであり、その熱意と愛着は、公園ファンクラブ結成(12月12日)直後の12月19日にイルミネーション点灯式として活動がなされたことからも伺えます。

事例2：第二京阪道路植栽ワークショップ

●事業全体像

第二京阪道路は「緑立つ道」の愛称で親しまれ、環境や景観に配慮し、豊かな「みどり」、風景になる「みち」等のデザインにもこだわった周辺環境と調和した道づくりを目指しています。そのため沿道住民の方に愛される道を目指し、沿線小学校周辺における植栽帯については、第二京阪道路としては初の試みとして、沿線小学校との協働による緑づくりを進めることとしました。こうして作り上げられた植栽帯が人々に育てられ、親しまれるようにするための第1ステップとして、小学生の意見を植栽計画へ反映することとし、今回、ワークショップ(以下、WSという)形式により、小学生の意見を聴取しました。

●事業の実施概要

総合学習の一環として“緑の勉強”をしている第3学年を対象としたWSを実施しました。

①WS日程：全3回及び、投票の実施

(第1回目：緑地帯の意見交換など 第2回目：班の植栽計画平面図の作成投票など 第3回目：模型による模擬植樹の実施など)

②WS対象：小学校第3学年(全2クラス：60人)

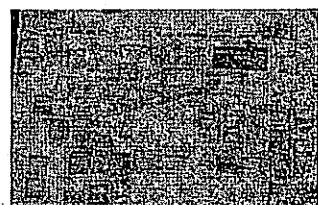
③班構成：8班構成(1班あたり7～8人)

④ワークショップの手法

■「こんな緑地にしたいな」カードを使った話し合い手法■

【Step1】：「こんな事をしたいな」と思うカード(ポストイット)を作成します。

【Step2】：ポストイットを図面の各緑地帯周辺に貼り出し、物語をつくります。



【Step3】：みんながいいなと思う緑地・樹木について、ポストイットを見ながら自由に話し合います。

【Step4】：まとめた意見をグループ(班)単位に発表し、成果の確認と意識の共有を行います。



●ワークショップによる最終植栽計画案

各班の作成した植栽計画案の

投票結果により、各緑地の植栽方針を決定し、最終の植栽計画図としてとりまとめました。

緑地帯の場所	植栽方針
「楠根小学校」側の緑地帯	・色々な花や紅葉、いいにおいのする木のある緑地 ・クロガネモチなど、小学校児童が勉強した木がある緑地
「楠根小学校」側の緑地帯	・色々な花や紅葉、いいにおいのする木のある緑地 ・クロガネモチなど、小学校児童が勉強した木がある緑地

●事業による成果

参画した小学生からは「第二京阪道路を手伝えてうれしかった」といった声も聞かれ、小学校の教員からも「引き続き、第二京阪道路の学習を行いたい」との話もあり、今後も小学校との取組を進めていくこととなっており、環境学習などに役立っています。

事例3：古河総合公園

古河総合公園では、公園を活用する多くの市民団体等が公園の管理運営に参加しており、公園の管理運営を円滑かつ効果的に推進するマネージメント能力を有した人材の必要性があったことから、こうした職能を有する者に「パークマスター」の資格を与え、公園管理者と公園利用者との調整を図っている。

(出典：「社会资本整備審議会資料 H18. 国交省」より抜粋)

●公園概要

所在地：茨城県古河市鴻巣399-1

公園種別：総合公園

面積：25.2ha

指定管理者：(財)古河市地域振興公社



古河総合公園

●公園づくりの経緯

1455年 鎌倉公方足利成氏が古河に遷り御所沼の畔に鴻巣御所を構える

1972年 大総合公園主要構想案

1997年 公園周辺整備計画

1999年 (財)古河市地域振興公社に管理運営を委託、パークマスター着任

2003年 「文化景観の保護と管理に関するメリナ・メルクーリ国際賞」受賞

●パークマスターの位置づけと業務

公園づくりのつなぎ役として(財)古河市地域振興公社に所属する職員1人が常勤で行っている。

役割はパークライフの支援活動を中心、整備や改修修繕業務、利用案内や企画開催業務を担っている。

特に、パークライフ支援業務では、園内情報誌・ニュースレター・ホームページ・パークマスター・レポートの作成や出前講座の開催、そして公園資源の活用計画案の作成などを行っている。

(出典：「社会资本整備審議会資料 H18. 国交省」より抜粋)

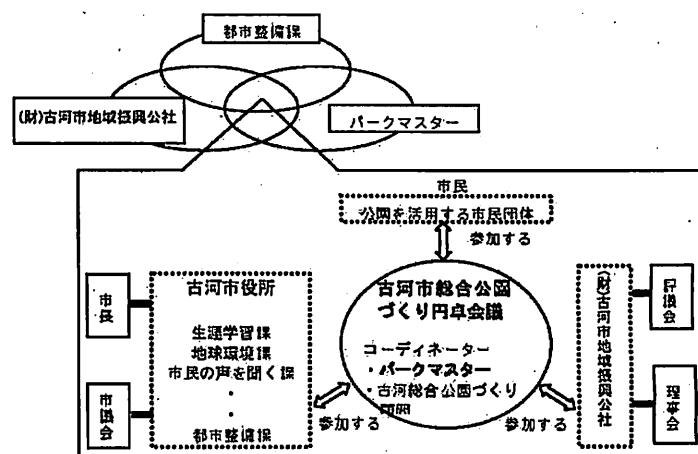


図 公園づくり体制

(出典：古河HP、「緑の読本」2004-2 シリーズ 69、(財)古河市地域振興公社ヒアリング)

●公園づくりにおける活動内容

- ・パークライフ絵日記………市民の考案した活動内容をパークマスターに伝え表現する手段。
- ・公園づくりフォーラム………企画を持ち寄り、実現に向けて調整する会議。
- ・古河総合公園づくり円卓会議………フォーラムの代表市民、各種行政部署、関連機関団体等で情報を共有しながら公園づくりのあり方を協議する場。
- ・古河総合公園づくりプラン(案)………公園づくりの「来歴」、「資源」、「願い」を包括した、市民協働で検討し続ける公園づくりの将来像。

(情報出典：特記以外は公園HP)

事例4：兵庫県立有馬富士公園

有馬富士公園は県立都市公園で初めてとなる住民の「参画と協働」による公園運営の実現をコンセプトのひとつとしており、住民と県・三田市および関係機関などで有馬富士公園運営・計画協議会を設置し、当協議会の提案・助言を得ながら、住民とのパートナーシップによる公園運営づくりを目指している。

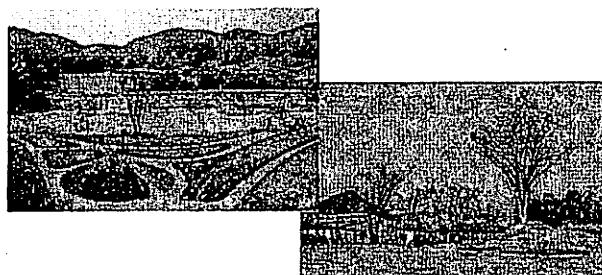
●公園概要

所在地：兵庫県三田市福島 1091-2

公園種別：広域公園

面積：416.3ha

指定管理者：(財)兵庫県園芸・公園協会



兵庫県立有馬富士公園

●公園整備の経緯

1999年 「有馬富士公園運営計画」を策定。

2000年 県・県教育委員会・人と自然の博物館・三田市・三田市教育委員会・学識経験者および当公園協会等で「有馬富士公園運営・計画協議会」を設置し、協議会を開催。

2001年 一部施設より順次供用開始

●公園運営・計画協議会の位置付けと目的

有馬富士公園の計画や運営について協議する会であり、各関係機関および公園利用者である住民などの多様な意思を調整、統一するために設置された、公園運営における意思決定機関である。

本協議会は「豊かな自然環境と一体となった県民参画型の公園」の実現を目指し、その具体的な展開のために次のことについて検討を行っている。

- ・公園における具体的な方策について
- ・県民参画のための具体的な管理運営計画について
- ・未整備区域の計画について
- ・有馬富士公園とその他の施設とのネットワークについて

有馬富士公園運営・計画協議会

事務局

- ・組織体制の検討
- ・予算の検討

場所づくり部会

- ・未開設区域の計画
- ・全体計画に係る検討

コーディネーション部会

- ・プログラム間の調整
- ・市民コーディネーターの育成

ハード

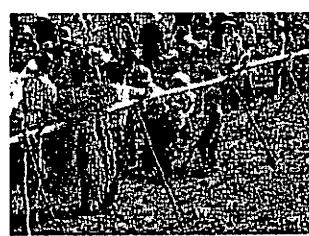
ソフト

図 運営体制

(出典：ありまふじCrew 応募の手引き、夢プログラム募集要領、リーフレット)

●公園づくりにおける活動内容

有馬富士公園では県民、市民による公園の運営を目指し、その第一段階として、「ありまふじ夢プログラム」を実施しており、有馬富士公園の自然を活かした手作りのプログラムを企画し、実施することができる人材の育成を行っている。



ありまふじ夢プログラムの実施状況

(情報出典：特記以外は公園HP)